

資
料
編

大分県環境白書（資料編） 目次

1 各種審議会委員等名簿.....168	表 水質 11 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数及び有害物質貯蔵指定施設数..... 204
(1) 大分県環境審議会委員..... 168	表 水質 12 排水基準の概要..... 206
(2) 大分県環境影響評価技術審査会委員.. 169	表 水質 13 地下水調査井戸数..... 206
(3) 大分県公害審査会委員..... 169	表 水質 14 地下水質調査結果..... 207
(4) 大分県産業廃棄物審査会..... 170	表 水質 15 総量削減計画の概要（COD、窒素含有量及びりん含有量）. 210
(5) 大分県漁業被害認定審査会委員..... 170	図 水質 16 瀬戸内海の環境保全に関する大分県計画の概要..... 211
(6) おおいたうつくし作戦県民会議委員.. 171	表 水質 17 水質環境基準等（公共用水域）..... 212
(7) グリーンアップおおいた推進会議委員 173	表 水質 18 地下水の環境基準等と地下浸透の防止に係る基準..... 219
(8) 自然公園指導員（大分県委嘱）..... 174	表 水質 19 水質関係公害防止協定値... 222
(9) 自然公園指導員（環境省委嘱）..... 175	4 騒音・振動・悪臭・交通公害関係資料.....223
(10) グリーンアップおおいたアドバイザー 176	表 騒音 1 騒音に係る環境基準..... 223
2 大気関係資料.....178	表 騒音 2 航空機騒音に係る環境基準.. 223
表 大気 1 環境基準及びその評価方法... 178	表 騒音 3 特定工場等に関する騒音の規制基準..... 224
表 大気 2 硫酸酸化物に係る排出基準（K値）の推移..... 178	表 騒音 4 特定建設作業に関する騒音の規制基準..... 224
表 大気 3 大気関係公害防止協定値.... 179	表 騒音 5 騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定等市町村一覧... 225
図 大気 4 大気環境監視測定局設置状況. 179	表 騒音 6 一般地域における騒音の環境基準達成状況..... 226
表 大気 5 各測定局の環境基準達成状況. 180	表 騒音 7 道路に面する地域の騒音測定結果..... 227
表 大気 6 主要交差点における測定結果. 180	表 騒音 8 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の面的評価結果..... 229
表 大気 7 有害大気汚染物質調査結果... 181	表 騒音 9 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の評価結果（道路種類別総括表）.... 229
表 大気 8 空間放射線量率..... 182	表 騒音 10 町村の路線別の面的評価結果（戸数）..... 230
表 大気 9 雨水の全ベータ放射能..... 182	表 騒音 11 町村の路線別の面的評価結果（割合）..... 231
表 大気 10 環境試料中の放射性物質濃度 182	表 騒音 12 航空機騒音実態調査結果... 232
表 大気 11 ダイオキシン関係（大気、水質、底質、土壌）..... 183	
3 水質関係資料.....184	
表 水質 1 公共用水域の水質測定項目... 184	
表 水質 2 公共用水域の水質調査に係る測定機関別測定地点総括表..... 185	
表 水質 3 生活環境項目（BOD、COD）の環境基準達成率の推移..... 185	
表 水質 4 生活環境項目（BOD、COD）の環境基準達成状況の推移..... 186	
表 水質 5 生活環境項目（全窒素、全磷）の環境基準達成率の推移..... 188	
表 水質 6 生活環境項目（全窒素及び全磷）の環境基準達成状況の推移.. 189	
表 水質 7 水生生物の保全に係る環境基準達成状況..... 190	
表 水質 8 環境基準類型指定状況..... 196	
表 水質 9 水生生物調査に係る指標生物. 203	
図 水質 10 瀬戸内区域及び入津..... 203	

表 騒音 13 騒音苦情受付件数（発生原因別）	232	表 自然 6 令和 5 年度温泉利用状況報告書 多目的利用分	252
表 騒音 14 騒音に係る特定施設別届出数	233	8 エコエネルギー関係資料	253
表 騒音 15 騒音に係る特定建設作業別届出数	233	表 県内のエコエネルギー導入状況	253
表 振動 1 振動規制基準	234	9 衛生環境研究センター関係資料	267
表 振動 2 振動苦情受付件数（発生原因別）	235	表 衛生 1 環境保全に関する試験研究	267
表 振動 3 振動に係る特定施設別届出数	235	表 衛生 2 大気汚染等に関する調査分析件数	268
表 振動 4 振動に係る特定建設作業別届出数	236	表 衛生 3 水質汚濁等に関する調査分析件数	268
表 悪臭 1 悪臭苦情受付件数（発生原因別）	237	10 第 3 次環境基本計画の進捗状況	269
表 悪臭 2 六段階臭気強度表示法	237	表 環境指標一覧	269
表 悪臭 3 悪臭防止法に基づく規制基準	238	11 「第 3 次大分県環境教育等行動計画」 令和 5 年度実績調査票	273
表 悪臭 4 かおり風景 100 選選定地点（県内）	239	表 指標一覧	273
図 悪臭 5 畜産環境保全指導体制	240	語句説明・索引	275
図 悪臭 6 畜産環境対策推進体制	240		
5 土壌関係資料	241		
表 土壌 1 土壌の汚染状況に関する基準	241		
表 土壌 2 要措置区域一覧	242		
表 土壌 3 形質変更時要届出区域一覧	242		
6 廃棄物関係資料	243		
表 廃棄物 1 種類別一発生量及び処理・処分量	243		
表 廃棄物 2 排出量（業種別・種類別）	245		
表 廃棄物 3 産業廃棄物処理施設の設置数と能力	246		
表 廃棄物 4 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数	246		
7 自然環境関係資料	247		
表 自然 1 市町村別自然公園面積調	247		
表 自然 2 狩猟鳥獣	249		
表 自然 3 狩猟者による主な鳥獣の捕獲数	249		
表 自然 4 主な鳥獣による農林作物の被害金額の推移	250		
表 自然 5 令和 5 年度温泉利用状況報告書（総括表）	251		

1 各種審議会委員等名簿

(1) 大分県環境審議会委員

(令和7年2月時点)

氏名	所属・職名等	部会						備考
		総合	水質	自然環境	温泉	鳥獣	環境緑化	
足立 高行	NPO法人おおいた生物多様性保全センター理事長	○		○				自然環境部会長
池松 信子	おおいた上野の森の会代表					○		
伊藤 絵理子	公益財団法人日本生態系協会主任研究員			○				
井上 隆	NPO法人里山保全竹活用百人会理事長	○						
岩武 香織	なた海岸動物病院院長					○		
大上 和敏	大分大学教育学部教授	○	○		○			水質部会長
大沢 信二	京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設教授	○			○			温泉部会長
大友 進一	公益財団法人森林ネットおおいた理事長	○					○	環境緑化部会長
奥山 みなみ	大分大学医学部講師					○		
海原 明子	NPO法人国東市手と手とまちづくりたい副理事長		○					
笠木 梨恵	日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会幹事	○						
川野 智美	九重ふるさと自然学校代表			○				
衣本 太郎	大分大学理工学部教授/減災・復興デザイン教育研究センター	○						
清瀧 毅	大分県樹苗生産農業協同組合副組合長						○	
久寿米木 洋子	公益社団法人大分県薬剤師会検査センター副所長兼総務部長 大分県薬剤師会理事	○	○					
工藤 喜賀	公益社団法人ガールスカウト大分県連盟連盟長						○	
栗田 泰司	日本製鉄株式会社執行役員 九州製鉄所副所長(大分地区代表)	○						
桑野 恭子	認定NPO法人地域環境ネットワーク理事	○						
上月 明美	べっぶ旅館女将の会 会長/おにやまホテル女将				○			
古長 照美	湯平温泉女将の会 会員/山荘松屋				○			
斉藤 功	大分大学医学部公衆衛生・疫学講座教授		○					
酒井 亮太	大分地方気象台長	○						
佐藤 研士	一般社団法人大分県医師会常任理事	○						副会長
菅田 哲治	公益社団法人大分県薬剤師会副会長				○			
高田 義友	大分県みどりの少年団育成連絡協議会副会長						○	
高見 徹	西日本工業大学工学部総合システム工学科教授		○					
高見 大介	日本文理大学工学部准教授/人間力育成センター長	○						
竹村 恵二	京都大学名誉教授				○			
谷上 和年	日本野鳥の会大分県支部支部長	○				○		鳥獣部会長
塚田 俊三	立命館アジア太平洋大学客員研究フェロー	○						会長
坪木 直文	大分森林管理署長			○		○		
戸高 壽生	大分県森林組合連合会理事副会長					○	○	
長井 健三	一般社団法人大分県猟友会会長					○		
中西 章敦	日本文理大学工学部建築学科教授			○				
永野 昌博	大分大学理工学部准教授			○				
福井 智之	九州地方環境事務所 統括自然保護企画官			○				
星野 和夫	株式会社マリーンバレス水族館「うみたまご」学芸員		○					
松田 健太郎	弁護士	○						副会長
松本 佳織	弁護士				○			
水谷 トシエ	一般社団法人大分県地域婦人団体連合会会長						○	
森脇 久代	大分県商工会女性部連合会会長						○	
山下 博美	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部教授		○					
山本 千里	大分商工会議所女性会副会長	○						

特別委員（水質部会：水質汚濁防止法関係）

氏名	所属	備考
青野 正志	九州地方整備局企画部長	
太田 保光	九州経済産業局資源エネルギー環境部長	
立道 英樹	大分海上保安部長	
松尾 和宏	九州産業保安監督部産業保安監督管理官	
満永 俊典	九州農政局生産部長	

任期：令和6年12月1日～令和8年11月30日

(2) 大分県環境影響評価技術審査会委員

(令和6年9月現在)

氏名	職名等	備考
大上和敏	大分大学教育学部 教授	会長
川野智美	九重ふるさと自然学校 代表	
久壽米木 洋子	公益社団法人大分県薬剤師会 理事	
須藤智徳	立命館アジア太平洋大学 サステイナビリティ観光学部 教授	
副島 顕子	熊本大学大学院先端科学研究部 教授	
谷上和年	別府溝部学園短期大学 教授	会長代理
堤内雄二	大分昆虫同好会 会長	
富来礼次	大分大学理工学部 教授	
永野昌博	大分大学理工学部 准教授	
信岡かおる	大分大学理工学部 准教授	
星野和夫	大分マリーナパレス水族館「うみたまご」飼育部 学芸員	
松永千晶	福岡女子大学国際文理学部 准教授	
吉岡敏和	豊後大野市商工観光課 ジオパーク専門員	
吉永浩二	大分県文化財保護指導員	

任期:令和5年6月3日～令和7年6月2日

(3) 大分県公害審査会委員

(令和7年1月現在)

専門分野	氏名	役職名等
法 律	吉田 祐治	弁護士
	井田 雅貴	弁護士
	安部 茂	弁護士
	田中 朋子	弁護士
公 衆 衛 生	貞永 明美	大分県医師会常任理事
	斉藤 功	大分大学医学部 教授
	前原 理佳	大分県薬剤師会常務理事
産 業 技 術・そ の 他	影山 隆之	大分看護科学大学看護学部 教授
	定金 香里	大分看護科学大学看護学部 准教授
	大上 和敏	大分大学教育学部 教授

任期:令和7年1月8日～令和10年1月7日

(4) 大分県産業廃棄物審査会

(令和6年4月現在)

氏名	職名
吉松 研一	(一社)大分県中小企業診断士協会理事・副会長 中小企業診断士
田中 孝典	大分工業高等専門学校 都市・環境工学科教授
中村 多美子	弁護士法人リブラ弁護士
能見 知子	田中保之法律事務所弁護士
田中 綾子	福岡大学工学部教授
平田 誠	大分大学理工学部准教授
信岡 かおる	大分大学理工学部准教授
久壽米木 洋子	大分県薬剤師会検査センター副所長兼総務部長 大分県薬剤師会理事
大上 和敏	大分大学教育学部教授
御沓 稔弘	(公財)大分県生活衛生営業指導センター専務理事兼事務局長 元生活環境部審議監、元大分県循環社会推進課長

任期：令和6年4月26日～令和8年4月25日

(5) 大分県漁業被害認定審査会委員

(令和6年10月現在)

氏名	職名
小野 裕佳	弁護士
小野 眞一	元大分県漁協専務理事
酒井 久美子	大分大学医学部客員教授
堤 進	大分県立海洋科学高等学校校長
佐藤 名保	マリンパレス主任
原口 舞	大分県薬剤師会常務理事
正岡 哲治	水産研究・教育機構水産技術研究所 部長
大崎 悦男	佐伯市農林水産部水産課長

任期：令和6年10月1日～令和8年9月30日

(6) おおいたうつくし作戦県民会議委員

(令和6年10月22日終了)

会 長 関 庄一郎

副会長 各部長

顧 問 大分県知事 佐藤 樹一郎

(自然保護・観光部会)

役職	団 体 名 等	職 名	氏 名
部会長	日本文理大学	名誉教授	杉浦 嘉雄
副部会長	大分大学	理工学部准教授	永野 昌博
委員	日本野鳥の会大分県支部	事務局長	衛藤 民子
委員	日本風景街道 おおいた海への道推進協議会	事務局長	加藤 千明
委員	九重ふるさと自然学校	代表	川野 智美
委員	奈多狩宿住吉海岸の松林を守る会	会長	木村 謙次郎
委員	九重の自然を守る会	事務局長	小山 正記
委員	(株)マリンパレス	飼育部 獣類グループ 主任	佐藤 名保
委員	九州旅客鉄道(株)大分支社	総務企画課 課長	徳丸 晋作
委員	大分を桜でいっぱいにする会	代表	花井 和子
委員	大分県山岳連盟	会長	原 勇人
委員	NPO法人アイラブグリーン大分	理事長	二村 沢行
委員	国東半島峯道トレイルクラブ	顧問	山岡 研一
委員	特定非営利活動法人水辺に遊ぶ会	事務局長	山守 巧
委員	(株)Kabosu Company	コンサルティングマネージャー	渡部 順子

(廃棄物・大気・水環境部会)

役職	団 体 名 等	職 名	氏 名
会長	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター	理事長	関 庄一郎
部会長	大分大学	教育学部教授	大上 和敏
副部会長	(一社)大分県産業資源循環協会	会長	矢野 真一郎
委員	NPO法人 チーム1.5おおいた	理事・事務局長	岩本 哲夫
委員	大分県商工会女性部連合会	理事	江藤 あけみ
委員	大分県漁業協同組合女性部	副部長	紀野 道子
委員	(一社)大分県自動車整備振興会	専務理事	須藤 正智
委員	生活協同組合コープおおいた	組合員理事	瀧澤 明子
委員	一級建築士		詫摩 賢治
委員	大分県環境保全協議会	会長	利光 正臣
委員	ゆうび株式会社(大分市キャンプ協会)	総務・人事部	中内 信孝
委員	大分県食生活改善推進協議会	会長	荷宮 みち恵
委員	気象予報士		花宮 廣務
委員	(株)トキハ	総務部長	藤野 嗣久
委員	大分県生活学校運動推進協議会	書記	古代 紘子
委員	立命館アジア太平洋大学	アジア太平洋学部 教授	山下 博美

(地球温暖化対策部会)

役職	団体名等	職名	氏名
部会長	立命館アジア太平洋大学	サステイナビリティ観光学部 教授	須藤 智徳
副部会長	認定NPO法人地域環境ネットワーク	理事	桑野 恭子
委員	(一社)大分県タクシー協会	専務理事	江熊 春彦
委員	おおいたAFF女性ネットワーク	会長	小原 頼子
委員	NPO法人 チーム1.5おおいた	顧問	加藤 俊一
委員	九州電力(株)大分支店	企画・総務部 地域共生グループ長	川島 俊介
委員	(株)堀 木材	専務取締役	志賀 和美
委員			田北 真里
委員	大分瓦斯(株)	取締役 供給部長	戸高 利恒
委員	大分大学	経済学部 准教授	中本 裕哉
委員	—		原田 真美
委員	(公社)大分県トラック協会	常務理事	益永 浩
委員	NPO法人チーム1.5おおいた	理事長	松本 明美
委員	REALIZE(株)		松山 真弓
委員	(株)大分銀行	地域創造部 推進役	矢野 雄士
委員	(一社)大分県バス協会	専務理事	脇 紀昭
委員	大分県地球温暖化防止活動推進員		綿末 しのぶ

(環境関連産業部会)

役職	団体名等	職名	氏名
部会長	T-PLAN (株)	代表取締役	寺下 満
副部会長	日本製鉄(株)九州製鉄所	大分環境防災室長	竹崎 一誠
委員	(株)レゾナック 石油化学事業部 大分コンビナート 生産技術部	生産技術部長	乙川 千博
委員	(有)育葉産業	代表取締役	栗田 洋蔵
委員	(株)JTB 大分支店	業務課長	笹山 雅文
委員	(株)エフバイオス 日田事業所	所長	佐藤 祐二
委員	大分県海面利用協議会	委員	秦 香織
委員	大分大学	理工学部 助教	鈴木 絢子
委員	エレファントジャパン(株)	代表取締役社長	高橋 枝見
委員	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合	事務局長	富来 昌博
委員	太平洋セメント(株)大分工場	製造部長	宮脇 良宗
委員	(株)環境整備産業	取締役業務本部長	福永 亮介
委員	九州林産(株) 林業部	林業部長	松尾 正信
委員	販売士協会	代表	溝部 敏勝
委員	大分短期大学	特任教授	吉野 賢一

(環境教育・ボランティア部会)

役職	団体名等	職名	氏名
部会長	学校法人瀏野学園 富士見が丘こども園	理事長 園長	瀏野 二三世
副部会長	NPO法人アースデイ中津	理事	須賀 要子
委員	大分県青少年団体連絡協議会	会長	荒金 淳
委員	大分県高等学校PTA連合会	副会長	伊藤 みどり
委員	大分県自治会連合会	会長	井上 營吉
委員	大分県公民館連合会	副会長	大久保 正人
委員	NPO法人国東市手と手とまちづくりたい	副理事長	海原 明子
委員	(公社)ガールスカウト大分県連盟	連盟長	工藤 喜賀
委員	妙音山を守る会	代表	多賀 文雄
委員	大分県シェアリングネイチャー協会	理事長	原口 サトミ
委員	(一社)大分県地域婦人団体連合会	副会長	牧 久美
委員	(公財)大分県老人クラブ連合会	会長	牧 達夫
委員	うすき生活学校「Musubi」	代表	矢田 しのぶ
委員	大分生物談話会	事務局	柳本 典枝
委員	大分県PTA連合会	会長	山田 弘樹
委員	NPO法人さわやか佐伯	理事	山本 眞壽美

(7) グリーンアップおおいた推進会議委員

(令和6年10月23日時点)

会 長 関 庄一郎

顧 問 大分県知事 佐藤 樹一郎

役職	団 体 名 等	職 名	氏 名
会長	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター	理事長	関 庄一郎
委員	立命館アジア太平洋大学	サステイナビリティ観光学部 教授	須藤 智徳
委員	(株)大分銀行	地域創造部推進役	矢野 雄士
委員	NPO法人チーム1.5おおいた	理事長	松本 明美
委員	大分県地球温暖化防止活動学生推進員	立命館アジア太平洋大学1年	小笠原 里歌
委員	大分大学	理工学部 助教	鈴木 絢子
委員	大分コンビナート企業協議会	会長ENEOS株式会社大分製油所 所長	佐藤 学
委員	大分県エネルギー産業企業会	企画運営委員長 大分石油株式会社代表取締役	永岡 壯三
委員	(一社)大分県産業資源循環協会	会長 (株)レックス九州	矢野 真一郎
委員	大分県環境保全協議会	会員 (株)熊野建設代表取締役社長	佐藤 嘉洋
委員	大分県商工会女性部連合会	理事	江藤 あけみ
委員	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク関連団体	(株)Kabosu Company	渡部 順子
委員	九重の自然を守る会	事務局長	小山 正記
委員	特定非営利活動法人水辺に遊ぶ会	事務局長	山守 巧
委員	特定非営利活動法人国東市手と手とまちづくりたい	副理事長	海原 明子
委員	大分市キャンプ協会	会長	中内 信孝
委員	特定非営利活動法人さわやか佐伯	理事長	山本 裕子
委員	環境教育アドバイザー		原口 サトミ
委員	(公財)大分県老人クラブ連合会	会長	牧 達夫
委員	株式会社トキハインダストリー	総務人事部総務課長	高田 徹

任期：令和6年10月23日～令和8年10月22日

(8) 自然公園指導員（大分県委嘱）

(令和6年4月1日時点)

氏名	主な活動地域		所属団体
浅川 岳夫	阿蘇くじゅう		
足利 慶聖	瀬戸内海	耶馬日田英彦山	水辺に遊ぶ会
安東 桂三	阿蘇くじゅう		日本山岳ガイド協会
石崎 峰良	瀬戸内海	日豊海岸	おおいた森・人・癒しの会
伊東 都茂子	阿蘇くじゅう		NPO大分グリーンインストラクター大分
伊東 博光	阿蘇くじゅう		NPO大分グリーンインストラクター大分
井上 高明	阿蘇くじゅう	祖母傾	日本山岳会東九州支部ほか
井上 千鳥	阿蘇くじゅう	国東半島	NPO法人猪の瀬戸湿原保全の会ほか
岩尾 淳子	瀬戸内海	阿蘇くじゅう	自然保護協会ほか
上杉 謙治	阿蘇くじゅう	国東半島	国東半島峯道ロングトレイルクラブ
笠口 和哉	瀬戸内海		
内田 桂	瀬戸内海	耶馬日田	NPO法人おおいた環境保全フォーラム
内田 ひとみ	瀬戸内海	日豊海岸	NPO法人おおいた環境保全フォーラム
江口 初男	阿蘇くじゅう	瀬戸内海	日本野鳥の会大分県支部
江藤 健二	津江山系		白杵さくら貝の会
衛藤 民子	瀬戸内海	祖母傾	日本野鳥の会大分県支部
江藤 光男	阿蘇くじゅう		
大倉 鉄也	阿蘇くじゅう	祖母傾	大分生物談話会ほか
太田 博之	瀬戸内海	耶馬日田	中津水辺に遊ぶ会
奥 正人	瀬戸内海		
小野 嘉子	阿蘇くじゅう		大分県自然観察連絡協議会
甲斐 英男	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
海原 明子	瀬戸内海	国東半島	NPO国東市手と手とまちづくりたい
亀淵 克彦	阿蘇くじゅう	瀬戸内海	日本登山医学会
河野 綾子	阿蘇くじゅう		くじゅうネイチャーガイドクラブ
河野 浩美	阿蘇くじゅう	国東半島	NPO法人猪の瀬戸湿原保全の会
工藤 剛	阿蘇くじゅう		NPO法人猪の瀬戸湿原保全の会
後藤 聡	阿蘇くじゅう	祖母傾	日本野鳥の会大分県支部ほか
後藤 弘喜	祖母傾		
古谷 美和	祖母傾	日豊海岸	白杵ミワリークラブほか
坂本 亮	阿蘇くじゅう	国東半島	
佐藤 公治	阿蘇くじゅう	日豊海岸	元越山色利登山道を守る会
佐藤 豊明	阿蘇くじゅう	祖母傾	
佐藤 裕二	阿蘇くじゅう	祖母傾	大分緑山岳会
志賀 一哉	阿蘇くじゅう	耶馬日田	九重の自然を守る会
菅本 夕子	瀬戸内海		
高野 裕樹	阿蘇くじゅう	瀬戸内海	日本魚類学会ほか
高橋 賢	阿蘇くじゅう	日豊海岸	九重の自然を守る会
高橋 誠一	国東半島		
瀧石 裕一	阿蘇くじゅう		大分県山岳連盟
竹内 義昭	阿蘇くじゅう	日豊海岸	白杵デザイン会議
立川 孝之	阿蘇くじゅう	瀬戸内海	大分野鳥友の会ほか
田邊 勇	神角寺芹川		日本樹木医会大分県支部
谷上 和年	阿蘇くじゅう	耶馬日田	日本野鳥の会大分県支部ほか
恒松 勲	阿蘇くじゅう	瀬戸内海	大分県山岳連盟
藤内 広三	阿蘇くじゅう	国東半島	別府生物友の会
中村 茂	阿蘇くじゅう	日豊海岸	日本野鳥の会ほか
西嶋 功	阿蘇くじゅう	祖母傾	くじゅうネイチャーガイドクラブ
西山 薫吉	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
大戸 佳子	日豊海岸	国東半島	
長谷 俊介	津江山系		
林 謙治	阿蘇くじゅう	耶馬日田	日本野鳥の会大分県支部
日野 佳代	阿蘇くじゅう	祖母傾	くじゅうネイチャーガイドクラブほか
深江 克寿	日豊海岸	豊後水道	大分生物談話会
堀 英樹	阿蘇くじゅう		大分生物談話会ほか
宮本 英一	瀬戸内海	耶馬日田	
森田 祐介	阿蘇くじゅう	祖母傾	日本爬虫両棲類学会ほか
矢野 真紀夫	祖母傾	神角寺芹川	豊後大野市自然史友の会
矢野 義嗣	阿蘇くじゅう	瀬戸内海	国東半島峯道トレッキングクラブ
山崎 美土子	日豊海岸		
山下 莖三	瀬戸内海	耶馬日田	特定非営利活動法人水辺に遊ぶ会
山田 俊治	阿蘇くじゅう	瀬戸内海	大分生物談話会ほか
山本 幸雄	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
中内 信孝	阿蘇くじゅう	神角寺芹川	大分市キャンプ協会ほか

(任期:令和4年4月1日～令和7年3月31日)

(9) 自然公園指導員（環境省委嘱）

（令和6年4月1日時点）

氏名	主な活動地域		所属団体
	国立公園	国定公園	
赤嶺 和樹	阿蘇くじゅう		大分県山岳連盟ほか
池松 信子	阿蘇くじゅう		大分県自然観察連絡協議会ほか
入江 久生	阿蘇くじゅう		由布自然とふれあう友の会ほか
鬼塚 隆子	瀬戸内海		大分県自然観察連絡協議会ほか
川野 智美	阿蘇くじゅう		九重ふるさと自然学校
小山 正記	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
齋藤 行雄		日豊海岸	大分県自然観察連絡協議会ほか
齋藤 義信		祖母傾	大分県自然観察連絡協議会
坂本 浩昭	阿蘇くじゅう	日豊海岸、祖母傾	大分県山岳連盟
笹平 浩江	阿蘇くじゅう		日本自然保護協会ほか
指原 里美	阿蘇くじゅう		
佐藤 一生	阿蘇くじゅう		日本自然保護協会ほか
炭本 悟朗	阿蘇くじゅう		NPO法人おおいた生物多様性保全センター
瀬口 三樹弘	阿蘇くじゅう		日本自然保護協会ほか
寺田 豪淳	瀬戸内海		両子の森プロジェクトほか
長尾 武彦	阿蘇くじゅう	祖母傾	日本山岳ガイド協会ほか
二宮 孝明	瀬戸内海		豊嶺会
原 勇人	阿蘇くじゅう	祖母傾	大分県山岳連盟
平野 憲司	阿蘇くじゅう	日豊海岸、祖母傾	日本自然保護協会ほか
弘蔵 岳久	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
堀田 実	阿蘇くじゅう		おおいた生物多様性保全センターほか
宮野 敬樹		耶馬日田英彦山	日本自然保護協会
宮本 寛	阿蘇くじゅう	玄海	ココペリウエスタンライディング
山本 兆司		耶馬日田英彦山	水辺に遊ぶ会ほか
吉武 秀樹	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
吉野 真治	阿蘇くじゅう	祖母傾	大分県山岳連盟
渡辺 了孔	瀬戸内海		NPO法人森と海の共生ネットワーク

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

(10) グリーンアップおおいアドバイザー

(令和6年12月1日時点)

No.	氏名	住所地	専門分野等
1	朝見 高樹	大分市	緑化やまちづくりの指導、森林植樹指導、自然環境保護活動の指導、自然の中の庭園づくりの指導、松林の植樹、落ち葉プール、自然観察ウォーキング
2	足利 慶聖	中津市	海洋ゴミ(漂着ゴミ)、自然観察会(干潟観察、鳥観察、魚観察)、カブトガニの調査
3	阿部 秀幸	九重町	野鳥、自然体験活動、水生生物(田植え活動しながら)、川遊び体験
4	伊東 都茂子	大分市	幼児教育(森の幼稚園的活動)、自然体験学習、身近な自然の観察体験、フィールドに沿った簡単なクラフト制作、盲・聾の方の自然観察会(日常会話程度の手話可能)
5	伊東 博光	大分市	動植物等の自然観察会(七瀬川、上野の森、県内の小中学校、幼稚園、保育園及びその周辺)
6	植木 和宏	大分市	環境分析(大気・水質・土壌)、環境測定(騒音・振動・悪臭)、水質その他(飲料水)
7	上村 雅樹	別府市	自然保護・観察と体験学習、植栽指導、造園(樹木)
8	江口 初男	大分市	野鳥、自然観察
9	太田 博之	中津市	中津周辺の生物調査、中津周辺の地質調査・地形調査
10	小田 毅	別府市	自然保護、植物観察、環境保全と生物多様性
11	海原 明子	国東市	海岸保全、国東半島に上陸する海がめの保護、漂着ゴミを題材とした環境学習、海岸での体験学習、地球温暖化
12	加藤 俊一	大分市	地球温暖化全般に関すること
13	川野 智美	大分市	植物生態(動植物全般)、自然観察、体験活動
14	清瀬 陽平	日田市	植物遺伝資源学、植生学、在来生物(木本類)、植物の繁殖・栽培、森づくり・山づくり
15	久保 皓一	中津市	地球温暖化問題の講座、環境問題「ゴミとリサイクル」、自然保護、家庭から取り組む環境問題
16	蔵田 佳代	玖珠町	自然観察と体験活動
17	五島 明日香	中津市	段ボールコンポスト、干潟の自浄作用、環境保全・生態系
18	指原 孝治	由布市	里山の自然環境全般(山がメイン)、山の自然環境全般(森や草原、里山) 体験型の講座(「田んぼの生き物探し」、「山登りプログラム」、「落ち葉で遊ぶ」)
19	須賀 要子	中津市	ゴミとリサイクル、地球温暖化、環境コミュニケーション
20	杉浦 嘉雄	大分市	自然体験活動、野鳥保護教育、鳥類保護、愛鳥養育、生物多様性の保全・再生
21	須藤 智徳	別府市	持続可能な開発(SDGsを含む)、気候変動問題、環境政策、環境経済学
22	瀬口 三樹弘	大分市	森林観察、森の散策、湿原・草原の観察、生物の分類と生態、自然環境保全
23	高山 良範	豊後大野市	地球温暖化問題、生物多様性、生活排水・水問題、環境マネジメント、食料・農業農村環境問題
24	田邊 勇	大分市	緑化、森林・林業、自然観察
25	利満 邦家	大分市	省エネルギー問題、環境教育における人材育成、人的環境におけるリーダー養成、地球環境、省エネ対策の紙芝居を使った講演 地震について(3.11を東京で体験したときの話、地震時の津波の怖さ、非常時にどう対応するかを考える)
26	中内 信孝	大分市	自然保護、自然観察、自然体験、ゴミ・リサイクル、食品ロス・食品リサイクル、海洋プラスチックゴミ、地球温暖化、SDGs、防災
27	中内 仁美	大分市	自然保護、自然観察、自然体験、防災
28	花宮 廣務	由布市	気象、防災、環境問題、昆虫の移動、地球温暖化と異常気象(大雨、台風、熱波、大雪)、暮らしと災害、大雨・台風に備える、天気予報の利用、食と災害と温暖化
29	原口 サトミ	中津市	体験型環境教育(ネイチャーゲーム、ネイチャークラフトなど)、紙芝居やパネルシアターを取り入れた環境学習、身近なエコ活動の紹介、森林、環境保全、ゴミとリサイクル
30	幡東 孝則	国東市	公園緑地、街路樹、屋上緑化、街づくり、景観計画

31	二村 沢行	大分市	自然観察と体験学習、自然保護、ごみとリサイクル、森林・緑化
32	堀 英樹	別府市	水生生物(主に水生昆虫)、海岸動物の観察、自然観察
33	牧野 治敏	大分市	理科教育、科学教育、生活科、自然認識、自然体験活動
34	増田 啓次	九重町	登山ガイド、自然観察
35	増田 直人	中津市	食を中心とした環境について、農、林業から考える環境について
36	松尾 敏生	大分市	生物(水生生物・海・川)、自然観察会、化学
37	松本 明美	別府市	地球温暖化、エシカル消費、SDGs
38	松山 真弓	大分市	SDGs、ISO14001
39	溝部 敏勝	大分市	地球温暖化問題(地球温暖化防止活動推進員)、プラスチックゴミ、食品ロス、省エネルギー、ゴミとリサイクル
40	峯原 聡子	由布市	草花や生き物の観察、木工体験、産料理体験
41	宮野 敬樹	中津市	自然観察会における指導、鳥類・植物・動物・水生生物の生態
42	宮本 靖之	九重町	生物の生態(主に昆虫)
43	森田 祐介	大分市	野生生物・小動物(哺乳類、両生類、は虫類)
44	森山 林生	杵築市	森林管理(里山林整備・育林技術を含む)、野鳥保護(巣箱作りと管理運営も含む)、野鳥観察(バードウォッチング指導など)、野鳥調査(ガンカモ調査・鷹の渡り調査)
45	矢野 真紀夫	豊後大野市	動物全般の生態および環境
46	山田 智通	大分市	河川、ダムに関する事項(河川環境)、建設事業と環境調査、河川に生息する魚類・エビ類等の生態
47	山本 幸司	大分市	天体観測、スターウォッチング、天体観測施設環境等アドバイス、住環境と自然素材
48	山守 巧	中津市	生物学・野依新池(中津市)を中心とした淡水止水域生物の研究 考古学・野依・伊藤田窯跡群(古墳時代)の研究
49	横光 陽子	中津市	環境と身体に優しいエコライフ、生ごみ堆肥(ダンボールコンポストなど)、石けん(お茶石けん、ぬか石けん、カボス石けんなど)、水問題、ごみ問題、節電
50	綿末 しのぶ	杵築市	地球温暖化、地球の水環境、自然環境(川や海、生き物の生態系と循環など)、人の暮らしと環境(ごみ、リサイクル、省エネ、節電、合成洗剤、食廃油石けん作り、エコクッキング、エコドライブ、エコライフ、牛乳パック工作など)、環境教育、環境学習指導

2 大気関係資料

表 大気1 環境基準及びその評価方法

区分	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	区分	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	環境基準	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内、又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下	1日平均値の2%除外値が10ppm以下	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下	評価方法	1日平均値の98%値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	-	1年平均値について評価を行う。(※長期基準に対応した評価)	-	-	-	-
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの(1日平均値の98%値)について行う。		年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの(1日平均値の98%値)について評価を行う。				

(備考)

- ・長期的評価については、年間測定時間が6,000時間未満の場合には、評価対象としないこととなっている。
- ・トリクロロエチレンの環境基準については、平成30年11月19日に「1年平均値が0.13mg/m³以下であること。」に改定された。

表 大気2 硫酸化物に係る排出基準（K値）の推移

区分		期別						
		44.8～	45.2.1～	46.6.24～	47.1.5～	49.4.1～	50.4.15～	51.9.28～
大分・佐賀関地域	特別排出基準	—	—	—	—	2.34 (0.004)	2.34 (0.004)	2.34 (0.004)
	一般排出基準	26.3 (0.045)	14.0 (0.024)	14.0 (0.024)	9.34 (0.016)	6.42 (0.011)	4.67 (0.008)	3.5 (0.005)
その他県下地域		—	—	26.3 (0.045)	22.2 (0.038)	17.5 (0.030)	17.5 (0.030)	17.5 (0.030)

備考1 ()内数値は、最大着地濃度(ppm)である。

備考2 特別排出基準は新設施設に、一般排出基準は既設施設(昭和49年3月31日以前に設置された施設)に適用する。

表 大気3 大気関係公害防止協定値

企 業 名	締結 (改正) 年月	硫黄酸化物 排出量 (Nm ³ /h)	窒素酸化物		ばいじん	
			排出量 (Nm ³ /h)	排出濃度(ppm)	排出量 (kg/h)	排出濃度(mg/Nm ³)
日本製鉄(株) 九州製鉄所 大分地区	R4.12	869	890.0	共火1号ボイラー 26 共火2号ボイラー 170 ほか	102	第2焼結炉 48 コークス炉 10 ほか
住友化学(株) 大分工場	H20.9	70.0	43.6	6号ボイラー 180 ST-1焼却炉 500 ほか	12.1	6号ボイラー 30 ST-1焼却炉 150 ほか
王子マテリア(株) 大分工場	H14.11	78.1	83.9	重油ボイラー 180 RPFボイラー 165 ほか	19.5	重油ボイラー 100 RPFボイラー 30 ほか
(株)レノナック 及びそのグループ各社	H20.9	183.4	199.0	2号ボイラー 160 ガスタービン 70 ほか	35.8	2号ボイラー 56 共同焼却炉 100 ほか
NSスチレンモノマー(株) 大分製造所	H元.3	13.3	19.2	第2スチレン加熱炉 80 ほか	6.8	第2スチレン加熱炉 46 ほか
ENEOS(株) 大分製油所	H16.3	200.0	126.1	減圧蒸留加熱炉 150 7号ボイラー 95 ほか	66.2	減圧蒸留加熱炉 70 7号ボイラー 5 ほか
九州電力(株) 新大分発電所	H25.7	—	300.0	1、2号系列 12.5 ほか	—	—
JX金属製錬(株) 佐賀製錬所	R6.6	560.0	120.3	No.2自溶炉用ドライヤ 153 No.2自溶炉 63 ほか	52.5	No.2自溶炉用ドライヤ 150 No.2自溶炉 50 ほか
太平洋セメント(株) 大分工場(津久見)	S47.6	既設工場 85 増設工場 125	—	—	—	—
(株)三井E&S 大分事業所	S55.10	—	—	—	—	—

備考1 協定値は、年次区分等によって段階的に厳しく定められていることから、最終的な数値を掲げている。

備考2 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、主な施設について掲げている。

備考3 企業名は令和6年10月31日現在のものである。

図 大気4 大気環境監視測定局設置状況

- 1 青山中学校
- 2 中津総合庁舎
- 3 西部振興局
- 4 南部振興局
- 5 臼杵市役所
- 6 津久見市役所
- 7 青江小学校
- 8 堅徳小学校
- 9 豊肥保健所
- 10 由布保健部
- 11 国東高等学校
- 12 日出町鷹匠
- 13 王子中学校
- 14 南大分中学校
- 15 西部清掃事業所
- 16 東大分小学校
- 17 三佐小学校
- 18 大東中学校
- 19 敷戸小学校
- 20 大在小学校
- 21 坂ノ市中学校
- 22 丹生小学校
- 23 戸次中学校
- 24 佐賀岡小学校
- 25 中央測定局(自排局)
- 26 室崎測定局(自排局)

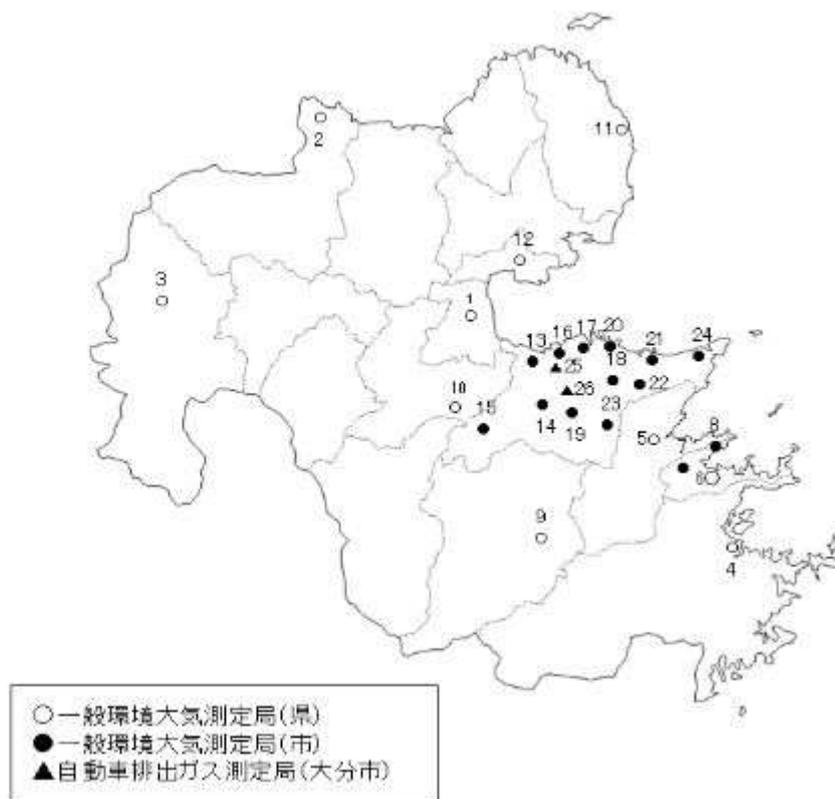


表 大気5 各測定局の環境基準達成状況

○達成 ×非達成 (令和5年度)

No.	市町村	設置主体	測定局	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質
一般環境大気測定局									
1	別府市	県	青山中学校	○	○	○	×		○
2	中津市	県	中津総合庁舎	○	○	○	×		○
3	日田市	県	西部振興局	○	○	○	×		○
4	佐伯市	県	南部振興局	○	○	○	×		○
5	臼杵市	県	臼杵市役所	○	○	○	×		○
6	津久見市	県	津久見市役所	○	○	○	×		○
7		市	青江小学校	○	○	○			
8		〃	堅徳小学校	○	○	○			
9	豊後大野市	県	豊肥保健所	○	○	○	×		○
10	由布市	県	由布保健部	○	○	○	×		○
11	国東市	県	国東高等学校	○	○	○	×		○
12	日出町	県	日出町鷹匠	○	○	○	×		○
13	大分市	市	王子中学校	○	○	○	×		○
14		〃	南大分中学校	○	○	○	×		
15		〃	西部清掃事業所	○	○	○	×		○
16		〃	東大分小学校	○	○	○	×		○
17		〃	三佐小学校	○	○	○	×	○	
18		〃	大東中学校	○	○	○	×		
19		〃	敷戸小学校	○	○	○	×		
20		〃	大在小学校	○	○	○	×		○
21		〃	坂ノ市中学校	○	○	○	×		
22		〃	丹生小学校	○	○	○	×		
23		〃	戸次中学校	○	○	○	×		○
24		〃	佐賀関小学校	○	○	○	×		○
自動車排ガス測定局									
25	大分市	市	中央測定局		○	○		○	○
26		〃	宮崎測定局		○	○		○	

※県設置10局、大分市設置14局（内、自排局2局）、津久見市設置2局

表 大気6 主要交差点における測定結果

調査地点	調査期間	一酸化炭素			一酸化窒素		二酸化窒素		二酸化硫黄		浮遊粒子状物質		風向	風速	
		日平均値	8時間値	1時間値	日平均値	1時間値	日平均値	1時間値	日平均値	1時間値	日平均値	1時間値	最頻風向 その割合 CALM割合	日平均値	1時間値
		ppm			ppb		ppb		ppb		μg/m ³		%	m/s	
新宮通り入口 交差点 (別府市)	2月29日 ～	0.6	0.7	0.9	14	46	27	50	1	3	28	56	N	2.1	4.0
	3月6日	0.5	0.4	0.4	4	2	9	4	0	0	6	0	31	0.6	0.1
		0.6	0.6	0.6	7	6	14	14	1	1	14	14	20	1.3	1.3
元町交差点 (日田市)	2月21日 ～	0.5	0.6	0.7	7	21	16	27	1	2	15	42	ESE	1.1	2.3
	2月27日	0.4	0.3	0.3	3	2	4	2	0	0	4	0	21	0.6	0.1
笠松交差点 (宇佐市)	3月8日 ～	0.7	0.8	0.8	6	16	12	26	3	7	22	46	SSE	3.2	6.3
	3月14日	0.6	0.6	0.5	3	2	4	2	1	0	11	2	14	1.7	0.1
堀交差点 (日出町)	2月9日 ～	0.6	0.7	1.1	30	158	31	56	5	16	42	75	WNW	1.1	3.3
	2月15日	0.4	0.3	0.3	4	2	10	5	1	1	9	1	13	0.3	0.0
		0.5	0.5	0.5	17	17	20	20	3	3	25	25	41	0.8	0.8
環境基準 (参考)		日平均値が10ppm以下、かつ、8時間平均値が20ppm以下			-		日平均値が40ppbから60ppbまでのゾーン内又はそれ以下		日平均値が40ppb以下、かつ、1時間値が100ppb以下		日平均値が100μg/m ³ 以下、かつ、1時間値が200μg/m ³ 以下		-:欠測	-:欠測	

表 大気7 有害大気汚染物質調査結果

調査項目 (単位)	調査地点名										基準値等	
	大分市以外の測定局					大分市の測定局						
	一般環境		固定発生源周辺		沿道	一般環境		固定発生源周辺		沿道		
	中津総合庁舎 (中津市)	西部保健所 (日田市)	津久見市役所 (津久見市)	狩宿北部公民館 (杵築市)	別府北浜中継ポンプ場 (別府市)	王子中学校	三佐小学校	東大分小学校	佐賀岡小学校	自動車排出ガス中央測定局		自動車排出ガス官崎測定局
1 ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.64	0.65	/	1.3	0.92	0.74	1.3	1.4	/	1.2	1.2	3(環境基準)
2 トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.008	0.008	/	0.016	0.008	0.006	/	/	/	/	/	130(環境基準)
3 テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.038	0.03	/	0.031	0.03	0.0095	0.0089	0.0064	/	/	/	200(環境基準)
4 ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.83	1.3	/	0.92	0.73	0.73	1.3	1	/	/	/	150(環境基準)
5 アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.017	0.009	/	0.011	0.0082	0.0052	0.004	/	/	/	/	2(指針値)
6 塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.013	0.0094	/	0.015	0.015	0.0088	/	/	/	/	/	10(指針値)
7 クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.14	0.12	/	0.14	0.15	0.13	0.14	/	/	/	/	18(指針値)
8 1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.19	0.19	/	11	0.18	0.12	/	/	/	/	/	1.6(指針値)
9 1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.022	0.038	/	0.036	0.041	0.028	0.092	/	/	0.07	0.08	2.5(指針値)
10 塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.3	1.3	/	1.4	1.3	1.2	1.1	1.2	/	/	/	94(指針値)
11 トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	3.3	3.0	/	1.6	2.7	2.3	4.8	5.8	/	5.2	5.6	/
12 アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.86	1.1	/	/	1.2	2	2.1	/	/	1.6	2.1	120(指針値)
13 ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.4	1.7	/	/	2	2.4	2.6	/	/	2.4	2.7	/
14 酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.046	0.041	/	/	/	0.052	/	/	/	/	/	/
15 ニッケル化合物 (ng/m^3)	2.1	1.2	1.2	/	/	1.8	/	2.5	3.7	/	/	25(指針値)
16 クロム及びその化合物 (ng/m^3)	3.7	1.5	1.9	/	/	1.6	2.3	3.1	1.8	/	/	/
17 ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	1.3	0.74	1.2	/	/	1.3	/	1.5	4.8	/	/	6(指針値)
18 ベリリウム及びその化合物 (ng/m^3)	0.033	0.03	0.029	/	/	0.017	/	/	0.02	/	/	/
19 水銀及びその化合物 (ng/m^3)	1.8	1.8	2.4	/	/	1.4	/	1.6	2.1	/	/	40(指針値)
20 マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	21	17	17	/	/	17	56	43	20	/	/	140(指針値)
21 ベンゾ[a]ピレン (ng/m^3)	0.19	0.13	/	/	0.27	0.16	/	0.33	0.32	0.19	0.28	/

※1:上記の結果は、原則として年12回の測定値の算術平均値

環境基準が定められている4物質の環境基準達成状況

有害大気汚染物質	大分市以外の測定局		大分市の測定局		R4全国達成率 (%)
	測定局	達成局	測定局	達成局	
ベンゼン	4	4	5	5	100
トリクロロエチレン	4	4	1	1	100
テトラクロロエチレン	4	4	3	3	100
ジクロロメタン	4	4	3	3	100

表 大気 8 空間放射線量率

測定年月	モニタリングポスト(μ Gy/h) 大分市高江 (衛生環境研究センター)			モニタリングポスト(μ Gy/h) 大分市佐賀関 (大分市立佐賀関小学校)			モニタリングポスト(μ Gy/h) 佐伯市 (大分県立佐伯豊南高校)			モニタリングポスト(μ Gy/h) 日田市 (大分県日田総合庁舎)			モニタリングポスト(μ Gy/h) 国東市 (大分県立国東高等学校)		
	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値
令和5年4月	0.046	0.067	0.049	0.042	0.069	0.045	0.047	0.078	0.051	0.034	0.064	0.037	0.036	0.062	0.040
5月	0.046	0.066	0.049	0.042	0.075	0.045	0.047	0.071	0.051	0.033	0.061	0.037	0.036	0.061	0.040
6月	0.047	0.072	0.049	0.042	0.079	0.046	0.046	0.086	0.052	0.034	0.074	0.037	0.037	0.063	0.040
7月	0.046	0.078	0.049	0.042	0.082	0.045	0.047	0.086	0.052	0.033	0.086	0.037	0.036	0.104	0.040
8月	0.046	0.066	0.048	0.041	0.063	0.045	0.045	0.080	0.051	0.033	0.077	0.036	0.036	0.062	0.039
9月	0.046	0.056	0.048	0.042	0.071	0.046	0.047	0.076	0.052	0.033	0.053	0.037	0.036	0.055	0.039
10月	0.047	0.059	0.049	0.044	0.056	0.046	0.050	0.065	0.053	0.035	0.046	0.038	0.037	0.054	0.040
11月	0.047	0.058	0.049	0.044	0.072	0.046	0.051	0.070	0.054	0.034	0.095	0.038	0.037	0.067	0.040
12月	0.047	0.062	0.049	0.043	0.062	0.046	0.048	0.078	0.053	0.034	0.057	0.038	0.035	0.063	0.040
令和6年1月	0.047	0.061	0.049	0.043	0.069	0.046	0.048	0.067	0.051	0.034	0.066	0.038	0.034	0.067	0.039
2月	0.047	0.069	0.050	0.043	0.090	0.047	0.047	0.084	0.051	0.034	0.064	0.038	0.036	0.083	0.041
3月	0.047	0.067	0.049	0.043	0.078	0.046	0.047	0.083	0.051	0.033	0.063	0.037	0.036	0.069	0.040
年間値	0.046	0.078	0.049	0.041	0.090	0.046	0.045	0.086	0.052	0.033	0.095	0.037	0.034	0.104	0.040

表 大気 9 雨水の全ベータ放射能

採取年月	測定回数	降雨量 (mm)	放射能濃度(6時間値)		月間降下量(MBq/k m ²)
			最低値(Bq/L)	最高値(Bq/L)	
令和5年4月	6	118.7	N. D	N. D	N. D
5月	7	240.3	N. D	0.9	13.3
6月	15	244.1	N. D	0.70	20.0
7月	10	332.8	N. D	N. D	N. D
8月	10	308.8	N. D	0.6	45.2
9月	7	54.1	N. D	2.5	9.4
10月	1	32.2	N. D	N. D	N. D
11月	3	16.4	N. D	N. D	N. D
12月	7	36.4	N. D	1.6	8
令和6年1月	4	18.9	N. D	1.3	12.0
2月	8	160.6	N. D	4.0	12.0
3月	8	188.3	N. D	1.1	26.7
計	86	1751.6	-	-	146.3
年間値	-	-	N. D	4.0	N. D~45.2

備考1 Bq:一秒間あたりの放射性核種の崩壊数

2 N.D:検出されない

3 降雨量は雨量計による測定値

表 大気 10 環境試料中の放射性物質濃度

試料名	試料数	採取場所	単位	核種名 ヨウ素 -131	核種名 セシウム -134	核種名 セシウム -137	
大気浮遊じん	4	大分市	mBq/m ³	N. D	N. D	N. D	
大気降下物	12	大分市	MBq/km ²	N. D	N. D	N. D	
上水	1	大分市	mBq/L	N. D	N. D	N. D	
土壌	(0~5cm)	1	竹田市	Bq/kg・乾土	N. D	N. D	31
	(5~20cm)	1	竹田市	Bq/kg・乾土	N. D	N. D	8.3
精米	1	宇佐市	Bq/kg・生	N. D	N. D	N. D	
野菜類	2	宇佐市	Bq/kg・生		N. D	N. D	
牛乳	1	竹田市	Bq/L	N. D	N. D	N. D	

備考1 検出値は最高値

2 N.D:検出されない

表 大気 11 ダイオキシン関係（大気、水質、底質、土壌）

(1) 大気 (単位pg-TEQ/m ³)				(3) 底質 (河川・湖沼・海域) (単位pg-TEQ/g)							
区分	調査地点		調査結果	環境基準	区分	調査地点		調査結果	環境基準		
一般環境	大分市※1	西部清掃事業所	0.0069	0.6以下	一般環境	大分市※1	祓川 御幸橋	1.7	150以下		
	大分市※1	大在小学校	0.0064			大分市※2	大分川 府内大橋	0.24			
	別府市	東部保健所	0.0056			大分市※2	大野川 白滝橋	0.22			
	中津市	中津総合庁舎	0.015			大分市※1	原川 日岡橋	0.95			
	日田市	西部保健所	0.0058			別府市	朝見川 藤助橋	0.19			
	佐伯市	佐伯市弥生振興局	0.0049			中津市※2	山国川 下唐原	1.0			
	豊後大野市	豊後大野市緒方支所	0.0049			中津市※2	山国川 小祝	13			
発生源周辺環境	大分市※1	三佐小学校	0.0061	佐伯市※2		番匠川 番匠大橋	0.22	佐伯市		堅田川 船形橋	0.44
	大分市※1	東大分小学校	0.0069	宇佐市		伊呂波川 高津橋	2.8	白杵市		野津川 吉四六大橋	0.57

(2) 水質 (単位pg-TEQ/L)				(4) 土壌 (単位pg-TEQ/g)					
区分	調査地点		調査結果	環境基準	区分	調査地点		調査結果	環境基準
ア 公共用水域 (河川・湖沼・海域)	大分市※1	祓川 御幸橋	0.071	1以下	一般環境	大分市※1	けやき台	0.0070	1,000以下
	大分市※1	住吉川 新川橋	0.064			大分市※1	市	0.0023	
	大分市※2	大分川 府内大橋	0.080			別府市	浜脇	0.13	
	大分市※2	大野川 白滝橋	0.075			佐伯市	直川	0.17	
	大分市※1	乙津川 別保橋	0.087			佐伯市	米水津	0.0052	
	大分市※1	原川 日岡橋	0.077			豊後大野市	清川町	0.0025	
	大分市※1	丹生川 王ノ瀬橋	0.076			別府市	帆足	0.00095	
	別府市	朝見川 藤助橋	0.064						
	中津市※2	山国川 下唐原	0.077						
	中津市※2	山国川 小祝	0.080						
	佐伯市※2	番匠川 番匠大橋	0.074						
	佐伯市	堅田川 船形橋	0.030						
	宇佐市	伊呂波川 高津橋	0.17						
	白杵市	野津川 吉四六大橋	0.046						
	玖珠町	玖珠川 東河内橋	0.024						
	中津市※2	耶馬溪ダム YL-1	0.071						
	日田市※2	松原ダム M-1	0.067						
	北川ダム	ダム前5	0.023						
	豊前地先海域	SUS-6	0.025						
	別府湾	BSt-12	0.022						

イ 地下水 (単位pg-TEQ/L)				
区分	調査地点	調査結果	環境基準	
一般環境	大分市※1	生石	0.058	1以下
	大分市※1	田原	0.075	
	大分市※1	志村	0.058	
	大分市※1	汐見	0.058	
	大分市※1	高松	0.058	
	大分市※1	下戸次	0.058	
	大分市※1	木田	0.062	
	大分市※1	大字廻栖野A (継続)	1.5	
	大分市※1	大字廻栖野B (継続)	0.073	
	中津市	金手	0.021	
	日田市	若宮町	0.021	
	佐伯市	戸穴	0.023	
	白杵市	野津町泊	0.032	
	津久見市	堅浦	0.024	
	豊後高田市	草地	0.028	
	豊後大野市	三重町市場	0.021	
	由布市	挾間町高崎	0.022	
	国東市	武蔵町糸原	0.021	
	日出町	川崎	0.026	

※1：大分市検査
 ※2：国土交通省検査

3 水質関係資料

表 水質1 公共用水域の水質測定項目

(令和6年3月31日)

区分	項目	区分	項目
環境基準項目	生活環境項目	1	水素イオン濃度
		2	溶存酸素量
		3	生物化学的酸素要求量
		4	化学的酸素要求量
		5	浮遊物質量
		6	大腸菌数
		7	n-ヘキササン抽出物質
		8	全窒素
		9	全燐
	水生生物の保全	10	全亜鉛
		11	ノニルフェノール
		12	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
		13	底層溶存酸素量
	健康項目	1	カドミウム
		2	全シアン
		3	鉛
		4	六価クロム
		5	砒素
		6	総水銀
		7	アルキル水銀
		8	PCB
		9	ジクロロメタン
		10	四塩化炭素
		11	1,2-ジクロロエタン
		12	1,1-ジクロロエチレン
		13	シス-1,2-ジクロロエチレン
		14	1,1,1-トリクロロエタン
		15	1,1,2-トリクロロエタン
		16	トリクロロエチレン
		17	テトラクロロエチレン
		18	1,3-ジクロロプロペン
		19	チウラム
		20	シマジン
		21	チオベンカルブ
		22	ベンゼン
		23	セレン
		24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		25	ふっ素
		26	ほう素
		27	1,4-ジオキサン
	要監視項目	1	クロロホルム
		2	トランス-1,2-ジクロロエチレン
		3	1,2-ジクロロプロパン
		4	p-ジクロロベンゼン
		5	イソキサチオン
		6	ダイアジノン
		7	フェントロチオン
8		イソプロチオラン	
9		オキシシン銅	
10		クロロタロニル	
要監視項目	11	プロピザミド	
	12	EPN	
	13	ジクロロボス	
	14	フェノブカルブ	
	15	イプロベンホス	
	16	クロロニトロフェン	
	17	トルエン	
	18	キシレン	
	19	フタル酸ジエチルヘキシル	
	20	ニッケル	
	21	モリブデン	
	22	アンチモン	
	23	塩化ビニルモノマー	
	24	エピクロロヒドリン	
	25	全マンガン	
	26	ウラン	
	27	PFOS及びPFOA	
	水生生物の保全	28	クロロホルム
		29	フェノール
		30	ホルムアルデヒド
		31	4-tert-オクチルフェノール
		32	アニリン
		33	2,4-ジクロロフェノール
	特定項目	トリハロメタン生成能	
	特殊項目	1	全クロム
		2	銅
		3	溶解性鉄
		4	全鉄
		5	溶解性マンガン
	その他項目	1	塩化物イオン
		2	塩分
		3	電気伝導率
		4	アンモニア性窒素
5		亜硝酸性窒素	
6		硝酸性窒素	
7		有機性窒素	
8		磷酸性燐	
9		陰イオン界面活性剤	
10		全有機炭素	
11		クロロフィル-a	
12		2-メチルイソボルネオール	
13		ジオスミン	
14		濁度	
15		糞便性大腸菌群数	
16		植物プランクトン	
17		シリカ	
18		カルシウム	
19		透視度	
20		フェオフィチン(フェオ色素)	

表 水質 2 公共用水域の水質調査に係る測定機関別測定地点総括表

水域区分	測定地点数				
	測定機関				計
	大分県	国土交通省	水資源機構	大分市	
河川	58	28	0	25	111
環境基準点	31	11	0	6	48
湖沼	6	7	1	0	14
環境基準点	1	1	0	0	2
海城	50	0	0	0	50
環境基準点	45	0	0	0	45
計	114	35	1	25	175
環境基準点	77	12	0	6	95

表 水質 3 生活環境項目（BOD、COD）の環境基準達成率の推移

水域	類型	基準値 (mg/L)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
河川 (BOD)	AA	1以下	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
	A	2以下	31 / 32	31 / 32	32 / 32	31 / 32	27 / 31	31 / 32	30 / 32	28 / 32	29 / 32	28 / 32
	B	3以下	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5
	C	5以下	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
	D	8以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	E	10以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	42 / 43	42 / 43	43 / 43	42 / 43	38 / 42	42 / 43	41 / 43	39 / 43	40 / 43	39 / 43
達成率 (%)	—	97.7 (93.9)	97.7 (95.8)	100.0 (95.2)	97.7 (94.0)	90.5 (94.6)	97.7 (94.1)	95.3 (93.5)	90.7 (93.1)	93.0 (92.4)	90.7 (92.4)※	
湖沼 (COD)	AA	1以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	A	3以下	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	1 / 2	2 / 2	2 / 2	1 / 2
	B	5以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	C	8以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	1 / 2	2 / 2	2 / 2	1 / 2
達成率 (%)	—	100.0 (55.6)	100.0 (58.7)	100.0 (56.7)	100.0 (53.2)	100.0 (54.3)	100.0 (50.0)	50.0 (49.7)	100.0 (53.6)	100.0 (50.3)	50.0 (50.3)※	
海城 (COD)	A	2以下	9 / 10	8 / 10	7 / 10	7 / 10	8 / 10	10 / 10	10 / 10	9 / 10	9 / 10	9 / 10
	B	3以下	7 / 7	7 / 7	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6
	C	8以下	4 / 4	4 / 4	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
	合計	—	20 / 21	19 / 21	16 / 19	16 / 19	17 / 19	19 / 19	19 / 19	18 / 19	18 / 19	18 / 19
	達成率 (%)	—	95.2 (79.1)	90.5 (81.1)	84.2 (79.8)	84.2 (78.6)	89.5 (79.2)	100.0 (80.5)	100.0 (80.7)	94.7 (78.6)	94.7 (79.8)	94.7 (79.8)※
合計	合計	—	64 / 66	63 / 66	61 / 64	60 / 64	57 / 63	63 / 64	61 / 64	59 / 64	60 / 64	58 / 64
	達成率 (%)	—	97.0 (89.1)	95.5 (91.1)	95.3 (91.1)	93.8 (89.0)	90.5 (89.6)	98.4 (89.2)	95.3 (88.8)	92.2 (88.3)	93.8 (87.8)	90.6 (87.8)※

備考 1 分母は調査を実施した環境基準類型指定水域数、分子は環境基準達成水域数を示す。

2 達成率は、環境基準達成水域数÷環境基準類型指定水域数×100 (%)

3 達成率の () 内は、全国の公共用水域集計結果（環境省調べ）による。

4 環境基準の評価は、75%水質値により行い、当該水域内のすべての環境基準点におけるその値が環境基準値以下の場合に「達成」とした。

※ 環境省の最新調査データ（令和4年度公共用水域水質測定結果（令和6年3月））の数値を再掲。

表 水質4 生活環境項目（BOD、COD）の環境基準達成状況の推移

(1)河川(BOD)			(単位:mg/L)																						
水系等の区分	水域名	類型	測定地点 (基準点)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	75%値		判定		75%値		判定					
				75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定				
山国川水系	山国川(1)	AA	鯛ノ木橋	0.5	○	0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	0.6	○	0.6	○	<0.5	○	0.5	○	0.6	○	0.6	○
	山国川(2)	A	下唐原	0.9	○	0.7	○	0.6	○	0.5	○	1.1	○	0.9	○	0.8	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	0.7	○
	津民川	AA	津民小橋	0.5	○	<0.5	○	1.0	○	0.5	○	0.6	○	0.5	○	0.7	○	0.8	○	0.6	○	0.6	○	0.6	○
	跡田川	A	耶馬橋	0.9	○	0.8	○	0.8	○	1.2	○	1.0	○	1.0	○	1.2	○	1.0	○	0.9	○	1.0	○	1.0	○
県北河川	犬丸川	A	今津大橋	1.7	○	1.1	○	1.1	○	1.0	○	1.2	○	1.3	○	1.2	○	0.9	○	1.1	○	1.1	○	0.8	○
	伊呂波川	A	高津橋	1.7	○	1.3	○	1.8	○	1.9	○	2.5	×	1.9	○	3.5	×	2.4	×	2.2	×	2.2	×	2.2	×
	駅館川	A	白岩橋	0.6	○	1.1	○	0.9	○	1.4	○	0.8	○	0.9	○	1.1	○	0.9	○	0.9	○	0.9	○	0.8	○
			小松橋	0.8	○	1.0	○	0.8	○	0.8	○	1.2	○	1.4	○	1.0	○	0.9	○	0.7	○	0.7	○		
	寄藻川	A	浮殿橋	2.1	×	2.1	×	1.8	○	2.2	×	3.7	×	4.1	×	2.8	×	2.6	×	1.9	○	1.8	○	1.8	○
	桂川	A	えびす橋	1.1	○	1.0	○	1.9	○	1.6	○	3.0	×	1.1	○	1.4	○	1.3	○	1.1	○	1.5	○	1.5	○
	都甲川	A	出合橋	0.8	○	1.1	○	1.4	○	1.4	○	1.2	○	1.1	○	1.5	○	1.3	○	1.0	○	1.1	○	1.1	○
伊美川	A	古町	0.5	○	0.7	○	0.7	○	0.6	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	0.8	○	1.1	○	1.1	○	0.8	○	
国東半島東部河川	田深川	A	丹過橋	0.8	○	0.9	○	0.8	○	1.1	○	0.8	○	1.0	○	1.3	○	1.0	○	1.1	○	1.1	○	0.8	○
	武蔵川	A	涼月橋	0.9	○	0.9	○	1.0	○	1.1	○	2.0	○	1.1	○	1.3	○	1.3	○	1.4	○	1.4	○	1.7	○
	安岐川	A	港橋	0.7	○	0.6	○	0.5	○	0.7	○	0.7	○	0.9	○	0.8	○	0.7	○	1.1	○	1.1	○	0.7	○
別荘見河川	八坂川	A	大左右橋	0.7	○	0.7	○	1.2	○	0.8	○	0.6	○	1.1	○	1.0	○	1.1	○	1.2	○	1.2	○	1.7	○
			錦江橋	1.2	○	0.9	○	0.9	○	1.1	○	1.3	○	1.1	○	1.1	○	1.1	○	1.0	○	1.0	○		
	朝見川上流	A	南田位橋	1.3	○	1.2	○	1.8	○	1.3	○	<0.5	○	0.9	○	0.5	○	0.6	○	<0.5	○	0.5	○		
	朝見川下流	C	藤助橋	1.3	○	1.3	○	1.4	○	0.9	○	0.9	○	1.1	○	0.8	○	0.8	○	0.7	○	0.8	○		
大分市内河川	祓川	B	御幸橋	1.4	○	1.7	○	1.7	○	1.3	○	1.3	○	1.1	○	1.4	○	1.0	○	0.9	○	1.0	○	1.0	○
	住吉川	C	新川橋	1.8	○	2.3	○	1.7	○	1.8	○	1.3	○	1.2	○	1.4	○	1.0	○	1.1	○	1.1	○	1.2	○
	丹生川上流	A	丹生橋	0.8	○	1.1	○	1.3	○	1.0	○	0.9	○	0.9	○	1.2	○	1.2	○	1.3	○	1.0	○		
	丹生川下流	B	王ノ瀬橋	0.8	○	1.1	○	1.0	○	0.6	○	0.6	○	0.6	○	0.9	○	0.8	○	0.8	○	0.6	○		
大分川水系	大分川上流	A	天神橋	0.9	○	1.0	○	0.9	○	0.9	○	0.9	○	0.7	○	0.7	○	0.8	○	0.6	○	0.7	○	0.7	○
	大分川中流	A	府内大橋	0.9	○	1.0	○	0.8	○	0.9	○	0.8	○	0.6	○	0.8	○	0.7	○	0.9	○	0.6	○	0.6	○
	大分川下流	B	広瀬橋	1.1	○	1.4	○	1.0	○	1.2	○	1.1	○	0.9	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	0.8	○	0.8	○
大野川水系	大野川上流	A	犬飼	1.0	○	0.6	○	1.3	○	0.9	○	0.9	○	1.1	○	1.0	○	0.9	○	1.0	○	0.9	○	0.9	○
			白滝橋	0.7	○	0.8	○	0.7	○	0.6	○	0.5	○	0.5	○	0.7	○	0.7	○	0.7	○	0.6	○		
	大野川下流	A	鶴崎橋	1.4	○	1.3	○	1.5	○	2.0	○	2.0	○	1.4	○	1.9	○	2.6	○	2.7	○	2.6	○		
			乙津川	A	海原橋	1.2	○	1.2	○	2.0	○	1.4	○	2.0	○	1.2	○	1.5	○	1.6	○	1.6	○	2.2	○
原川	C	日岡橋	1.9	○	1.3	○	1.4	○	1.2	○	1.2	○	0.8	○	0.9	○	1.0	○	0.8	○	0.9	○	0.9	○	
臼杵市内河川	臼杵川	A	馬代橋	0.8	○	0.7	○	1.2	○	0.7	○	2.5	×	1.3	○	2.0	○	2.3	○	1.7	○	3.1	○		
			臼杵川河口	0.8	○	0.7	○	1.3	○	1.0	○	1.1	○	1.1	○	0.9	○	1.1	○	2.1	○	1.1	○		
	末広川	A	一の井手堰	0.9	○	0.7	○	1.8	○	1.9	○	1.1	○	1.7	○	1.1	○	1.1	○	1.2	○	1.0	○		
番匠川水系	番匠川上流	A	番匠大橋	<0.5	○	0.6	○	<0.5	○	0.5	○	0.7	○	<0.5	○	<0.5	○	0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	0.6	○
	番匠川下流	A	番匠川河口	0.5	○	0.9	○	0.7	○	0.9	○	1.3	○	1.1	○	1.0	○	0.9	○	1.1	○	1.1	○	1.1	○
	堅田川上流	A	柏江橋	0.5	○	<0.5	○	0.6	○	<0.5	○	<0.5	○	0.8	○	<0.5	○	0.5	○	0.6	○	<0.5	○	<0.5	○
	堅田川下流	A	茶屋ヶ鼻橋	0.9	○	0.9	○	0.9	○	0.9	○	1.3	○	1.1	○	0.8	○	1.2	○	0.9	○	1.4	○	1.4	○
	木立川	A	木立潮止堰	0.5	○	0.6	○	<0.5	○	<0.5	○	0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○
	中江川	B	新常盤橋	0.9	○	0.8	○	1.4	○	1.4	○	1.3	○	1.5	○	1.0	○	1.5	○	1.3	○	1.0	○	1.0	○
	長島橋	B	長島橋	1.4	○	1.0	○	1.9	○	1.2	○	1.4	○	1.1	○	2.1	○	1.8	○	1.9	○	0.9	○	0.9	○
筑後川水系	筑後川(2)	A	三隈大橋	0.7	○	0.7	○	0.5	○	0.6	○	0.7	○	0.7	○	0.9	○	1.0	○	1.2	○	1.2	○	1.0	○
	大肥川	A	茶屋ノ瀬橋	1.3	○	1.7	○	1.6	○	0.8	○	—	—	1.1	○	0.9	○	1.2	○	1.2	○	1.5	○	1.5	○
	花月川	A	三郎丸橋	1.0	○	1.5	○	1.4	○	0.9	○	0.8	○	1.3	○	1.3	○	1.5	○	1.2	○	1.3	○	1.3	○
	庄手川	A	庄手川流末	0.9	○	0.9	○	1.4	○	0.8	○	0.9	○	1.0	○	1.1	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○
	玖珠川	A	市の村橋	0.7	○	1.0	○	1.1	○	1.1	○	0.6	○	0.8	○	0.8	○	0.7	○	0.6	○	0.7	○	0.7	○
町田川	AA	潜石橋	0.8	○	0.8	○	1.0	○	0.8	○	<0.5	○	0.6	○	0.6	○	<0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.6	○	

備考 1 測定地点は、各水域の環境基準点である。
 2 判定欄の○は環境基準を達成、×は非達成であることを示す。
 3 75%値 -は測定未実施であることを示す。

(2)湖沼(COD)			(単位:mg/L)																					
水域名	類型	測定地点 (基準点)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	75%値		判定		75%値		判定					
			75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定				
松原ダム	A	M-1	1.8	○	2.0	○	1.7	○	1.9	○	2.3	○	2.1	○	1.8	○	1.9	○	2.0	○	1.9	○	1.9	○
北川ダム	A	ダム前-5	2.8	○	2.5	○	2.4	○	2.2	○	1.7	○	2.8	○	3.1	×	2.3	○	2.9	○	3.4	×	3.4	×

備考 1 測定地点は、各水域の環境基準点である。
 2 判定欄の○は環境基準を達成、×は非達成であることを示す。

(3)海域(COD)

(単位:mg/L)

水系等の区分	水域名	類型	測定地点 (基準点)	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
				75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
周防灘	豊前地先	A	SUSst-4	2.0		2.1		2.1		2.0		2.3		1.7		1.3		1.5		1.5		2.1	
			SUSst-6	1.9	×	2.1		1.7		2.1		2.4		1.7		1.5		1.7		1.7		2.0	
			SUSst-8	2.3		2.5		2.0		2.0		2.2		1.9		1.9		2.1		1.7		1.8	
			SUSst-12	1.7		1.8		2.1		1.5		1.8		1.5		1.3		1.5		1.7		1.7	
	響灘及び周防灘	A	SUSst-11	1.9	○	1.9	○	2.2	×	1.7	○	1.7	○	1.7	○	1.4	○	1.6	○	1.7	○	1.7	○
国東半島地先	A	KSt-1	1.7		1.8		1.6		1.6		1.8		1.4		1.4		1.4		1.5		1.6		
		KSt-3	1.8	○	1.8	○	1.7	○	1.5	○	1.8	○	1.5	○	1.2	○	1.4	○	1.7	○	1.6	○	
		KSt-5	1.8		1.8		1.8		1.5		1.6		1.4		1.3		1.6		1.5		1.6		
別府湾	住吉泊地	C	BSst-1	2.0	○	2.1	○	2.6	○	2.0	○	1.9	○	1.7	○	1.4	○	1.6	○	1.8	○	2.2	○
			乙津泊地	1.7	○	2.1	○	1.9	○	1.9	○	2.2	○	1.6	○	1.6	○	1.9	○	2.0	○	1.9	○
	鶴崎泊地	C	BSst-3	1.8	○	2.4	○	2.0	○	2.0	○	1.9	○	1.5	○	1.5	○	1.8	○	1.9	○	1.9	○
			大分港	B	BSst-4	1.6		1.9		1.9		1.9		2.0		1.5		1.4		1.6		1.9	
	BSst-22	1.9			○	1.9	○	1.9	○	2.0	○	2.0	○	1.6	○	1.6	○	1.5	○	1.6	○	2.2	○
	BSst-5	1.8				1.8		2.0		2.1		2.2		1.7		1.4		1.5		1.6		1.7	
	BSst-21	1.7				1.9		1.8		2.4		1.7		1.7		2.0		1.5		1.7		2.0	
	別府港	B	BSst-9	1.7	○	2.6	○	2.0	○	1.9	○	1.9	○	2.0	○	1.4	○	1.5	○	1.8	○	1.7	○
			BSst-8	1.9		2.6		2.0		2.2		2.3		2.0		1.6		1.5		1.5		1.8	
	守江港	B	BSst-10	1.7	○	1.9	○	1.9	○	1.7	○	1.7	○	1.6	○	1.5	○	1.8	○	2.2	○	1.8	○
	別府湾中央	A	BSst-15	1.7		2.4		1.7		1.6		2.1		2.0		1.8		1.6		1.7		1.6	
			BSst-11	1.9	○	2.1	×	1.9	○	2.1	×	2.4	×	1.8	○	1.3	○	1.6	○	1.9	○	1.6	○
			BSst-16	1.8		1.8		2.0		2.1		1.7		1.8		1.8		1.7		1.7		1.5	
			BSst-12	1.8		1.8		1.9		1.8		2.0		1.8		1.4		1.6		1.5		1.9	
別府湾東部	A	BSst-17	1.6		1.7		1.6		1.7		1.8		1.8		1.4		1.5		1.4		1.6		
		BSst-18	1.5	○	1.8	○	1.3	○	1.7	○	1.8	○	1.5	○	1.3	○	1.4	○	1.8	○	1.6	○	
		BSst-19	1.6		1.7		1.5		1.7		1.4		1.4		1.5		1.5		1.6		1.5		
		BSst-20	1.4		1.8		1.6		1.7		1.4		1.6		1.7		1.4		1.6		1.4		
大野川東部	B	BSst-6	1.7	○	1.8	○	1.7	○	1.8	○	2.0	○	1.8	○	1.5	○	1.8	○	1.5	○	1.8	○	
		BSst-7	1.6	○	1.8	○	1.9	○	1.7	○	2.0	○	1.4	○	1.6	○	1.5	○	1.6	○	1.8	○	
佐賀関港	B	SGSt-3	1.7	○	1.7	○	1.8	○	1.9	○	1.5	○	1.3	○	1.5	○	1.5	○	1.9	○	1.5	○	
		北海部郡地先	A	FSt-1	1.6	○	1.4	○	1.3	○	1.4	○	1.5	○	1.3	○	1.2	○	1.2	○	1.4	○	1.2
白杵湾	A	FSt-4		1.5		1.5		1.4		1.2		1.4		1.3		1.8		1.1		1.6		1.2	
		USt-2	1.6		1.3		1.6		2.1		2.0		1.5		1.6		1.3		2.2		1.7		
		USt-4	1.6	○	1.7	○	1.6	○	1.8	×	1.7	○	1.4	○	1.4	○	1.1	○	2.2	×	1.2	○	
USt-5	1.5		1.7		1.6		1.6		1.8		1.3		1.4		1.1		2.0		1.6				
津久見湾	A	TSt-1	1.6		1.5		1.6		1.6		1.7		1.3		1.2		1.2		1.5		1.4		
		TSt-2	1.7	○	1.5	○	1.4	○	1.5	○	1.3	○	1.4	○	1.3	○	1.3	○	1.5	○	1.3	○	
		TSt-3	1.5		1.7		1.7		1.3		1.5		1.2		1.3		1.2		1.4		1.3		
		TSt-4	1.8		1.6		1.4		1.4		1.7		1.3		1.5		1.2		1.5		1.3		
佐伯湾	佐伯湾中央水域	旧甲水域	SSt-1	1.8		2.0		-		-		-		-		-		-		-			
			SSt-2	1.7	○	1.9	○	1.8		1.5		1.6		1.5		1.4		1.5		1.8		1.7	
			SSt-3	2.0		2.0		-		-		-		-		-		-		-		-	
	旧乙水域	B	SSt-4	1.5	○	1.9	○	1.4	○	1.6	○	1.6	○	1.4	○	1.4	○	1.4	○	1.8	○	1.7	○
			SSt-6	1.3	○	1.7	○	-		-		-		-		-		-		-		-	
	旧丙水域	B	SSt-8	1.6	○	1.9	○	1.7		1.8		1.8		1.4		1.4		1.7		1.7		1.6	
			SSt-7	1.7	○	2.0	○	-		-		-		-		-		-		-		-	
佐伯湾東部水域	旧丁水域	A	SSt-10	1.6		1.7		-		-		-		-		-		-		-		-	
			SSt-9	1.5	○	1.6	○	1.4	○	1.6	○	1.8	○	1.5	○	1.4	○	1.8	○	1.5	○	1.2	○
			SSt-11	1.4		1.9		-		-		-		-		-		-		-		-	
南海部郡地先	A	NSt-4	1.4		1.6		2.1		1.4		1.5		2.0		1.4		1.4		1.8		1.4		
		NSt-5	1.3	○	1.4	○	1.7	×	1.4	○	2.0	○	1.2	○	1.0	○	1.2	○	1.4	○	1.2	○	
		NSt-12	1.2		1.5		1.5		1.8		1.7		1.2		1.0		1.1		1.6		1.2		

備考

1 測定地点は、各水域の環境基準点である。

2 判定欄の○は環境基準を達成、×は非達成であることを示す。

3 平成28年3月佐伯湾甲水域をC類型からB類型に変更し、甲、乙、丙水域を中央水域に統合、丁水域を東部水域に変更

表 水質5 生活環境項目（全窒素、全リン）の環境基準達成率の推移

水域	類型	基準値 (mg/L)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		全窒素	全リン										
湖沼	I	0.1以下	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	II	0.2以下	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	III	0.4以下	0.03以下	2 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2
	IV	0.6以下	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	V	1以下	0.1以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—		2 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2
	達成率 (%)	—		100 (50.4)	50 (51.2)	50 (49.6)	50 (47.9)	100 (48.8)	100 (49.2)	100 (52.8)	100 (52.8)	100 (54.0)	100 (54.0)※
海域	I	0.2以下	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	II	0.3以下	0.03以下	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8
	III	0.6以下	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	IV	1以下	0.09以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—		8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8
	達成率 (%)	—		100 (89.4)	100 (86.8)	100 (90.1)	100 (90.7)	100 (92.1)	100 (91.4)	100 (88.1)	100 (90.8)	100 (90.1)	100 (90.1)※
	合計	—		10 / 10	9 / 10	9 / 10	9 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10
達成率 (%)	—		100	90.0	90.0	90.0	100	100	100	100	100	100	

備考1 分母は環境基準類型指定水域数、分子は環境基準達成水域数を示す。

2 達成率は、環境基準達成水域数÷環境基準類型指定水域数×100 (%)

3 達成率の () 内は、全国の公共用水域集計結果（環境省調べ）による。

4 環境基準の評価は、当該水域内のすべての環境基準点における表層の年間平均値を当該水域内のすべての基準点について平均したその値が、全窒素及び全リンともに環境基準値以下の場合に「達成」とした。

※ 環境省の最新講評データ（令和4年度公共用水域水質測定結果（令和6年3月））の数値を再掲。

表 水質6 生活環境項目（全窒素及び全燐）の環境基準達成状況の推移

(1) 湖沼

水域名	湖沼類型	湖沼地点 (基準点)	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		4年度		5年度			
			平均値	評価																												
松原ダム貯水池	Ⅲ	M-1	0.36	○	0.47	×	0.44	×	0.42	×	0.36	○	0.40	○	0.31	○	0.34	○	0.35	○	0.35	○	0.35	○	0.35	○	0.35	○	0.31	○	0.32	○
			0.023	○	0.026	○	0.025	○	0.033	×	0.033	×	0.027	○	0.029	○	0.024	○	0.025	○	0.029	○	0.029	○	0.029	○	0.029	○	0.024	○	0.023	○
北川ダム	Ⅲ	ダム群-5	0.32	-	0.30	-	0.30	-	0.32	-	0.29	-	0.36	-	0.24	-	0.24	-	0.27	-	0.27	-	0.27	-	0.27	-	0.24	-	0.23	-	0.23	-
			0.013	○	0.012	○	0.011	○	0.015	○	0.015	○	0.010	○	0.015	○	0.010	○	0.010	○	0.010	○	0.010	○	0.010	○	0.010	○	0.010	○	0.009	○

(単位：mg/L)

備考 1 北川ダムについては、全燐に限る。
 2 評価は年平均平均値にて行い、評価値の「○」は環境基準を達成、「×」は未達成、「-」は評価していないことを示す。

(2) 河川

水域名	湖沼類型	湖沼地点 (基準点)	28年度		27年度		26年度		25年度		24年度		23年度		22年度		21年度		20年度		19年度		18年度		17年度		16年度		15年度		14年度		13年度		12年度		11年度		10年度	
			平均値	評価																																				
鶴巻及び河内川 (ニ)	Ⅱ	SUS-4.6.8, 11.12	0.13	○	0.15	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○		
			0.020	○	0.021	○	0.019	○	0.021	○	0.021	○	0.021	○	0.021	○	0.021	○	0.021	○	0.021	○	0.021	○	0.021	○	0.021	○	0.021	○	0.021	○	0.021	○	0.021	○	0.021	○		
鹿半島池光	Ⅱ	KS-1.3.5	0.10	○	0.12	○	0.11	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○		
			0.020	○	0.020	○	0.019	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○		
別府湾 (イ)	Ⅱ	BS-11.12, 15.16	0.13	○	0.15	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○				
			0.020	○	0.022	○	0.019	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○				
別府湾 (ロ)	Ⅱ	BS-17.18, 19.20	0.12	○	0.13	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○				
			0.019	○	0.020	○	0.017	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○				
北池前東沼池光	Ⅱ	FS-1.4	0.12	○	0.13	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○				
			0.018	○	0.018	○	0.020	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○				
臼井湾	Ⅱ	US-4.5	0.11	○	0.14	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○				
			0.018	○	0.021	○	0.021	○	0.023	○	0.023	○	0.023	○	0.023	○	0.023	○	0.023	○	0.023	○	0.023	○	0.023	○	0.023	○	0.023	○	0.023	○	0.023	○	0.023	○				
津久見湾	Ⅱ	TS-3.4	0.11	○	0.15	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○				
			0.017	○	0.020	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○	0.019	○				
佐伯湾	Ⅱ	SS-5.9	0.11	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○				
			0.017	○	0.021	○	0.019	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○				

(単位：mg/L)

備考 湖沼は水域内の全ての湖沼基準点の年平均平均値の湖平均値にて行い、評価値の「○」は環境基準を達成、「×」は未達成を示す。

表 水質 7 水生生物の保全に係る環境基準達成状況

1 全垂鉛

(1)河川

(単位:mg/L)

水系等の区分	水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	3年度		4年度		5年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
山国川水系	山国川上流	生物A	大曲橋	<0.001	○	—	—	—	—
	山国川下流	生物B	下唐原	<0.001	○	0.001	○	0.002	○
	山移川	生物B	Y R - 1	0.001	○	<0.001	○	0.002	○
	津民川上流	生物A	土居橋	<0.001	○	—	—	—	—
	津民川下流	生物B	津民小橋	<0.001	○	—	—	—	—
	跡田川	生物B	耶馬橋	<0.001	○	—	—	—	—
県北河川	犬丸川	生物B	今津大橋	<0.001	○	—	—	—	—
	伊呂波川	生物B	高津橋	0.002	○	—	—	—	—
	駅館川	生物B	白岩橋	0.001	○	—	—	—	—
			小松橋	<0.001		—		—	
	寄藻川	生物B	浮殿橋	<0.001	○	—	—	—	—
	桂川	生物B	えびす橋	0.001	○	—	—	—	—
都甲川	生物B	出合橋	0.004	○	—	—	—	—	
国東半島 東部河川	伊美川	生物B	古町	—	—	—	—	0.001	○
	田深川	生物B	丹過橋	—	—	—	—	0.001	○
	武蔵川	生物B	涼月橋	—	—	—	—	<0.001	○
	安岐川	生物B	港橋	—	—	—	—	<0.001	○
別枠速見河川	八坂川	生物B	錦江橋	—	—	—	—	0.003	○
			大左右橋	—		—		0.002	
	朝見川	生物B	南田位橋	—	—	—	—	<0.001	○
			藤助橋	—		—		0.005	
大分市内河川	祓川	生物B	御幸橋	0.004	○	0.002	○	0.004	○
	住吉川	生物B	新川橋	0.019	○	0.009	○	0.017	○
	丹生川	生物B	王ノ瀬橋	0.005	○	0.005	○	0.005	○
			丹生橋	0.004		<0.001		0.004	
	尾田川	生物B	落合橋	0.006	○	0.006	○	0.011	○
大分川水系	大分川	生物B	弁天大橋	0.001	○	0.002	○	0.001	○
			府内大橋	0.001		0.001		0.001	
			天神橋	0.008		<0.001		0.001	
	裏川	生物B	裏川橋	0.015	○	0.010	○	0.013	○
	寒田川	生物B	平田橋	0.005	○	0.001	○	0.003	○
	七瀬川上流	生物A	出合橋	<0.001	○	0.003	○	0.001	○
	七瀬川下流	生物B	光吉	0.001	○	0.001	○	0.001	○
	尼ヶ瀬川	生物B	樋門	0.013	○	0.006	○	0.006	○
	賀来川	生物B	賀来橋	0.002	○	<0.001	○	0.002	○
	芹川	生物B	猿渡橋	—	—	<0.001	○	—	—
	阿蘇野川上流	生物A	村内橋	—	—	0.001	○	—	—
阿蘇野川下流	生物B	西鶴大橋	—	—	<0.001	○	—	—	
大野川水系	大野川	生物B	鶴崎橋	0.001	—	0.001	○	0.001	—
			白滝橋	0.001		0.001		<0.001	
			犬飼	—		<0.001		—	
			猿飛橋	—		0.001		—	
	判田川	生物B	八地藏橋	0.008	○	0.003	○	0.001	○
	茜川	生物B	福門大橋	—	—	0.001	○	—	—
	野津川	生物B	吉四六大橋	—	—	<0.001	○	—	—
	三重川	生物B	下赤嶺橋	—	—	0.002	○	—	—
	奥嶽川上流	生物A	権現橋	0.002	○	0.002	○	0.002	○
	奥嶽川下流	生物B	岩戸橋	—	—	0.001	○	—	—
	九折川	生物A	岡橋	0.032	※	0.037	※	0.035	※
	緒方川上流	生物A	原尻の滝	—	—	<0.001	○	—	—
	緒方川下流	生物B	共栄橋	—	—	0.001	○	—	—
	稲葉川	生物B	萬里橋	—	—	<0.001	○	—	—
	玉来川	生物B	常盤橋	—	—	<0.001	○	—	—
	乙津川	生物B	海原橋	0.002	○	0.003	○	0.002	○
原川	生物B	日岡橋	0.005	○	0.005	○	0.005	○	

水系等の区分	水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	3年度		4年度		5年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
白杵市内河川	白杵川	生物B	馬代橋	—	—	—	—	<0.001	○
			白杵川河口	—	—	—	—	0.001	○
	末広川	生物B	一の井手堰	—	—	—	—	0.001	○
番匠川水系	番匠川上流	生物A	虫月橋	—	—	—	—	<0.001	○
			番匠大橋	<0.001	○	<0.001	○	0.001	○
	番匠川河口	0.001	—	0.001	—	0.003	—		
	中川	生物B	新常盤橋	—	—	—	—	0.004	○
	中江川	生物B	長島橋	—	—	—	—	0.002	○
	堅田川上流	生物A	船形橋	—	—	—	—	<0.001	○
	堅田川下流	生物B	柏江橋	—	—	—	—	0.001	○
茶屋ヶ鼻橋			0.002	—	0.002	—	0.006	—	
木立川	生物B	木立潮止堰	—	—	—	—	<0.001	○	
筑後川水系	筑後川下流	生物B	三隈大橋	0.003	○	0.002	○	0.002	○
	玖珠川	生物B	市の村橋	0.001	○	—	—	—	—
	町田川	生物B	潜石橋	0.001	○	—	—	—	—
	庄手川	生物B	庄手川流末	<0.001	○	—	—	—	—
	花月川上流	生物A	山神橋	0.002	○	—	—	—	—
	花月川下流	生物B	三郎丸橋	0.002	○	—	—	—	—
	大肥川	生物B	茶屋ノ瀬橋	0.001	○	—	—	—	—

※ 九折川については、全亜鉛の基準は適用しない。

1 測定地点は、各水域の環境基準点である。

2 平均値 - は測定未実施であることを示す。

3 判定欄の○は環境基準を達成、×は非達成、- は測定未実施のため評価不可であることを示す。(以下同じ)

(2)湖沼

(単位:mg/L)

水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	3年度		4年度		5年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
松原ダム貯水池(梅林湖)	湖沼生物B	M-1	0.002	○	0.002	○	0.003	○
北川ダム貯水池	湖沼生物B	ダム前-5	0.015	○	0.001	○	0.001	○
		本川-9	0.007	○	0.001	○	0.001	○
本川-18	0.004	<0.001	0.001					
耶馬溪ダム貯水池	湖沼生物B	YL-1	0.002	○	0.002	○	0.004	○

(3)海域

(単位:mg/L)

水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	3年度		4年度		5年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
大分県地先水域	海域生物A	BS t-12	<0.001	○	—	—	<0.001	○
		BS t-15	<0.001		—		0.001	
大分県北部沿岸域	海域生物特A	KS t-5	<0.001	○	—	—	0.002	○
		BS t-10	<0.001		—		0.002	
大分県南部沿岸域	海域生物特A	US t-4	—	—	0.001	○	—	—
		SS t-4	—		0.001		—	
響灘及び周防灘(イ)	海域生物特A	SUS t-4	—	—	<0.001	○	—	—
		SUS t-8	—		<0.001		—	

(1)河川

(単位:mg/L)

水系等の区分	水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	3年度		4年度		5年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
山国川水系	山国川上流	生物A	大曲橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	山国川下流	生物B	下唐原	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	山移川	生物B	Y R-1	<0.00006	○	<0.00006	○	—	—
	津民川上流	生物A	土居橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	津民川下流	生物B	津民小橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	跡田川	生物B	耶馬橋	<0.00006	○	—	—	—	—
県北河川	犬丸川	生物B	今津大橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	伊呂波川	生物B	高津橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	駅館川	生物B	白岩橋	<0.00006	○	—	—	—	—
		生物B	小松橋	<0.00006	—	—	—	—	—
	寄藻川	生物B	浮殿橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	桂川	生物B	えびす橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	都甲川	生物B	出合橋	<0.00006	○	—	—	—	—
国東半島 東部河川	伊美川	生物B	古町	—	—	—	—	<0.00006	○
	田深川	生物B	丹過橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	武蔵川	生物B	涼月橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	安岐川	生物B	港橋	—	—	—	—	<0.00006	○
別枠速見河川	八坂川	生物B	錦江橋	—	—	—	—	<0.00006	○
			大左右橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	朝見川	生物B	南田位橋	—	—	—	—	—	—
大分市内河川	祓川	生物B	御幸橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
			新川橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	丹生川	生物B	王ノ瀬橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
			丹生橋	<0.00006	—	<0.00006	—	<0.00006	—
	尾田川	生物B	落合橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
大分川水系	大分川	生物B	弁天大橋	<0.00006	○	<0.00006	○	—	—
			府内大橋	<0.00006	—	<0.00006	—	<0.00006	—
			天神橋	<0.00006	—	<0.00006	—	<0.00006	—
	裏川	生物B	裏川橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	寒田川	生物B	平田橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	七瀬川上流	生物A	出合橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	七瀬川下流	生物B	光吉	<0.00006	○	<0.00006	○	—	—
	尼ヶ瀬川	生物B	樋門	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	賀来川	生物B	賀来橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	芹川	生物B	猿渡橋	—	—	<0.00006	○	—	—
阿蘇野川上流	生物A	村内橋	—	—	<0.00006	○	—	—	
阿蘇野川下流	生物B	西鶴大橋	—	—	<0.00006	○	—	—	
大野川水系	大野川	生物B	鶴崎橋	<0.00006	—	<0.00006	○	—	—
			白滝橋	<0.00006	—	<0.00006	—	<0.00006	—
			犬飼	—	—	<0.00006	—	—	—
			猿飛橋	—	—	<0.00006	—	—	—
	判田川	生物B	八地藏橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	茜川	生物B	福門大橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	野津川	生物B	吉四六大橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	三重川	生物B	下赤嶺橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	奥嶽川上流	生物A	権現橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	奥嶽川下流	生物B	岩戸橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	九折川	生物A	岡橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	緒方川上流	生物A	原尻の滝	—	—	<0.00006	○	—	—
	緒方川下流	生物B	共栄橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	稲葉川	生物B	萬里橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	玉来川	生物B	常盤橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	乙津川	生物B	海原橋	<0.00006	○	<0.00006	○	—	—
原川	生物B	日岡橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○	

水系等の区分	水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	3年度		4年度		5年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
白杵市内河川	白杵川	生物B	馬代橋	—	—	—	—	<0.00006	○
			白杵川河口	—	—	—	—	<0.00006	○
番匠川水系	末広川	生物B	一の井手堰	—	—	—	—	<0.00006	○
	番匠川上流	生物A	虫月橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	番匠川下流	生物B	番匠大橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
			番匠川河口	<0.00006	—	<0.00006	—	<0.00006	—
	中川	生物B	新常盤橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	中江川	生物B	長島橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	堅田川上流	生物A	船形橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	堅田川下流	生物B	柏江橋	—	—	—	—	<0.00006	○
茶屋ヶ鼻橋			<0.00006	—	<0.00006	—	<0.00006	—	
木立川	生物B	木立潮止堰	—	—	—	—	<0.00006	○	
筑後川水系	筑後川下流	生物B	三隈大橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	玖珠川	生物B	市の村橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	町田川	生物B	潜石橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	庄手川	生物B	庄手川流末	<0.00006	○	—	—	—	—
	花月川上流	生物A	山神橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	花月川下流	生物B	三郎丸橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	大肥川	生物B	茶屋ノ瀬橋	<0.00006	○	—	—	—	—

- 1 測定地点は、各水域の環境基準点である。
- 2 平均値 - は測定未実施であることを示す。
- 3 判定欄の○は環境基準を達成、×は非達成、- は測定未実施のため評価不可であることを示す。(以下同じ)

(2)湖沼

(単位:mg/L)

水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	3年度		4年度		5年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
松原ダム貯水池(梅林湖)	湖沼生物B	M-1	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
北川ダム貯水池	湖沼生物B	ダム前-5	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
芹川ダム貯水池	湖沼生物B	本川-9	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
		本川-18	<0.00006	—	<0.00006	—	<0.00006	—
耶馬溪ダム貯水池	湖沼生物B	YL-1	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○

(3)海域

(単位:mg/L)

水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	3年度		4年度		5年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
大分県地先水域	海域生物A	BS t-12	<0.00006	○	—	—	<0.00006	○
		BS t-15	<0.00006	—	—	—	<0.00006	—
大分県北部沿岸域	海域生物特A	KS t-5	<0.00006	○	—	—	<0.00006	○
		BS t-10	<0.00006	—	—	—	<0.00006	—
大分県南部沿岸域	海域生物特A	US t-4	—	—	<0.00006	○	—	—
		SS t-4	—	—	<0.00006	—	—	—
響灘及び周防灘(イ)	海域生物特A	SUS t-4	—	—	<0.00006	○	—	—
		SUS t-8	—	—	<0.00006	—	—	—

3 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

(1)河川

(単位:mg/L)

水系等の区分	水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	3年度		4年度		5年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
山国川水系	山国川上流	生物A	大曲橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	山国川下流	生物B	下唐原	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	山移川	生物B	Y R - 1	—	—	—	—	—	—
	津民川上流	生物A	土居橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	津民川下流	生物B	津民小橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	跡田川	生物B	耶馬橋	<0.0006	○	—	—	—	—
県北河川	犬丸川	生物B	今津大橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	伊呂波川	生物B	高津橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	駅館川	生物B	白岩橋	<0.0006	○	—	—	—	—
		生物B	小松橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	寄藻川	生物B	浮殿橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	桂川	生物B	えびす橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	都甲川	生物B	出合橋	<0.0006	○	—	—	—	—
国東半島 東部河川	伊美川	生物B	古町	—	—	—	—	<0.0006	○
	田深川	生物B	丹過橋	—	—	—	—	<0.0006	○
	武蔵川	生物B	涼月橋	—	—	—	—	<0.0006	○
	安岐川	生物B	港橋	—	—	—	—	<0.0006	○
別杵速見河川	八坂川	生物B	錦江橋	—	—	—	—	<0.0006	○
			大左右橋	—	—	—	—	<0.0006	○
	朝見川	生物B	南田位橋	—	—	—	—	<0.0006	○
			藤助橋	—	—	—	—	<0.0006	○
大分市内河川	祓川	生物B	御幸橋	0.0060	○	<0.0006	○	0.0017	○
	住吉川	生物B	新川橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	丹生川	生物B	王ノ瀬橋	0.0025	○	<0.0006	○	<0.0006	○
			丹生橋	0.015	—	<0.0006	○	<0.0006	○
	尾田川	生物B	落合橋	0.012	○	<0.0006	○	<0.0006	○
大分川水系	大分川	生物B	弁天大橋	—	—	<0.0006	○	—	—
			府内大橋	<0.0006	—	<0.0006	○	<0.0006	—
			天神橋	<0.0006	—	<0.0006	○	<0.0006	—
	裏川	生物B	裏川橋	0.012	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	寒田川	生物B	平田橋	0.0035	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	七瀬川上流	生物A	出合橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	七瀬川下流	生物B	光吉	—	—	—	—	—	—
	尼ヶ瀬川	生物B	樋門	0.046	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	賀来川	生物B	賀来橋	0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	芹川	生物B	猿渡橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	阿蘇野川上流	生物A	村内橋	—	—	<0.0006	○	—	—
阿蘇野川下流	生物B	西鶴大橋	—	—	<0.0006	○	—	—	
大野川水系	大野川	生物B	鶴崎橋	—	—	—	—	—	—
			白滝橋	<0.0006	—	<0.0006	—	<0.0006	—
			犬飼	—	—	<0.0006	—	—	—
			猿飛橋	—	—	<0.0006	—	—	—
	判田川	生物B	八地藏橋	0.027	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	茜川	生物B	福門大橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	野津川	生物B	吉四六大橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	三重川	生物B	下赤嶺橋	—	—	0.0013	○	—	—
	奥嶽川上流	生物A	権現橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	奥嶽川下流	生物B	岩戸橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	九折川	生物A	岡橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	緒方川上流	生物A	原尻の滝	—	—	<0.0006	○	—	—
	緒方川下流	生物B	共栄橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	稲葉川	生物B	萬里橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	玉来川	生物B	常盤橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	乙津川	生物B	海原橋	—	—	—	—	—	—
	原川	生物B	日岡橋	0.027	○	<0.0006	○	<0.0006	○

白杵市内河川	白杵川	生物B	馬代橋	-	-	-	-	<0.0006	○
			白杵川河口	-	-	-	-	<0.0006	○
	末広川	生物B	一の井手堰	-	-	-	-	<0.0006	○
番匠川水系	番匠川上流	生物A	虫月橋	-	-	-	-	<0.0006	○
			番匠大橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	番匠川下流	生物B	番匠川河口	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	○
			新常盤橋	-	-	-	-	<0.0006	○
	中川	生物B	長島橋	-	-	-	-	<0.0006	○
	堅田川上流	生物A	船形橋	-	-	-	-	<0.0006	○
	堅田川下流	生物B	柏江橋	-	-	-	-	<0.0006	○
茶屋ヶ鼻橋			<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	○	
木立川	生物B	木立潮止堰	-	-	-	-	<0.0006	○	
筑後川水系	筑後川下流	生物B	三隈大橋	<0.0006	○	0.0017	○	<0.0006	○
			市の村橋	<0.0006	○	-	-	-	-
	玖珠川	生物B	潜石橋	<0.0006	○	-	-	-	-
	町田川	生物B	潜石橋	<0.0006	○	-	-	-	-
	庄手川	生物B	庄手川流末	<0.0006	○	-	-	-	-
	花月川上流	生物A	山神橋	<0.0006	○	-	-	-	-
	花月川下流	生物B	三郎丸橋	<0.0006	○	-	-	-	-
大肥川	生物B	茶屋ノ瀬橋	<0.0006	○	-	-	-	-	

- 1 測定地点は、各水域の環境基準点である。
- 2 平均値 - は測定未実施であることを示す。
- 3 判定欄の○は環境基準を達成、×は非達成、- は測定未実施のため評価不可であることを示す。(以下同じ)

(2)湖沼

(単位:mg/L)

水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	3年度		4年度		5年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
松原ダム貯水池(梅林湖)	湖沼生物B	M-1	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
北川ダム貯水池	湖沼生物B	ダム前-5	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
芹川ダム貯水池	湖沼生物B	本川-9	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
		本川-18	<0.0006		<0.0006		<0.0006	
耶馬溪ダム貯水池	湖沼生物B	YL-1	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○

(3)海域

(単位:mg/L)

水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	3年度		4年度		5年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
大分県地先水域	海域生物A	BS t-12	<0.0006	○	-	-	<0.0006	○
		BS t-15	<0.0006		-		<0.0006	
大分県北部沿岸域	海域生物特A	KS t-5	<0.0006	○	-	-	<0.0006	○
		BS t-10	<0.0006		-		<0.0006	
大分県南部沿岸域	海域生物特A	US t-4	-	-	<0.0006	○	-	-
		SS t-4	-		<0.0006		-	
響灘及び周防灘(イ)	海域生物特A	SUS t-4	-	-	<0.0006	○	-	-
		SUS t-8	-		<0.0006		-	

表 水質 8 環境基準類型指定状況

(令和6年3月31日現在)

(1) 生活環境の保全に関する環境基準(BOD、COD等)

ア 河川

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日等
山国川水系	山国川(1)	新谷橋より上流	AA	イ	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
	山国川(2)	新谷橋より下流	A	イ	
	津民川	全域	AA	イ	昭和62年5月15日 県告示第698号
	跡田川	全域	A	イ	
県北河川	伊呂波川	全域	A	イ	平成18年3月31日 県告示第359号
	都甲川	全域	A	イ	
	犬丸川	全域	A	ロ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	駅館川	全域(津房川を含む)	A	イ	
	寄藻川	全域	A	イ	
	桂川	全域	A	イ	
国東半島 東部河川	伊美川	全域	A	イ	平成17年3月31日 県告示第469号
	田深川	全域	A	イ	
	武蔵川	全域	A	イ	
	安岐川	全域	A	イ	
別荘速見河川	八坂川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	朝見川上流	観海寺橋より上流	A	イ	
	朝見川下流	観海寺橋より下流	C	ロ	
大分市内河川	住吉川	全域	C	イ	平成19年3月30日 県告示第408号
	祓川	全域	B	ハ	平成11年3月31日 県告示第289号
	丹生川上流	松本橋より上流(支川を除く)	A	イ	
丹生川下流	松本橋より下流(支川を除く)	B	ロ		
大分川水系	大分川上流	小野鶴橋より上流(流入する支川を含む)	A	イ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	大分川中流	小野鶴橋から府内大橋まで(流入する支川を含む)	A	ロ	
	大分川下流	府内大橋より下流(流入する支川を含む)	B	ハ	
大野川水系	大野川上流	筒井大橋より上流(流入する支川を含む)	A	イ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	大野川下流	筒井大橋より下流(流入する支川を含む)	A	ロ	
	乙津川	原川を除く全域	A	イ	平成7年6月2日 県告示第592号
原川	全域	C	ロ		
臼杵市内河川	臼杵川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	末広川	全域	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
番匠川水系	番匠川上流	潮止堰より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	番匠川下流	潮止堰より下流	A	イ	平成20年3月31日 県告示第222号
	堅田川上流	柏江橋より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	堅田川下流	柏江橋より下流	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
	木立川	全域	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
	中川 中江川	全域 全域	B B	イ イ	平成7年6月2日 県告示第592号
筑後川水系	筑後川(1)	松原ダムより上流で松原ダム貯水池(梅林湖)(全域)に係る部分を除く	AA	イ	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
	筑後川(2)	松原ダムから豆津橋まで	A	イ	
	大肥川	全域	A	イ	昭和62年5月15日 県告示第698号
	花月川	全域	A	イ	
	庄手川	全域	A	イ	
	玖珠川	全域	A	イ	
町田川	全域	AA	イ		

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

イ 湖沼

水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告示等
松原ダム貯水池（梅林湖）	全域	A	イ	平成28年3月31日 環境省告示第41号
北川ダム	全域	A	イ	平成19年3月30日 県告示第409号

ウ 海域

水系等の区分	水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告示等
周防灘	豊前地先海域 響灘及び周防灘	別記1参照	A	ハ	平成14年3月29日 環境省告示第33号
		別記2参照	A	イ	
国東半島地先水域		別記3参照	A	イ	昭和50年4月1日 県告示第370号
別府湾	住吉泊地水域 乙津泊地水域 鶴崎泊地水域 大分港水域 別府港水域 守江港水域 別府湾中央水域	別記4参照	C	イ	昭和49年7月1日 県告示第796号
		別記5参照	C	イ	
		別記6参照	C	イ	
		別記7参照	B	イ	
		別記8参照	B	イ	
		別記9参照	B	イ	
	別記10参照	A	3年以内		
	別府湾東部水域 大野川東部水域 佐賀関港水域	別記11参照 別記12参照 別記13参照	A B B	イ イ イ	平成11年3月31日 県告示第289号
北海部郡東部地先		別記14参照	A	イ	平成10年3月31日 県告示第300号
臼杵湾		別記15参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
津久見湾		別記16参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
佐伯湾	佐伯湾中央水域 佐伯湾東部水域	別記17参照	B	イ	平成28年3月29日 県告示第200号
		別記18参照	A	イ	
南海部郡地先水域		別記19参照	A	イ	昭和53年4月1日 県告示第336号

(2) 生活環境の保全に関する環境基準(全窒素及び全磷)

水系等の区分	水域名	範囲	水域型	達成期間	指定年月日等 告示
	松原ダム貯水池(梅林湖)	全域	湖沼Ⅲ	イ	平成28年3月31日 環境省告示第41号
	北川ダム	全域	湖沼Ⅲ※1	イ	平成19年3月30日 県告示第409号
周防灘	響灘及び周防灘(二)	別記20参照	海域Ⅱ	イ	平成15年3月27日 環境省告示第35号
国東半島地先		別記21参照	海域Ⅱ	イ	平成10年3月31日 県告示第301号
別府湾	別府湾(イ)	別記22参照	海域Ⅱ	イ	
	別府湾(ロ)	別記23参照	海域Ⅱ	イ	
北海部郡東部地先		別記14参照	海域Ⅱ	イ	
臼杵湾		別記15参照	海域Ⅱ	イ	
津久見湾		別記16参照	海域Ⅱ	イ	
佐伯湾		別記24参照	海域Ⅱ	イ	

備考 1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

※1 全磷に限る

(3) 水生生物の保全に係る水質環境基準

ア 河川

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日等
山国川水系	山国川上流	大曲橋より上流	生物A	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
	山国川下流	大曲橋より下流	生物B	イ	
	山移川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	津民川上流	土居橋より上流	生物A	イ	
	津民川下流	土居橋より下流	生物B	イ	
	跡田川	全域	生物B	イ	
県北河川	大丸川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	伊呂波川	全域	生物B	イ	
	駅館川	全域(津房川を含む)	生物B	イ	
	寄藻川	全域	生物B	イ	
	桂川	全域	生物B	イ	
	都甲川	全域	生物B	イ	
国東半島 東部河川	伊美川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	田深川	全域	生物B	イ	
	武蔵川	全域	生物B	イ	
	安岐川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第46号
別杵速見河川	八坂川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第46号
	朝見川	全域	生物B	イ	
大分市内河川	祓川	全域	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	住吉川	鳥越橋より下流	生物B	イ	
	丹生川	全域	生物B	イ	
	尾田川	堤原橋より下流	生物B	イ	
大分川水系	大分川	全域	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	裏川	全域	生物B	イ	
	寒田川	全域	生物B	イ	
	七瀬川上流	出会橋より上流	生物A	イ	
	七瀬川下流	出会橋より下流	生物B	イ	
	尼ヶ瀬川	全域	生物B	イ	
	賀来川	全域	生物B	イ	
	芹川	鑰小野橋より下流(芹川ダム貯水池を除く)	生物B	イ	
	阿蘇野川上流	村内橋より上流	生物A	イ	
阿蘇野川下流	村内橋より下流	生物B	イ		
大野川水系	大野川	白水ダムより下流	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	判田川	全域	生物B	イ	
	茜川	全域	生物B	イ	
	野津川	全域	生物B	イ	
	三重川	全域	生物B	イ	
	奥嶽川上流	権現橋より上流	生物A	イ	
	奥嶽川下流	権現橋より下流	生物B	イ	
	九折川	全域	生物A ※	イ	
	緒方川上流	原尻の滝より上流	生物A	イ	
	緒方川下流	原尻の滝より下流	生物B	イ	
	稲葉川	稲葉ダムより下流	生物B	イ	
	玉来川	全域	生物B	イ	
	乙津川	全域	生物B	イ	
	原川	全域	生物B	イ	
臼杵市内河川	臼杵川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第46号
	末広川	全域	生物B	イ	
番匠川水系	番匠川上流	虫月橋より上流	生物A	イ	平成24年1月17日 県告示第46号
	番匠川下流	虫月橋より下流	生物B	イ	
	中川	全域	生物B	イ	
	中江川	全域	生物B	イ	
	堅田川上流	船形橋より上流	生物A	イ	
	堅田川下流	船形橋より下流	生物B	イ	
	木立川	全域	生物B	イ	

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日等 告示等
筑後川水系	筑後川下流	北里川合流点より下流 (松原ダム貯水池を除く)	生物B	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
	玖珠川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	町田川	全域	生物B	イ	
	庄手川	全域	生物B	イ	
	花月川上流	山神橋より上流	生物A	イ	
	花月川下流	山神橋より下流	生物B	イ	
大肥川	全域	生物B	イ		

※ 九折川については、全亜鉛の基準は適用しない。

イ 湖沼

水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日等 告示等
松原ダム貯水池(梅林湖)	全域	湖沼生物B	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
北川ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第47号
芹川ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第797号
耶馬溪ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第227号

ウ 海域

水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日等 告示等
大分県地先水域	全域(大分県北部沿岸域及び大分県南部沿岸域に係る部分を除く)	海域生物A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
大分県北部沿岸域	別記25参照	海域生物特A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
大分県南部沿岸域	別記26参照	海域生物特A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
響灘及び周防灘	全域(響灘及び周防灘(イ)に係る部分を除く)	海域生物A	イ	平成29年5月22日 環境省告示第47号
響灘及び周防灘(イ)	別記27参照	海域生物特A	イ	平成29年5月22日 環境省告示第47号

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。
「イ」はただちに達成

別記

No	水域名	水域の範囲
1	豊前地先海域	大分県西国東郡香々地町(注1)長崎鼻と北九州市門司区網ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2	響灘及び周防灘	宇部市黒崎と大分県西国東郡香々地町(注1)長崎鼻を結ぶ線、下関市網代崎と北九州市八幡崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって豊前地先海域並びに昭和46年5月25日閣議決定の宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、小野田港、宇部・小野田地先海域(甲)、宇部・小野田地先海域(乙)、奥洞海、製鉄戸畑泊地、堺川泊地、洞海湾湾口部及び響灘に係る部分を除いたもの
3	国東半島地先水域	香々地町(注1)長崎鼻から杵築市臼石鼻に至る陸岸の地先海域
4	住吉泊地水域	大分港住吉東防波堤燈台から大分港住吉西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
5	乙津泊地水域	大分港乙津東防波堤燈台から大分港乙津西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
6	鶴崎泊地水域	大分港鶴崎東防波堤燈台から大分港鶴崎西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
7	大分港水域	大分市白木三角点、同三角点より24度20分2,100mの地点、大分市千歳三角点より24度40分6,100mの地点、同地点から136度の線と大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻とを結ぶ線の交点、大分市大在大野川右岸北端の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
8	別府港水域	両郡橋(別府市と大分市との境界地点)から島山山頂まで引いた線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線及び別府市と日出町との境界陸岸地点から両郡橋に至る陸岸により囲まれた海域
9	守江港水域	杵築市権現鼻と同市住吉浜燈台とを結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
10	別府湾中央水域	大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻とを結んだ線及び陸岸で囲まれた区域から守江港水域、別府港水域、大分港水域、鶴崎泊地水域、乙津泊地水域及び住吉泊地水域を除く海域
11	別府湾東部水域	杵築市臼石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線及び大分市大在大野川右岸北端から佐賀関町(注2)関崎に至る海岸に囲まれた海域で、大野川東部水域及び佐賀関港の水域を除く水域
12	大野川東部水域	次の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた水域 (1) 大分市大在大野川右岸北端 (2) 大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻とを結ぶ線と大分臨海工業地帯1号地北東端から10度1,800mの点と大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点とを結ぶ線の交点 (3) 大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点 (4) 大分市と北海道郡佐賀関町(注2)との境界と海岸との交点から101度52分514mの地点から358度22分4,080mの点 (5) 大分市と北海道郡佐賀関町(注2)との境界と海岸との交点から101度52分514mの点
13	佐賀関港	北海道郡佐賀関町(注2)踊鼻と同町若獅子鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた水域
14	北海道郡東部地先	北海道郡佐賀関町(注2)関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から臼杵市下ノ江港灯台に至る陸岸の地先海域
15	臼杵湾	臼杵市下ノ江港灯台から津久見市楠屋鼻に至る陸岸の地先海域
16	津久見湾	津久見市楠屋鼻から南海部郡上浦町(注3)蒲戸崎に至る陸岸の地先海域
17	佐伯湾中央水域	佐伯市大字二栄漁港防波堤先端と大入島大字高松浦上浦936番地を結ぶ線、大入島、元ヶ鼻と片白島北端を結ぶ線、同島、同島南端と野崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
18	佐伯湾東部水域	佐伯市上浦蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域であって、佐伯湾中央水域に係る部分を除いたもの
19	南海部郡地先水域	鶴御崎(鶴見町(注4)と米水津村(注5)との境界陸岸地点)から大分県と宮崎県の境界陸岸地点に至る陸岸の地先海域
20	響灘及び周防灘(二)	北九州市網ノ鼻とB点(網ノ鼻から南東方22,100mの地点(北緯33度48分7秒、東経131度11分54秒))を結ぶ線、同地点とC点(B地点から東方20,600mの地点(北緯33度48分7秒、東経131度25分7秒))を結ぶ線、同地点と大分県西国東郡香々地町(注1)長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
21	国東半島地先	西国東郡香々地町(注1)長崎鼻から杵築市臼石鼻に至る陸岸の地先海域
22	別府湾(イ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域であって、鶴崎泊地、乙津泊地、住吉泊地を除いたもの
23	別府湾(ロ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻を結ぶ線、杵築市臼石鼻と北海道郡佐賀関町(注2)関崎を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域
24	佐伯湾	南海部郡上浦町(注3)蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域
25	大分県北部沿岸域	宇部市黒崎と豊後高田市香々地長崎鼻を結ぶ線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線(別府市と日出町の境界陸岸地点から水深30mの地点までの部分に限る。)、水深30mの等深線及び陸岸に囲まれた海域
26	大分県南部沿岸域	杵築市臼石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線(大野川右岸北端から水深30mの地点までの部分に限る。)、大分県と宮崎県の境界陸岸地点、水深30mの等深線及び陸岸に囲まれた海域(入津湾を除く。)
27	響灘及び周防灘(イ)	平成29年5月22日環境省告示47号の別記26参照

注1 「西国東郡香々地町」または「香々地町」とは現「豊後高田市香々地」をいう。

注2 「北海道郡佐賀関町」または「佐賀関町」とは現「大分市佐賀関」をいう。

注3 「南海部郡上浦町」とは現「佐伯市上浦」をいう。

注4 「鶴見町」とは現「佐伯市鶴見」をいう。

注5 「米水津村」とは現「佐伯市米水津」をいう。

別図



表 水質 9 水生生物調査に係る指標生物

水質階級	指標生物
I きれいな水	ナミウズムシ
	ヒラタカゲロウ類
	ヘビトンボ
	ヤマトビケラ類
	アミカ類
	サワガニ
	カワゲラ類
	ナガレトビケラ類
	ブユ類
II ややきれいな水	ヨコエビ類
	カワニナ類
	コガタシマトビケラ類
	ヒラタドロムシ類
	ヤマトシジミ
	コオニヤンマ
	オオシマトビケラ
	ゲンジボタル
	イシマキガイ

水質階級	指標生物
III きたない水	タニシ類
	ミズムシ
	ニホンドロソコエビ
	シマイシビル
	ミズカマキリ
IV とてもきたない水	イソコツブムシ類
	サカマキガイ
	アメリカザリガニ
	チョウバエ類
	エラミミズ
ユスリカ類	

図 水質 10 瀬戸内区域及び入津



表 水質 11 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数
及び有害物質貯蔵指定施設数

(令和6年3月31日現在)

水 濁 法 施 行 令 別 表 第 1 の 号 番 号	業 種 名	日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業場						日平均排水量 50m ³ 未満の特定事業場						計	
		指定地域 内事業場				瀬戸内 法適用 区域外 の地域	小計	大分市内		その他の地域		小計	特定 事業 場数	瀬戸内 法許可 対象事 業場数	
		大分市内		その他の地域				瀬戸内 法	水濁法	瀬戸内 法	水濁法				
		瀬戸内 法	水濁法	瀬戸内 法	水濁法										
1	鉱業又は水洗炭業														
1の2	畜産農業又はサービス業			3		3		8		200	208	211	3		
2	畜産食料品製造業	1		3	1	5		7		55	62	67	4		
3	水産食料品製造業			6	2	8		11	1	136	148	156	7		
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			5	5	10		26		302	328	338	5		
5	みそ、しょう油等製造業			5		5		4		69	73	78	5		
6	小麦粉製造業														
7	砂糖製造業														
8	パン・菓子の製造業又は製あん業			1		1		3	1	11	15	16	2		
9	米菓製造業又はこうじ製造業							1			1	1			
10	飲料製造業			9	5	14		4		96	100	114	9		
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業							4		14	18	18			
12	動植物油脂製造業									5	5	5			
13	イースト製造業														
14	でん粉又は化工でん粉の製造業														
15	ぶどう糖又は水あめの製造業														
16	めん類製造業							9		24	33	33			
17	豆腐又は煮豆の製造業							8		181	189	189			
18	インスタントコーヒー製造業														
18の2	冷凍調理食品製造業									7	7	7			
18の3	たばこ製造業														
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業							2		4	6	6			
20	洗毛業														
21	化学繊維製造業			1		1						1	1		
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業									17	17	17			
21の3	合板製造業									1	1	1			
21の4	パーティクルボード製造業									3	3	3			
22	木材薬品処理業							1		3	4	4			
23	パルプ・紙又は紙加工品の製造業	3				3						3	3		
23の2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業							9		1	10	10			
24	化学肥料製造業							1		1	2	2			
25	削除														
26	無機顔料製造業														
27	25号及び26号の事業以外の無機化学工業製品製造業			3		3		2		1	3	6	3		
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業							1			1	1			
29	コールドタル製品製造業														
30	発酵工業			1		1						1	1		
31	メタン誘導品製造業														
32	有機顔料又は合成染料の製造業														
33	合成樹脂製造業			1		1		4	1		5	6	2		
34	合成ゴム製造業							1			1	1			
35	有機ゴム薬品製造業														
36	合成洗剤製造業														
37	31号から36号までの事業以外の石油化学工業	3				3		1			1	4	3		

水濁法 施行令 別表第 1の号 番号	業種名	日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業場					日平均排水量 50m ³ 未満の特定事業場					計		
		指定地域 内事業場				瀬戸内 法適用 区域外 の地域	小計	大分市内		その他の地域		小計	特定 事業 場数	瀬戸内 法許可 対象事 業場数
		大分市内		その他の地域				瀬戸内 法	水濁法	瀬戸内 法	水濁法			
		瀬戸内 法	水濁法	瀬戸内 法	水濁法									
38	石けん製造業													
38の2	界面活性剤製造業													
39	硬化油製造業													
40	脂肪酸製造業													
41	香料製造業													
42	ゼラチン又はにかわの製造業													
43	写真感光材料製造業													
44	天然樹脂製品製造業													
45	木材化学工業													
46	28号から45号までの事業以外の有機化学工業製品製造業	1				1		3			3	4	1	
47	医薬品製造業	1				1						1	1	
48	火薬製造業	1				1						1	1	
49	農薬製造業									1	1	1		
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業													
51	石油精製業	1				1						1	1	
51の2	自動車タイヤ若しくは自動車用チューブ等製造業	1				1						1	1	
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品等製造業													
52	皮革製造業							1			1	1		
53	ガラス又はガラス製品の製造業							2		1	3	3		
54	セメント製品製造業							22		46	68	68		
55	生コンクリート製造業			4	3	7		26		108	134	141	4	
56	有機質砂かべ材製造業													
57	人造黒鉛電極製造業													
58	窯業原料の精製業			2		2						2	2	
59	砕石業				1	1		4		14	18	19		
60	砂利採取業							9		6	15	15		
61	鉄鋼業	1				1		1			1	2	1	
62	非鉄金属製造業	1				1				1	1	2	1	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業			1		1		2		7	9	10	1	
63の2	空きびん卸売業							1		1	2	2		
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	1				1						1	1	
64	ガス供給業又はコークス製造業									1	1	1		
64の2	水道施設、工業用水道施設又は家用工業用水道							5		6	11	11		
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3		1	1	5		13		24	37	42	4	
66	電気めつき施設			1	1	2		4		3	7	9	1	
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設													
66の3	旅館業	5		71	32	108		89		1,793	1,882	1,990	76	
66の4	共同調理場			3		3		2		17	19	22	3	
66の5	弁当仕出し屋又は弁当製造業						1	9		1	11	11	1	
66の6	飲食店	1		3	7	11	1	10		16	27	38	5	
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店													
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店													
67	洗たく業			3	1	4		45		142	187	191	3	
68	写真現像業							28		68	96	96		
68の2	病院	4		2		6		5		2	7	13	6	
69	と畜業又はへい獣取扱業			1	1	2		1		1	2	4	1	
69の2	卸売市場							1			1	1		
69の3	69の2と統合													
70	廃油処理施設													
70の2	自動車分解整備事業							10		3	13	13		
71	自動式車両洗浄施設	1				1		268		408	676	677	1	
71の2	試験研究機関	2		4	1	7	1	26	2	36	65	72	9	
71の3	一般廃棄物処理施設			1		1		2		15	17	18	1	
71の4	産業廃棄物処理施設	1				1				1	1	2	1	
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設			1		1				4	4	5	1	
71の6	トリクロロエチレン等の蒸留施設									2	2	2		
72	し尿処理施設	8	4	30	71	113	3	1	2	15	21	134	43	
73	下水道終末処理施設	2	12		27	41				3	3	44	2	
74	特定事業場から排出される水の処理施設			1		1		3		2	5	6	1	
	指定地域特定施設		31		62	93		95		166	261	354		
	計	42	47	167	221	477	6	795	7	4,045	4,853	5,330	222	
	業種名	大分市内の有害物質貯蔵指定施設					その他の地域の有害物質貯蔵指定施設					計		
	有害物質貯蔵指定施設					1						15	16	

注) 2以上の業種を兼業する特定事業場においては、代表業種に属するものとみなし、1つとして数えている。

表 水質 12 排水基準の概要

(令和6年3月31日現在)

種類	項目	適用事業場	適用区域	適用年月	最近の改正状況
濃度規制	一律排水基準 有害物質 Cd、Cr6+等28項目 その他の項目 COD、BOD等15項目	全特定事業場	全域	昭和46年6月24日	平成24年5月23日(平成24年5月25日施行) 1,4-ジオキサン追加
		日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場	同上	同上	平成5年8月27日(平成5年10月1日施行) 海域の窒素、燐追加
上乗せ排水基準	COD、SS、油分	同上	瀬戸内・入津区域	昭和49年8月1日	平成14年12月24日(平成15年4月1日施行) 適用区域に入津追加
総量規制	総量規制基準 COD、T-N、T-P	同上	瀬戸内区域	昭和55年7月1日	令和4年10月31日(令和4年10月31日施行) 化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量(T-N)及びりん含有量(T-P)に係る第9次総量規制基準

表 水質 13 地下水調査井戸数

(1)市町村別

(単位:本)

市町村名	概況調査			汚染井戸周辺 地区調査	継続監視調査	合計
	定点方式	ローリング方式	計			
大分市	0	10	10	0	8	18
別府市	2	0	2	0	0	2
中津市	2	1	3	0	3	6
日田市	2	2	4	0	1	5
佐伯市	4	1	5	0	1	6
臼杵市	0	2	2	0	1	3
津久見市	0	2	2	0	0	2
竹田市	1	0	1	0	0	1
豊後高田市	0	1	1	0	4	5
杵築市	1	0	1	0	0	1
宇佐市	3	1	4	0	2	6
豊後大野市	1	2	3	0	2	5
由布市	0	2	2	0	0	2
国東市	2	2	4	0	2	6
姫島村	0	0	0	0	0	0
日出町	0	1	1	0	0	1
九重町	0	0	0	0	1	1
玖珠町	0	0	0	0	1	1
合計	18	27	45	0	26	71

(2)測定機関別

(単位:本)

調査機関	概況調査			汚染井戸周辺 地区調査	継続監視 調査	合計
	定点方式	ローリング方式	計			
大分県	15	17	32	0	18	50
国土交通省	3	0	3	0	0	3
大分市	0	10	10	0	8	18
合計	18	27	45	0	26	71

表 水質 14 地下水質調査結果

(1)環境基準項目(調査区分別)

(単位:本)

環境基準項目	環境基準値 (mg/L)	概況調査						汚染井戸周辺 地区調査			継続監視調査			合 計		
		定点方式			ローリング方式			調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数
		調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数									
カドミウム	0.003以下	4	0	0	27	0	0	0	0	0	5	0	0	36	0	0
全シアン	検出されないこと	1	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0
鉛	0.01以下	4	0	0	27	0	0	0	0	0	5	0	0	36	0	0
六価クロム	0.02以下	4	0	0	27	0	0	0	0	0	5	0	0	36	0	0
砒素	0.01以下	4	2	0	27	5	0	0	0	0	5	4	1	36	11	1
総水銀	0.0005以下	2	0	0	27	0	0	0	0	0	1	0	0	30	0	0
アルキル水銀	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB	検出されないこと	1	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0
ジクロロメタン	0.02以下	9	0	0	27	0	0	0	0	0	5	0	0	41	0	0
四塩化炭素	0.002以下	9	0	0	27	0	0	0	0	0	5	0	0	41	0	0
クロロエチレン※	0.002以下	1	0	0	10	0	0	0	0	0	7	3	1	18	3	1
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	9	0	0	27	0	0	0	0	0	5	0	0	41	0	0
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	9	0	0	27	0	0	0	0	0	12	0	0	48	0	0
1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	9	0	0	27	0	0	0	0	0	12	7	0	48	7	0
1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	9	0	0	27	0	0	0	0	0	5	0	0	41	0	0
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	9	0	0	27	0	0	0	0	0	5	0	0	41	0	0
トリクロロエチレン	0.01以下	9	0	0	27	0	0	0	0	0	12	8	1	48	8	1
テトラクロロエチレン	0.01以下	9	3	0	27	0	0	0	0	0	6	6	2	42	9	2
1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	10	0	0	27	0	0	0	0	0	5	0	0	42	0	0
チウラム	0.006以下	3	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0
シマジン	0.003以下	3	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0
チオベンカルブ	0.02以下	3	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0
ベンゼン	0.01以下	9	0	0	27	0	0	0	0	0	5	0	0	41	0	0
セレン	0.01以下	2	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	18	17	0	27	26	0	0	0	0	19	14	6	64	57	6
ふっ素	0.8以下	15	9	0	27	23	0	0	0	0	24	20	1	66	52	1
ほう素	1以下	3	1	0	27	0	0	0	0	0	5	0	0	35	1	0
1,4-ジオキサン	0.05以下	9	0	0	27	0	0	0	0	0	5	0	0	41	0	0
総 計		18	18	0	27	27	0	0	0	0	26	26	12	71	71	12

備考1 1,2-ジクロロエチレンは、シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの和

2 検出井戸とは、各物質ごとに、定量下限値以上の検出のあった井戸本数をいい、超過井戸本数を含む。

3 超過井戸とは、年間平均値が環境基準を超過したものをいう。

※ 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

(2)環境基準項目(用途別)

(単位：本)

		基準値 (単位:mg/L)	飲用に供しているもの			その他の井戸			合計			
			調査	検出	超過	調査	検出	超過	調査	検出	超過	
			井戸数	井戸数	井戸数	井戸数	井戸数	井戸数	井戸数	井戸数	井戸数	
健康項目	1	カドミウム	0.003以下	7	0	0	29	0	0	36	0	0
	2	全シアン	検出されないこと	4	0	0	24	0	0	28	0	0
	3	鉛	0.01以下	7	0	0	29	0	0	36	0	0
	4	六価クロム	0.02以下	7	0	0	29	0	0	36	0	0
	5	砒素	0.01以下	7	2	0	29	9	1	36	11	1
	6	総水銀	0.0005以下	5	0	0	25	0	0	30	0	0
	7	アルキル水銀	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8	PCB	検出されないこと	4	0	0	24	0	0	28	0	0
	9	ジクロロメタン	0.02以下	7	0	0	34	0	0	41	0	0
	10	四塩化炭素	0.002以下	7	0	0	34	0	0	41	0	0
	11	クロロエチレン※	0.002以下	0	0	0	18	3	1	18	3	1
	12	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	7	0	0	34	0	0	41	0	0
	13	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	7	0	0	41	0	0	48	0	0
	14	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	7	0	0	41	7	0	48	7	0
	15	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	7	0	0	34	0	0	41	0	0
	16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	7	0	0	34	0	0	41	0	0
	17	トリクロロエチレン	0.01以下	7	0	0	41	8	1	48	8	1
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	7	1	0	35	8	2	42	9	2
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	7	0	0	35	0	0	42	0	0
	20	チウラム	0.006以下	4	0	0	26	0	0	30	0	0
	21	シマジン	0.003以下	4	0	0	26	0	0	30	0	0
	22	チオベンカルブ	0.02以下	4	0	0	26	0	0	30	0	0
	23	ベンゼン	0.01以下	7	0	0	34	0	0	41	0	0
	24	セレン	0.01以下	4	0	0	25	0	0	29	0	0
	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	14	12	1	50	45	5	64	57	6
	26	ふっ素	0.8以下	14	10	1	52	42	0	66	52	1
	27	ほう素	1以下	6	1	0	29	0	0	35	1	0
	28	1,4-ジオキサン	0.05以下	7	0	0	34	0	0	41	0	0
総計			14	14	2	57	57	10	71	71	12	

※ 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

(3)要監視項目

(単位：本)

	指針値 (単位：mg/L)	飲用に供しているもの			その他の井戸			合 計			
		調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	
1	クロロホルム	0.06以下	7	0	0	34	0	0	41	0	0
2	1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	7	0	0	34	0	0	41	0	0
3	p-ジクロロベンゼン	0.2以下	7	0	0	34	0	0	41	0	0
4	イソキサチオン	0.008以下	4	0	0	24	0	0	28	0	0
5	ダイアジノン	0.005以下	4	0	0	24	0	0	28	0	0
6	フェニトロチオン(MEP)	0.003以下	4	0	0	24	0	0	28	0	0
7	イソプロチオラン	0.04以下	4	0	0	24	0	0	28	0	0
8	オキシ銅(有機銅)	0.04以下	4	0	0	24	0	0	28	0	0
9	クロロタロニル(TPN)	0.05以下	4	0	0	24	0	0	28	0	0
10	プロピザミド	0.008以下	4	0	0	24	0	0	28	0	0
11	EPN	0.006以下	4	0	0	24	0	0	28	0	0
12	ジクロロボス(DDVP)	0.008以下	4	0	0	24	0	0	28	0	0
13	フェノブカルブ(BPMC)	0.03以下	4	0	0	24	0	0	28	0	0
14	イプロベンホス(IBP)	0.008以下	4	0	0	24	0	0	28	0	0
15	クロルニトロフェン(CNP)	—	4	0	0	24	0	0	28	0	0
16	トルエン	0.6以下	7	0	0	34	0	0	41	0	0
17	キシレン	0.4以下	7	0	0	34	0	0	41	0	0
18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	4	0	0	24	0	0	28	0	0
19	ニッケル	—	7	0	0	29	2	0	36	2	0
20	モリブデン	0.07以下	7	0	0	29	0	0	36	0	0
21	アンチモン	0.02以下	4	0	0	24	2	0	28	2	0
22	エピクロロヒドリン	0.0004以下	0	0	0	10	0	0	10	0	0
23	全マンガン	0.2以下	7	2	1	29	9	2	36	11	3
24	ウラン	0.002以下	7	0	0	29	4	0	36	4	0
25	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下(暫定)	0	0	0	11	2	2	11	2	2
総 計			9	2	1	43	17	4	52	19	5

表 水質 15 総量削減計画の概要 (COD、窒素含有量及びりん含有量)

(単位:トン/日)

COD	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次	
	54年度	59年度	59年度	64年度	元年度	6年度	6年度	11年度	11年度	16年度
	現状負荷量	削減目標量								
生活排水	21	(22)	21	19	19	17	19	17	18	16
産業排水	29	(56)	31	30	29	27	25	25	22	22
その他	8	(7)	8	8	7	7	7	7	6	6
総量	58	(85)	60	57	55	51	51	49	46	44

注:()内は、計画ベースの値である。

(単位:トン/日)

第6次		第7次		第8次		第9次	
16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度	元年度	6年度
現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量
16	15	14	13	13	12	11	8
17	17	13	13	14	14	12	12
5	5	6	6	5	5	5	5
38	37	33	32	32	31	28	25

(単位:トン/日)

窒素含有量	第5次		第6次		第7次		第8次		第9次	
	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度	元年度	6年度
	現状負荷量	削減目標量								
生活排水	11	10	11	10	10	10	8	8	9	7
産業排水	8	8	6	6	6	6	7	7	6	6
その他	22	21	16	16	18	17	18	18	17	17
総量	41	39	33	32	34	33	33	33	32	30

(単位:トン/日)

りん含有量	第5次		第6次		第7次		第8次		第9次	
	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度	元年度	6年度
	現状負荷量	削減目標量								
生活排水	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5
産業排水	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他	1.0	1.0	1.0	1.0	1.4	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2
総量	2.6	2.5	2.3	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.3	2.2

図 水質 16 瀬戸内海環境保全に関する大分県計画の概要

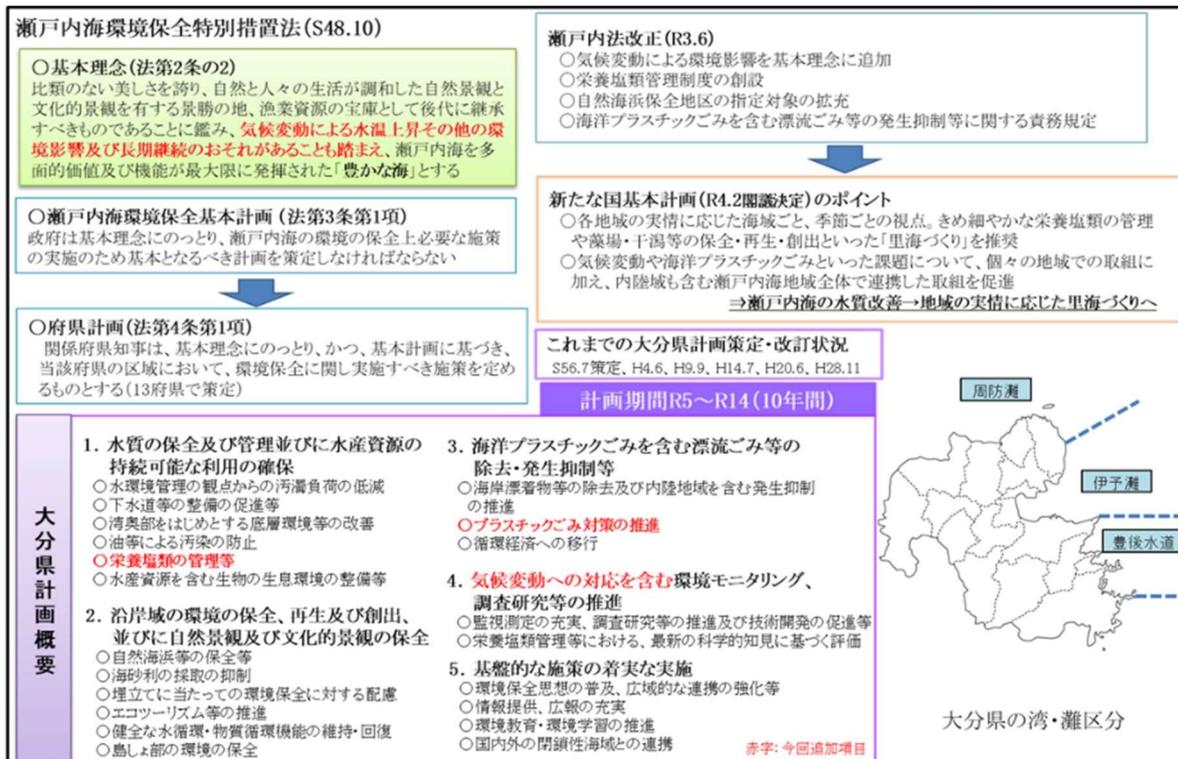


表 水質 17 水質環境基準等（公共用水域）

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

(1)人の健康の保護に関する環境基準

(単位:mg/L)

項 目	基 準 値
1 カドミウム	0.003 以下
2 全シアン	検出されないこと
3 鉛	0.01 以下
4 六価クロム	0.02 以下
5 砒素	0.01 以下
6 総水銀	0.0005 以下
7 アルキル水銀	検出されないこと
8 PCB	検出されないこと
9 ジクロロメタン	0.02 以下
10 四塩化炭素	0.002 以下
11 1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
12 1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
14 1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
15 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
16 トリクロロエチレン	0.01 以下
17 テトラクロロエチレン	0.01 以下
18 1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
19 チウラム	0.006 以下
20 シマジン	0.003 以下
21 チオベンカルブ	0.02 以下
22 ベンゼン	0.01 以下
23 セレン	0.01 以下
24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
25 ふっ素	0.8 以下
26 ほう素	1 以下
27 1,4-ジオキサン	0.05 以下

(2)要監視項目及び指針値

(単位:mg/L)

項 目	指 針 値
1 クロロホルム	0.06 以下
2 トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
3 1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
4 p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
5 イソキサチオン	0.008 以下
6 ダイアジノン	0.005 以下
7 フェニトロチオン(MEP)	0.003 以下
8 イソプロチオラン	0.04 以下
9 オキシシン銅(有機銅)	0.04 以下
10 クロロタロニル(TPN)	0.05 以下
11 プロピザミド	0.008 以下
12 EPN	0.006 以下
13 ジクロルボス(DDVP)	0.008 以下
14 フェノブカルブ(BPMC)	0.03 以下
15 イプロベンホス(IBP)	0.008 以下
16 クロロニトロフェン(CNP)	—
17 トルエン	0.6 以下
18 キシレン	0.4 以下
19 フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
20 ニッケル	—
21 モリブデン	0.07 以下
22 アンチモン	0.02 以下
23 塩化ビニルモノマー	0.002 以下
24 エピクロロヒドリン	0.0004 以下
25 全マンガン	0.2 以下
26 ウラン	0.002 以下
27 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下(暫定)

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」は、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

備考

- 1 PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

1 河川(湖沼を除く。)

ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の 適性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに 指定する水域
A	水道2級 水産1級及び 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下	
B	水道3級 水産2級及び 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100mL以下	
C	工業用水1級 D以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊がみとめられないこと。	2mg/L以上	—	
測定方法		規格12.11に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番号の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。) 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。) 4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。))については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。) 6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
3級:特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準値			要監視項目指針値					該当水域	
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-tert-オクチルフェノール	アニリン		2,4-ジクロロフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	0.7mg/L以下	0.05mg/L以下	1mg/L以下	0.001mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	1mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.02mg/L以下	0.003mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	3mg/L以下	0.08mg/L以下	1mg/L以下	0.004mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	3mg/L以下	0.01mg/L以下	1mg/L以下	0.003mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	日本産業規格K0125(用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)5.1、5.2及び5.3.1に定める方法	付表1に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表1に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表3に掲げる方法	

備考
1 基準値は年間平均値とする。

2 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖)

ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	
AA	水道1級及び自然環境保全の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級及び水浴の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下	
B	工業用水1級及び農業用の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—	
C	工業用水2級環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—	
測定方法		規格12.11に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	

備考
1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質質量の項目の基準値は適用しない。
2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については大腸菌数を100CFU/100ml以下とする。
3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。
4 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全・自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
- " 3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 生活環境の保全に関する環境基準(窒素、磷)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6(規格45の備考3を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法	規格46.3(規格46の備考9を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産 1 種: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2 種: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3 種: コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準値			要監視項目指針値						該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	クロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-tert-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.7 mg/L以下	0.05 mg/L以下	1 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.03 mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.006 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.003 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	3 mg/L以下	0.08 mg/L以下	1 mg/L以下	0.004 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	3 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	日本産業規格K0125(用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)5.1、5.2及び5.3.1に定める方法	付表1に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表1に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表3に掲げる方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。											

エ 水生生物の保全に係る水質環境基準(底層溶存酸素量)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	環境基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。			

3 海域

ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下	検出されないこと	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうち、リ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	付表14に掲げる方法	
備考 1 自然環境保全を利用目的とする地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後、よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてより素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD(O_2mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000 / 50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL) $fNa_2S_2O_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価 3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
2級:ボラ、リ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 生活環境の保全に関する環境基準(窒素、磷)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/以下	0.02mg/以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/以下	0.03mg/以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/以下	0.05mg/以下	
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/以下	0.09mg/以下	
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準値			要監視項目指針値						該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-tert-ブチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下	0.8 mg/L以下	2 mg/L以下	0.3 mg/L以下	0.0009 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.02 mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の生息する産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006 mg/L以下	0.8 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.0004 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	日本産業規格K0125(用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)5.1.5.2及び5.3.1に定める方法	付表11に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表11に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表3に掲げる方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。											

エ 水生生物の保全に係る水質環境基準(底層溶存酸素量)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	環境基準基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。			

表 水質 18 地下水の環境基準等と地下浸透の防止に係る基準

(令和 6 年 3 月 31 日)

(1)人の健康の保護に関する環境基準

(単位:mg/L)

項 目	基 準 値
1 カドミウム	0.003 以下
2 全シアン	検出されないこと
3 鉛	0.01 以下
4 六価クロム	0.02 以下
5 砒素	0.01 以下
6 総水銀	0.0005 以下
7 アルキル水銀	検出されないこと
8 PCB	検出されないこと
9 ジクロロメタン	0.02 以下
10 四塩化炭素	0.002 以下
11 クロロエチレン※	0.002 以下
12 1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
13 1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
14 1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
15 1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
16 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
17 トリクロロエチレン	0.01 以下
18 テトラクロロエチレン	0.01 以下
19 1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
20 チウラム	0.006 以下
21 シマジン	0.003 以下
22 チオベンカルブ	0.02 以下
23 ベンゼン	0.01 以下
24 セレン	0.01 以下
25 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
26 ふっ素	0.8 以下
27 ほう素	1 以下
28 1,4-ジオキサソ	0.05 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の43.2.1、4.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

※ 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

(2)要監視項目及び指針値

(単位:mg/L)

項 目	指 針 値
1 クロロホルム	0.06 以下
2 1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
3 p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
4 イソキサチオン	0.008 以下
5 ダイアジノン	0.005 以下
6 フェニトロチオン(MEP)	0.003 以下
7 イソプロチオラン	0.04 以下
8 オキシソ銅(有機銅)	0.04 以下
9 クロロタロニル(TPN)	0.05 以下
10 プロピザミド	0.008 以下
11 EPN	0.006 以下
12 ジクロルボス(DDVP)	0.008 以下
13 フェノブカルブ(BPMC)	0.03 以下
14 イプロベンホス(IBP)	0.008 以下
15 クロロニトロフェン(CNP)	—
16 トルエン	0.6 以下
17 キシレン	0.4 以下
18 フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
19 ニッケル	—
20 モリブデン	0.07 以下
21 アンチモン	0.02 以下
22 エピクロロヒドリン	0.0004 以下
23 全マンガン	0.2 以下
24 ウラン	0.002 以下
25 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下(暫定)

備考

- 1 PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

(3) 地下浸透の防止に係る基準

水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法

平成元年8月21日環境庁告示第39号

(最終改正：令和6年2月5日環境省告示第4号)

以下の表の中欄に掲げる検定方法により左欄に掲げる有害物質を検定した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、同表の右欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合をいう。

	有害物質の種類	検定方法	備考	
1	カドミウム及びその化合物	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法（ただし、規格55.1に定める方法にあっては規格55の備考1に定める操作を、規格55.3に定める方法にあっては規格52の備考9に定める操作を行うものとする。）	カドミウムとして0.001mg/L	
2	シアン化合物	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法	シアンとして0.1mg/L	
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法	0.1mg/L	
4	鉛及びその化合物	規格54に定める方法（ただし、規格54.1に定める方法にあっては規格54の備考1に定める操作を、規格54.3に定める方法にあっては規格52の備考9に定める操作を行うものとする。）	鉛として0.005mg/L	
5	六価クロム化合物	日本産業規格K0102-3の24.3.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、日本産業規格K0102-3の24.3.3.4のb）及び日本産業規格K0102-3の24.2（日本産業規格K0102-3の24.2.2は除く）に定める方法）又は日本産業規格K0102-3の24.3.2に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）	六価クロムとして0.01mg/L	
6	砒素及びその化合物	規格61に定める方法	砒素として0.005mg/L	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	環境基準告示付表2に掲げる方法	水銀として0.0005mg/L	
8	アルキル水銀化合物	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法	アルキル水銀として0.0005mg/L	
9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	環境基準告示付表4に掲げる方法	0.0005mg/L	
10	トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.002mg/L	
11	テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005mg/L	
12	ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002mg/L	
13	四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002mg/L	
14	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004mg/L	
15	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002mg/L	
16	1,2-ジクロロエチレン	シス体	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.004mg/L
		トランス体	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.004mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005mg/L	
18	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0006mg/L	
19	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002mg/L	

	有害物質の種類	検定方法	備考	
20	チウラム	環境基準告示付表5に掲げる方法	0.0006mg/L	
21	シマジン	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.0003mg/L	
22	チオベンカルブ	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.002mg/L	
23	ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001mg/L	
24	セレン及びその化合物	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	セレンとして0.002mg/L	
25	ほう素及びその化合物	規格47に定める方法	ほう素として0.2mg/L	
26	ふっ素及びその化合物	規格34.1（規格34の備考1を除く。）、34.2若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法及び環境基準告示付表7に掲げる方法	ふっ素として0.2mg/L	
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物	規格42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7に定める方法（ただし、42.2、42.6又は42.7に定める方法により測定する場合において、規格42.1c）の蒸留操作を行うときは、規格42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。）により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法	アンモニア性窒素として0.7mg/L
		亜硝酸化合物	規格43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法	亜硝酸性窒素として0.2mg/L
		硝酸化合物	規格43.2.5又は43.2.6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	硝酸性窒素として0.2mg/L
28	塩化ビニルモノマー	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法	0.0002mg/L	
29	1,4-ジオキサン	環境基準告示付表8に掲げる方法	0.005mg/L	

表 水質 19 水質関係公害防止協定値

(令和6年3月31日現在)

企業名	締結(改正)年月	排水基準値 (pHを除きmg/L)						負荷量基準値 (kg/日)						備考			
		水濃度	化学的酸素量	浮遊物質量	ノキ物質マン含有率抽出量	全窒素	全りん	フェノール	シアン	残留塩素	化学的酸素量	浮遊物質量	ノキ物質マン含有率抽出量		全窒素	全りん	フェノール
日本製鉄(株)九州製鉄所大分地区	H29.4	6号	4・9号	4号	4・9号	0.05	0.05	ND	2,300	7,180	400	7,300	350	25	30	溶解性鉄 4号ふっ素 5・6・9号ふっ素	溶解性鉄 1,300 ふっ素 1,000 (ふっ素は実負荷量)
		7.5~8.6	10	1	5・6号	0.8	0.8	0.05	2,300	7,180	400	7,300	350	25	30	溶解性鉄 1 4号ふっ素 4 5・6・9号ふっ素 1.5	溶解性鉄 1,300 ふっ素 1,000 (ふっ素は実負荷量)
住友化学(株)大分工場	H20.9	5.8~8.6	45(40)	25(20)	0.5	10(8)	5(3)	—	3,400	1,700	—	680	255	—	—	BOD 20(15) ふっ素 7(6) シアン 0.04 ベンゼン 0.05 ほろ素 3 ダイオキシン類 2 トルエン 1.2 7-エトピロリン 0.006 銅含有量 1 トリカバネチレン 0.02 1,2-ジカバネチレン 0.012	BOD 1,275 ふっ素 510
		5.8~8.6	75	35	1	7	0.5	0.4	—	3,400	1,540	45	300	18	—	—	BOD 70 ダイオキシン類 1
NSスチレンモノマー(株)大分製造所	H元.3	6.0~8.6	6(3)	8(4)	0.5	20*	3	—	43.2	47.5	4.3	51.8*	8.6	0.9	—	—	—
		6.0~8.6	15(10)	15(11)	1	12*	(2)	(0.2)	—	47.5	4.3	51.8*	8.6	0.9	—	—	—
ENEOS(株)大分製油所	H16.3	6.0~8.6	15(10)	15(10)	1	12(10)	2	0.05	156	156	15.6	156	15.6	1.6	—	—	—
		6.0~8.6	10	10	1	30(20)	3	—	11.2	11.2	1.6	32	3.2	—	—	—	—
九州電力(株)新大分発電所	H25.7	5.8~8.6	10(6)	10(7)	1	2.9(1.5)	0.5(0.3)	—	10.8	12.6	1.8	36	3.6	—	—	—	—
		5.8~8.6	10	10	1	2.9(1.5)	0.5(0.3)	—	10.8	12.6	1.8	36	3.6	—	—	—	—
JX金鳳製鉄(株)佐賀製鉄所	H31.2	6.0~8.4	6(3)	15(10)	1	2.9(1.5)	0.5(0.3)	—	651	2,171	109	326	65	—	—	—	—
		6.0~8.4	6	15	1	2.9	0.5	—	651	2,171	109	326	65	—	—	—	—
太平洋セメント(株)大分工場(津久見)	S47.6	6.0~9.0	—	50	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		6.0~9.0	—	50	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(株)三井E&S大分工場	S55.10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考1 ()内は、日間平均値である。

備考2 全窒素のうち*印のついていているものは、アンモニア態窒素である。

備考3 企業名は令和6年3月31日現在のものである。

4 騒音・振動・悪臭・交通公害関係資料

表 騒音 1 騒音に係る環境基準

(1) 道路に面する地域以外の地域 (単位: デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

- 備考 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域 (単位: デシベル)

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(幹線交通を担う道路に近接する空間における特例)

基準値	
昼間	夜間
70以下	65以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

(注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- (1) 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。))。
- (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

表 騒音 2 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

- 備考 1 I を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 2 II を当てはめる地域は、I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

表 騒音 3 特定工場等に関する騒音の規制基準

時間の区分	区域の区分				時間の区分
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	
昼間	50	60	65	70	午前8時～午後7時 (津久見市は午前7時～午後7時)
朝・夕	45	50	60	65	午前6時～午前8時 (津久見市は午前6時～午前7時) 午後7時～午後10時
夜間	40	45 日田市は40	50 津久見市は55	60 臼杵市は55	午後10時～ 翌日の午前6時

- 備考 1 第1種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域をいう。
 2 第2種区域とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいう。
 3 第3種区域とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。
 4 第4種区域とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。

表 騒音 4 特定建設作業に関する騒音の規制基準

規制項目	区域の区分	
	1号区域	2号区域
基準値	85デシベル	
作業禁止時間	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時
最大作業時間	10時間/日	14時間/日
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

- 備考 1号区域とは、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長)が指定した区域を言う。
 イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 ニ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域
 2号区域とは、法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域を言う。

表 騒音5 騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定等市町村一覧

(令和6年4月1日現在)

市町村名	旧市町村名	騒音規制法						振動規制法							
		特定工場等に係る区域の区分				特定建設作業に係る区域の区分		告示年月日	告示番号	特定工場等に係る区域の区分		特定建設作業に係る区域の区分		告示年月日	告示番号
		1種	2種	3種	4種	1号	2号			1種	2種	1号	2号		
大分市	大分市	○	○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
	野津原町		○							○		○	○		
	佐賀関町		○	○	○	○	○			○	○	○	○		
別府市	別府市	○	○	○		○		市告示		○	○	○		市告示	
中津市	中津市		○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
	三光村		○				○	市告示		規制地域なし					
	本耶馬溪町		○				○	市告示		規制地域なし					
	耶馬溪町		○				○	市告示		規制地域なし					
	山国町		○				○	市告示	○		○		市告示		
日田市	日田市		○	○		○		市告示	○	○	○		市告示		
佐伯市	佐伯市		○	○	○	○	○	市告示	○	○	○	○	市告示		
	上浦町		○				○	市告示	○		○		市告示		
	弥生町		○				○	市告示	○		○		市告示		
	本匠村		○				○	市告示	○		○		市告示		
	宇目町		○				○	市告示	○		○		市告示		
	直川村		○				○	市告示	○		○		市告示		
	鶴見町		○				○	市告示	○		○		市告示		
	米水津村		○				○	市告示	○		○		市告示		
臼杵市	臼杵市		○	○	○	○	○	市告示	○	○	○	○	市告示		
津久見市	津久見市		○	○	○	○	○	市告示	○	○	○	○	市告示		
竹田市	竹田市	○	○	○		○		市告示	○	○	○		市告示		
	久住町	規制地域なし													
豊後高田市	豊後高田市	○	○	○	○	○		市告示	○	○	○		市告示		
	香々地町		○				○	市告示	規制地域なし						
杵築市	杵築市		○	○	○	○	○	市告示	○	○	○	○	市告示		
	山香町		○	○			○		規制地域なし						
宇佐市	宇佐市	○	○	○	○	○	○	市告示	○	○	○	○	市告示		
	院内町		○				○	市告示	規制地域なし						
	安心院町		○				○	市告示	規制地域なし						
豊後大野市	三重町	○	○	○		○		市告示	○	○	○		市告示		
	緒方町		○				○	市告示	規制地域なし						
	大野町		○				○	市告示	○		○		市告示		
	千歳村		○				○	市告示	○		○		市告示		
	犬飼町		○				○	市告示	○		○		市告示		
由布市	挾間町	○	○	○		○		市告示	○	○	○		市告示		
	庄内町		○				○		○		○				
	湯布院町	○	○	○		○			○	○	○				
国東市	国見町		○	○		○		市告示	規制地域なし						
	国東町	○	○	○		○			○	○	○		市告示		
	武蔵町		○				○		○		○				
	安岐町		○				○		○		○				
日出町	日出町	○	○	○		○		町告示	○	○	○		町告示		
九重町	九重町		○				○	S54.4.3 第389号	規制地域なし						
玖珠町	玖珠町	○	○	○		○		町告示	○	○	○		町告示		
姫島村	姫島村	規制地域なし													

(備考) 着色されている市町は、騒音に係る環境基準の類型の当てはめがあることを示す。

表 騒音 6 一般地域における騒音の環境基準達成状況

(令和5年度)

市町村名	地域の 類型	測定 地点数	環境基準達成地点		時間区分毎の環境基準達成状況			
			地点数	達成率	昼間		夜間	
					地点数	達成率	地点数	達成率
大分市	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	B	2	2	100%	2	100%	2	100%
	C	2	2	100%	2	100%	2	100%
	計	6	6	100%	6	100%	6	100%
中津市	A	2	1	50%	1	50%	2	100%
	B	5	2	40%	2	40%	2	40%
	C	3	2	67%	2	67%	2	67%
	計	10	5	50%	5	50%	6	60%
日田市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	1	1	100%	1	100%	1	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
佐伯市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	2	1	50%	2	100%	1	50%
	C	0	0	-	0	-	0	-
	計	3	2	67%	3	100%	2	67%
臼杵市	A	0	0	-	0	-	0	-
	B	0	0	-	0	-	0	-
	C	1	0	0%	0	0%	1	100%
	計	1	0	0%	0	0%	1	100%
津久見市	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	B	4	3	75%	4	100%	3	75%
	C	5	5	100%	5	100%	5	100%
	計	11	10	91%	11	100%	10	91%
竹田市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	1	1	100%	1	100%	1	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
豊後高田市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	1	1	100%	1	100%	1	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
杵築市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	3	3	100%	3	100%	3	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	5	5	100%	5	100%	5	100%
宇佐市	A	2	1	50%	1	50%	2	100%
	B	2	2	100%	2	100%	2	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	5	4	80%	4	80%	5	100%
国東市	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	B	0	0	-	0	-	0	-
	C	1	0	0%	1	100%	0	0%
	計	3	2	67%	3	100%	2	67%
合計	A	15	13	86.7%	13	86.7%	15	100%
	B	21	16	76.2%	18	85.7%	16	76.2%
	C	16	14	87.5%	15	93.8%	14	87.5%
	計	52	43	82.7%	46	88.5%	45	86.5%

備考 調査は下記の機関による

大分市環境対策課、中津市環境政策課、日田市環境課、佐伯市環境対策課、臼杵市環境課、津久見市環境保全課、竹田市環境課、豊後高田市環境課、杵築市市民生活課、宇佐市生活環境課、国東市環境衛生課

表 騒音 7 道路に面する地域の騒音測定結果

(令和5年度)

道路名	測定地点	測定開始 年月日	測定終了 年月日	環境 基準 類型	騒音 規制 区分	車 線 数	環境基準				要請限度	
							測定結果 (等価騒音レベル・dB)		環境基準値 (dB)		等価騒音 レベル(dB)	
							昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)
東九州自動車道	大分市丹川	2024/1/16	2024/1/17	B	b	2	52	46	70	65	75	70
一般国道10号線	大分市浜の市2丁目	2023/10/24	2023/10/25	C	c	6	70	65	70	65	75	70
	大分市中戸次5186-2	2023/12/7	2023/12/8	C	c	4	△ 72	△ 66	70	65	75	70
	大分市大字中戸次4840-19	2023/12/7	2023/12/8	C	c	4	△ 71	△ 66	70	65	75	70
	大分市大字古国府1174-1	2023/11/29	2023/11/30	C	c	2	△ 71	64	70	65	75	70
	大分市中判田付近	2023/11/15	2023/11/16	B	b	2	68	△ 66	70	65	75	70
	杵築市山香町大字下2659	2024/1/15	2024/1/16	-	-	2	△ 71	▲※ 71	70	65	75	70
	宇佐市大字岩崎1177-1	2023/11/7	2023/11/8	B	b	2	67	64	70	65	75	70
	宇佐市大字四日市965-1	2023/11/30	2023/12/1	C	c	2	70	△ 66	70	65	75	70
宇佐市大字南宇佐2124-5	2023/10/31	2023/11/1	C	c	2	69	65	70	65	75	70	
一般国道210号線	日田市石井2丁目556-6	2024/2/7	2024/2/8	B	b	2	64	60	70	65	75	70
一般国道212号線	中津市山国町宇曾1210	2024/1/22	2024/1/23	-	b	2	△ 73	△ 68	70	65	75	70
	中津市耶馬溪町柿坂138-1	2024/1/23	2024/1/24	-	b	2	67	56	70	65	75	70
	中津市本耶馬溪町曾木1861-1	2024/2/26	2024/2/27	-	b	2	△ 74	△ 69	70	65	75	70
	日田市吹上町1231-4	2024/3/21	2024/3/22	C	c	4	69	60	70	65	75	70
一般国道213号線	中津市下池永436	2024/1/17	2024/1/18	C	c	2	68	64	70	65	75	70
	中津市沖代町1丁目1-11	2024/2/1	2024/2/2	C	c	4	△ 73	△ 69	70	65	75	70
	豊後高田市新地1719番地1	2024/3/14	2024/3/15	B	c	2	55	53	70	65	75	70
	杵築市大字杵築塩田665	2024/1/15	2024/1/16	C	c	2	57	57	70	65	75	70
	国東市国東町小原121番地4	2024/3/7	2024/3/11	C	c	2	66	55	70	65	75	70
	国東市国東町鶴川1905番地1	2024/3/7	2024/3/11	A	a	2	64	59	70	65	75	70
	国東市国東町鶴川136番地1	2024/3/7	2024/3/11	C	c	2	62	60	70	65	75	70
国東市国東町田深280番地2	2024/3/7	2024/3/11	C	c	2	58	54	70	65	75	70	
一般国道217号線	佐伯市大字戸穴336番地1	2023/11/13	2023/11/14	B	b	2	50	42	70	65	75	70
	佐伯市西谷町5番49号	2023/11/7	2023/11/8	C	c	2	57	49	70	65	75	70
	臼杵市大字戸室	2024/1/16	2024/1/17	C	c	2	68	62	70	65	75	70
	津久見市セメント町2番	2023/9/26	2023/9/27	C	c	2	63	59	70	65	75	70
	津久見市中町4-32	2023/10/3	2023/10/4	C	c	2	△ 73	△ 66	70	65	75	70
	津久見市大字千怒210-6	2023/10/10	2023/10/11	C	c	2	66	58	70	65	75	70
一般国道387号線	宇佐市大字別府254-5	2023/11/14	2023/11/15	C	c	4	65	56	70	65	75	70
	宇佐市院内町山城32	2023/10/19	2023/10/20	B	b	2	68	58	70	65	75	70
	玖珠郡玖珠町大字大隈	2024/1/16	2024/1/17	B	-	2	65	57	70	65	75	70
一般国道388号線	佐伯市駅前2丁目4番26号	2023/11/9	2023/11/10	C	c	4	58	50	70	65	75	70
一般国道442号線	大分市大字木上568-2	2023/11/29	2023/11/30	B	b	2	60	51	70	65	75	70
一般国道500号線	宇佐市安心院町下毛2112-1	2023/11/21	2023/11/22	B	b	2	60	48	70	65	75	70
県道21号大分臼杵線	大分市錦町2丁目14番12号	2024/1/25	2024/1/26	C	c	4	△ 72	△ 67	70	65	75	70

道路名	測定地点	測定開始年月日	測定終了年月日	環境基準類型	騒音規制区分	車線数	環境基準						要請限度	
							測定結果 (等価騒音レベル・dB)		環境基準値 (dB)		等価騒音 レベル(dB)			
							昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)		
県道23号中津高田線	宇佐市大字長洲1482-1	2023/12/5	2023/12/6	C	c	2		68		62	70	65	75	70
	中津市中殿512	2024/1/11	2024/1/12	C	c	2	△	71	△	68	70	65	75	70
	中津市中殿571	2024/1/15	2024/1/16	C	c	2		70		65	70	65	75	70
	中津市豊田2-14-38	2024/1/30	2024/1/31	C	c	4		66		62	70	65	75	70
県道29号豊後高田国東線	国東市国東町田深741番地	2024/3/7	2024/3/11	B	b	2		60		55	70	65	75	70
県道44号宇佐本耶馬溪線	宇佐市大字川部841-1	2023/11/15	2023/11/16	B	c	2		60		50	70	65	75	70
県道108号中津吉富線	中津市殿町1383-1	2024/1/10	2024/1/11	C	c	2	△	72	△	68	70	65	75	70
県道108号中津吉富線	中津市一ツ松62-1	2024/1/16	2024/1/17	A	b	2		69		63	70	65	75	70
県道110号東下中津線	中津市上宮永314	2024/1/31	2024/2/1	A	b	2	△	71		61	70	65	75	70
県道663号万田四日市線	中津市福島1902	2024/1/29	2024/1/30	B	b	2		63		54	70	65	75	70
県道511号	大分市千代町1丁目2-30	2024/1/16	2024/1/17	C	c	4		61		56	70	65	75	70
県道675号白木沖代線	中津市三光白木1495-4	2024/2/27	2024/2/28	-	b	2	△	72		65	70	65	75	70
県道678号書曲野田線	玖珠郡玖珠町大字岩室	2024/1/16	2024/1/17	B	b	2		59		47	70	65	75	70
県道田尻臨海線	中津市田尻1101	2024/1/18	2024/1/19	B	b	2	△	74	△	69	70	65	75	70
県道大田杵築線	杵築市大字杵築古野924	2024/1/15	2024/1/16	B	b	2		62		62	70	65	75	70
市道金池上野丘線	大分市金池南2丁目8番8号	2024/1/25	2024/1/26	C	c	4		63		55	70	65	75	70
市道今津留大津町線	大分市今津留3丁目13-17	2023/11/8	2023/11/9	C	c	4		63		56	70	65	75	70
市道高城駅通り線	大分市高松1丁目3番2号	2023/11/8	2023/11/9	C	c	4		58		52	70	65	75	70
市道田島大原通り線	日田市上城内町1番8号	2024/3/7	2024/3/8	C	c	2		62		57	65	60	75	70
市道大原日田線	日田市田島2丁目6番1号	2024/1/25	2024/1/26	C	c	2		56		45	65	60	75	70
市道駅前佐伯大橋線	佐伯市池船町19番19号	2023/11/6	2023/11/7	B	b	2		58		48	65	60	75	70
市道白坪女島線	佐伯市中村北町6番8号	2023/11/8	2023/11/9	B	b	2		60		50	65	60	75	70
市道117号線	宇佐市大字閭395	2023/11/28	2023/11/29	C	c	2		65		57	65	60	75	70
市道120号線	宇佐市大字四日市1352-2	2023/12/6	2023/12/7	C	c	2		60		56	65	60	75	70
市道128号線	宇佐市大字岩崎798-2	2023/11/6	2023/11/7	B	b	1		55		43	55	45	65	55
市道243号線	宇佐市大字神子山新田39-17	2024/2/7	2024/2/8	B	b	2		56		42	65	60	75	70
市道徳浦松崎線	津久見市入船東町3	2023/10/16	2023/10/17	C	c	2		63		58	65	60	75	70
市道七里線	竹田市大字会々七里	2024/2/14	2024/2/15	B	b	2		50		33	65	60	75	70

備考1 調査は下記の機関による。

大分市環境対策課、中津市環境政策課、日田市環境課、佐伯市環境対策課、臼杵市環境課、津久見市環境保全課、竹田市環境課、豊後高田市環境課、杵築市市民生活課、宇佐市生活環境課、由布市環境課、国東市環境衛生課

2 網掛け部分は大分県環境保全課の常時監視測定結果である。

3 △は環境基準値を超過するもの。▲は要請限度を超過する騒音レベルを示す。

(要請限度は3日間の測定で評価を行わなければならないため、※を付したものは参考までの評価とする。)

表 騒音 8 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の面的評価結果

(令和 5 年度)

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (94,831戸)	92,763	97.8	538	0.6	405	0.4	1,125	1.2
近接空間 (37,236戸)	35,891	96.4	287	0.8	292	0.8	766	2.1
非近接空間 (57,595戸)	56,872	98.7	251	0.4	113	0.2	359	0.6

備考 1 近接空間とは、面的評価を行う 50mの範囲のうちで、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。

・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路 道路端から 15m

・ 2 車線を超える車線を有する幹線道路 道路端から 20m

2 非近接空間とは、50mの評価範囲のうちで近接空間以外の場所をいう。

表 騒音 9 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の評価結果(道路種類別総括表)

(令和 5 年度)

	評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果(全体)					評価結果(近接空間)					評価結果(非近接空間)					
			住居等戸数 ①+②+③+④	昼夜とも基準値以下 ①	昼のみ基準値以下 ②	夜のみ基準値以下 ③	昼夜とも基準値超過 ④	住居等戸数 ①+②+③+④	昼夜とも基準値以下 ①	昼のみ基準値以下 ②	夜のみ基準値以下 ③	昼夜とも基準値超過 ④	住居等戸数 ①+②+③+④	昼夜とも基準値以下 ①	昼のみ基準値以下 ②	夜のみ基準値以下 ③	昼夜とも基準値超過 ④	
			(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	
全体 (住居等戸数)	3235.2	1,190	96,605	94,410	551	424	1,220	38,210	36,780	299	303	828	58,395	57,630	252	121	392	
〔内訳〕 道路種類別の	高速自動車国道	122.8	52	1,277	1,269	0	8	0	475	475	0	0	0	802	794	0	8	0
	一般国道	994.3	470	34,847	33,351	299	192	1,005	13,703	12,693	207	116	687	21,144	20,658	92	76	318
	県道	2106.2	653	56,278	55,588	252	224	214	21,514	21,094	92	187	141	34,764	34,494	160	37	73
	4車線以上の市町村道	11.9	15	4,203	4,202	0	0	1	2,518	2,518	0	0	0	1,685	1,684	0	0	1

	評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	住居等戸数 ①+②+③+④	昼夜とも基準値以下 ①	昼のみ基準値以下 ②	夜のみ基準値以下 ③	昼夜とも基準値超過 ④	住居等戸数 ①+②+③+④	昼夜とも基準値以下 ①	昼のみ基準値以下 ②	夜のみ基準値以下 ③	昼夜とも基準値超過 ④	住居等戸数 ①+②+③+④	昼夜とも基準値以下 ①	昼のみ基準値以下 ②	夜のみ基準値以下 ③	昼夜とも基準値超過 ④	
			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
全体 (割合)	3235.2	1190	100.0	97.7	0.6	0.4	1.3	100.0	96.3	0.8	0.8	2.2	100.0	98.7	0.4	0.2	0.7	
〔内訳〕 道路種類別の	高速自動車国道	122.8	52	100.0	99.4	0.0	0.6	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	99.0	0.0	1.0	0.0
	一般国道	994.3	470	100.0	95.7	0.9	0.6	2.9	100.0	92.6	1.5	0.8	5.0	100.0	97.7	0.4	0.4	1.5
	県道	2106.2	653	100.0	98.8	0.4	0.4	0.4	100.0	98.0	0.4	0.9	0.7	100.0	99.2	0.5	0.1	0.2
	4車線以上の市町村道	11.9	15	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	99.9	0.0	0.0	0.1

備考 上表の「全体(住居等戸数)」「全体(割合)」に記載されている数字は、重複計上されている分を除く。

ただし、「道路種類別の内訳」に記載されている戸数及び割合については、交差点等における複数評価区間の重複計上分を含む。

表 10 町村の路線別の面的評価結果（戸数）

（令和5年度）

路線名	面的評価（全体）				面的評価（近接空間）				面的評価（非近接空間）			
	住居等 戸数 ①+②+③ +④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	夜のみ 基準値 以下 ② ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)	住居等 戸数 ①+②+③ +④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	夜のみ 基準値 以下 ② ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)	住居等 戸数 ①+②+③ +④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	夜のみ 基準値 以下 ② ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)
	九州横断自動車道長崎大分線	90	90	0	0	35	35	0	0	55	55	0
一般国道10号	523	501	0	17	177	163	0	14	346	338	0	5
一般国道10号(日出バイパス)	31	31	0	0	10	10	0	0	21	21	0	0
一般国道210号	713	685	13	12	306	286	8	12	407	399	5	3
一般国道213号	435	429	0	6	166	164	0	2	269	265	0	4
一般国道387号	515	515	0	0	280	280	0	0	235	235	0	0
一般国道387号BP(町田バイパス)	72	72	0	0	50	50	0	0	22	22	0	0
西浦姫島港線	98	98	0	0	29	29	0	0	69	69	0	0
北浦姫島港線	63	63	0	0	18	18	0	0	45	45	0	0
稲積姫島港線	151	151	0	0	57	57	0	0	94	94	0	0
日出山香線	54	54	0	0	23	23	0	0	31	31	0	0
別府山香線	20	20	0	0	7	7	0	0	13	13	0	0
八坂真那井線	12	12	0	0	7	7	0	0	5	5	0	0
日出港線	93	93	0	0	23	23	0	0	70	70	0	0
日出真那井杵築線	393	393	0	0	189	189	0	0	204	204	0	0
藤原杵築線	4	4	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0
別府一の宮線	6	6	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0
飯田高原中村線	131	127	0	4	64	60	0	4	67	67	0	0
下恵良九重線	221	221	0	0	137	137	0	0	84	84	0	0
田野庄内線	46	46	0	0	27	27	0	0	19	19	0	0
書田野線	219	219	0	0	135	135	0	0	84	84	0	0
田野宝泉寺停車場線	50	50	0	0	29	29	0	0	21	21	0	0
右田引治線	25	25	0	0	16	16	0	0	9	9	0	0
菅原戸畑線	24	24	0	0	5	5	0	0	19	19	0	0
田野野上線	47	47	0	0	24	24	0	0	23	23	0	0
森耶馬溪線	22	22	0	0	13	13	0	0	9	9	0	0
玖珠山国線	437	437	0	0	198	198	0	0	239	239	0	0
日田玖珠線	88	88	0	0	47	47	0	0	41	41	0	0
玖珠天瀬線	52	52	0	0	22	22	0	0	30	30	0	0
白地日田線	3	3	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0
川上玖珠線	29	29	0	0	11	11	0	0	18	18	0	0
平原耶馬溪線	11	11	0	0	6	6	0	0	5	5	0	0
全体(合計)	4,552	4,486	13	14	2,028	1,992	8	26	2,524	2,504	5	12

（備考1）上表の戸数は、交差点等における複数評価区間の重複計上分を含む。
ただし、「全体(合計)」の戸数は、重複計上されている分を除く。

表 附音 11 町村の路線別の面的評価結果（割合）

（令和 5 年度）

路線名	面的評価結果(全体)				面的評価結果(近接空間)				面的評価結果(非近接空間)			
	昼夜とも基準値以下 (%)	昼のみ基準値以下 (%)	夜のみ基準値以下 (%)	昼夜とも基準値超過 (%)	昼夜とも基準値以下 (%)	昼のみ基準値以下 (%)	夜のみ基準値以下 (%)	昼夜とも基準値超過 (%)	昼夜とも基準値以下 (%)	昼のみ基準値以下 (%)	夜のみ基準値以下 (%)	昼夜とも基準値超過 (%)
九州横断自動車道長崎大分線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道10号	95.8	0.0	1.0	3.3	92.1	0.0	0.0	7.9	97.7	0.0	1.4	0.9
一般国道10号(日出バイパス)	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道210号	96.1	1.8	0.4	1.7	93.5	2.6	0.0	3.9	98.0	1.2	0.7	0.0
一般国道213号	98.6	0.0	1.4	0.0	98.8	0.0	1.2	0.0	98.5	0.0	1.5	0.0
一般国道387号	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道387号B P (町田バイパス)	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
西浦姫島港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
北浦姫島港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
稲積姫島港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日出山香線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
別府山香線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
八坂真那井線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日出港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日出真那井梓築線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
藤原梓築線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
別府一の宮線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
飯田高原中村線	96.9	0.0	0.0	3.1	93.8	0.0	0.0	6.3	100.0	0.0	0.0	0.0
下恵良九重線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田野庄内線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
書曲野田線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田野宝泉寺停車場線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
右田引治線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
菅原戸畑線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田野野上線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
森耶馬溪線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
玖珠山国線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日田玖珠線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
玖珠天瀬線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
白地日田線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
川上玖珠線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
平原耶馬溪線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
全体(合計)	98.8	0.3	0.3	0.6	98.2	0.4	0.1	1.3	99.2	0.2	0.5	0.1

(備考1) 上表の割合の算出にあたっては、交差点等における複数評価区間の重複計上分の戸数を含んでいる。ただし、「全体(合計)」の割合の算出にあたっては、重複計上されている分を除いている。

表 騒音 12 航空機騒音実態調査結果

(令和5年度)

調査地点	調査場所	地域類型	調査結果	
			Lden(dB)	WECPNL
No.1	国東市武蔵町糸原120	Ⅱ	48	61
No.2	国東市武蔵町糸原3694	Ⅱ	49	63
No.5	国東市武蔵町糸原1627	Ⅰ	44	58
No.7	国東市安岐町塩屋1754	Ⅰ	44	56
No.9	国東市安岐町下原1134番地1	Ⅰ	41	53
No.10	国東市安岐町下原807番地1	Ⅱ	55	68
No.13	国東市武蔵町内田1648番地	Ⅰ	39	52

※調査地点番号が連番でないのは、調査地点の見直しを行ったことによるもの

表 騒音 13 騒音苦情受付件数（発生原因別）

(令和5年度)

発生原因区分 市町村等	工場・事業場	建設作業	自動車	航空機	鉄道	営業	拡声機	家庭生活	アイドリング・空ぶかし	再生可能エネルギー	その他	合計	うち低周波
県保健所	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	4	0
大分市	22	34	2	0	1	3	1	3	0	0	8	74	3
別府市	7	13	1	0	0	0	0	8	1	1	4	35	0
中津市	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
日田市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
佐伯市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臼杵市	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹田市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杵築市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
宇佐市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
豊後大野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
由布市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
国東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖珠町	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
合計	37	52	5	0	1	3	1	13	1	1	15	129	4

表 騒音 14 騒音に係る特定施設別届出数

(令和6年3月31日現在)

市町村	特定施設	金機	空圧	土破	織	建製	穀製	木機	抄	印	合射	鋳	特総	特総
	属加 工械	縮 機 等	砕 石 機 等	機	設 造 用 資 材 械	物粉 用機	材 加 工 械	紙 機	刷 機 械	成出 樹成 脂形 用機	型 造 型 機	定 施 設 数	定 工 場 等 数	
大分市	704	5,884	342	834	61	1	329	11	271	241	31	8,709	890	
別府市	22	597	2	0	2	0	47	0	117	5	0	792	178	
中津市	328	933	39	0	13	1	78	0	37	225	15	1,669	186	
日田市	37	271	4	0	2	0	268	0	32	0	0	614	122	
佐伯市	99	487	45	0	7	0	114	0	57	0	1	810	103	
臼杵市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
津久見市	38	567	178	0	2	0	0	0	1	0	0	786	27	
竹田市	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6	5	
豊後高田市	16	143	1	0	1	0	7	0	15	74	0	257	30	
杵築市	0	231	0	0	0	0	0	0	0	0	0	231	1	
宇佐市	97	102	1	0	2	0	8	0	3	80	0	293	45	
豊後大野市	2	60	4	0	2	0	0	0	0	26	0	94	20	
由布市	5	24	0	0	0	0	1	0	0	0	0	30	9	
国東市	23	94	1	0	1	0	1	0	0	106	0	226	21	
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日出町	0	2	13	71	0	0	0	0	0	0	0	86	4	
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
玖珠町	1	10	0	0	0	0	0	0	2	22	0	35	8	
合計	1,374	9,407	630	905	93	2	855	11	535	779	47	14,638	1,649	

表 騒音 15 騒音に係る特定建設作業別届出数

(令和5年度)

市町村	特定建設作業	く使用 打す 機 等 作 業	び使用 うす 打 機 作 業	さ使用 くす 岩 機 作 業	空使用 気圧 縮 機 作 業	コフ設 ン。ラ ク。ラン リ。ト ト等 作 業	ハ、使 ッ、用 ク、す ホ、作 ウ、業	トシ使 ラ、用 ヨ、す ハ、る ク、作 タル、業 を	フ、使 、サ、用 、ル、する ト、作 業	合 計
	大分市	24	0	700	30	0	3	0	1	758
別府市	2	0	65	1	1	78	0	0	147	
中津市	2	1	6	1	0	7	0	0	17	
日田市	1	0	3	1	0	2	1	0	8	
佐伯市	0	0	4	0	0	58	0	0	62	
臼杵市	0	0	8	0	0	1	0	0	9	
津久見市	0	0	6	0	0	6	0	0	12	
竹田市	0	0	1	1	0	4	0	0	6	
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
杵築市	0	0	1	0	0	2	0	0	3	
宇佐市	1	0	3	1	0	11	0	0	16	
豊後大野市	2	0	2	0	0	4	0	0	8	
由布市	0	0	11	0	1	15	0	0	27	
国東市	0	0	2	1	0	1	0	0	4	
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日出町	1	0	6	2	0	6	0	0	15	
九重町	0	0	2	0	0	6	0	0	8	
玖珠町	0	0	1	0	0	1	0	0	2	
合計	33	1	821	38	2	205	1	1	1,102	

表 振動 1 振動規制基準

(1) 特定工場等

(単位:デシベル)

区域の区分 時間の区分	第1種区域	第2種区域	時間の区分
昼間	60	65	午前8時～午後7時 (ただし、津久見市は午前7時～午後7時)
夜間	55	60	午後7時～翌日の午前8時 (ただし、津久見市は午後7時～翌日の午前7時)

備考 「第1種区域」とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいう。

「第2種区域」とは、住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域をいう。

(2) 特定建設作業

規 制 項 目	区域の区分	
	1号区域	2号区域
基 準 値	75デシベル	
作業禁止時間	午後7時～翌日の午前7時	午後10時～翌日の午前6時
最大作業時間	10時間/日	14時間/日
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

備考 「1号区域」とは、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定した区域を言う。

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域
- ニ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域

「2号区域」とは、法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域を言う。

表 振動 2 振動苦情受付件数（発生原因別）

（令和 5 年度）

振動の種類 市町村	工場・事業場	建設作業	道路交通	鉄道	その他	合計
県保健所	0	0	0	0	0	0
大分市	0	10	2	0	0	12
別府市	1	2	0	0	0	3
中津市	0	0	0	0	0	0
日田市	0	1	0	0	0	1
佐伯市	0	0	0	0	0	0
臼杵市	0	0	1	0	0	1
津久見市	0	0	0	0	0	0
竹田市	0	0	0	0	0	0
豊後高田市	0	0	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	0	0	0
宇佐市	0	0	0	0	0	0
豊後大野市	0	0	0	0	0	0
由布市	0	0	0	0	0	0
国東市	0	0	0	0	0	0
姫島村	0	0	0	0	0	0
日出町	0	1	0	0	0	1
九重町	0	0	0	0	0	0
玖珠町	0	0	0	0	0	0
合計	1	14	3	0	0	18

表 振動 3 振動に係る特定施設別届出数

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

特定施設 市町村	金機 属加 工械	圧 縮 機	土石用 破砕機 等	織 機	ン フ コ ン ク リ ー マ シ ン ・ ロ ッ ク マ シ ン	木 材 加 工 機 械	印 刷 機 械	コ ム 練 用 又 は 練 機	合 成 樹 脂 練 機	用 の ロ ール 機	合 射 成 出 樹 脂 形 用 機	鑄 型 造 型 機	特 定 施 設 総 数	特 定 工 場 等 総 数
大分市	601	849	251	716	27	32	116	0	225	29	2,846	459		
別府市	56	122	2	0	0	0	39	0	5	0	224	62		
中津市	279	325	25	0	3	4	5	14	295	4	954	134		
日田市	0	136	0	0	0	2	0	0	0	0	138	19		
佐伯市	82	68	46	0	0	23	13	0	1	0	233	50		
臼杵市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
津久見市	36	143	171	0	0	0	0	0	0	0	350	22		
竹田市	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	4	3		
豊後高田市	17	100	1	0	0	2	4	0	93	0	217	27		
杵築市	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1		
宇佐市	96	64	1	0	0	0	0	0	80	0	241	32		
豊後大野市	0	14	3	0	0	0	0	0	26	0	43	8		
由布市	3	14	0	0	0	0	0	0	0	0	17	5		
国東市	22	40	1	0	0	0	0	0	86	0	149	15		
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
玖珠町	0	9	0	0	0	0	0	2	22	0	33	6		
合計	1,192	1,896	501	716	30	65	177	16	833	33	5,459	843		

表 振動 4 振動に係る特定建設作業別届出数

(令和 5 年度)

特定建設作業 市町村	くい打機等を使用する作業	鋼球を使用して破壊する作業	舗装版破碎機を使用する作業	ブレーカーを使用する作業	合計
大分市	20	0	2	569	591
別府市	3	0	0	62	65
中津市	2	0	0	6	8
日田市	1	0	1	0	2
佐伯市	4	0	0	56	60
臼杵市	0	0	0	3	3
津久見市	0	0	0	5	5
竹田市	0	0	0	0	0
豊後高田市	0	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	1	1
宇佐市	1	0	1	10	12
豊後大野市	1	0	0	1	2
由布市	0	0	0	11	11
国東市	0	0	0	2	2
姫島村	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	6	6
九重町	0	0	0	0	0
玖珠町	1	0	0	0	1
合計	33	0	4	732	769

表 悪臭1 悪臭苦情受付件数（発生原因別）

（令和5年度）

発生原因区分 市町村等	畜産農業	飼料・肥料製造工場	食品製造工場	化学工場	その他の製造工場	サービス業・その他	移動発生源	建設作業現場	下水・用水	ごみ集積所	個人住宅・アパート・寮	不明	合計
県保健所	3	0	0	0	1	3	0	2	0	0	1	1	11
大分市	28	0	0	0	5	12	0	3	3	1	45	33	130
別府市	2	0	0	0	1	7	0	1	0	0	10	5	26
中津市	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	1	0	6
日田市	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	4
佐伯市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臼杵市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹田市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇佐市	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	5
豊後大野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
由布市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
国東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
九重町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
玖珠町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	37	0	0	2	8	31	0	6	4	1	58	42	189

表 悪臭2 六段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱い臭い(認知閾値濃度)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表 悪臭3 悪臭防止法に基づく規制基準

(1) 敷地境界線の地表における規制基準 (単位:ppm)

ア 物質濃度による規制

(大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市)

特定悪臭物質の種類	規制基準	特定悪臭物質の種類	規制基準
アンモニア	1	イソバレラルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素※	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレラルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

※別府市内は硫化水素の規制が適用されない。

イ 臭気指数による規制

(宇佐市)

第1種区域(都市計画区域内)の規制基準	第2種区域(都市計画区域外)の規制基準
12	14

(豊後大野市)

第1種区域(都市計画区域内)の規制基準	第2種区域(都市計画区域外)の規制基準
12	15

(2) 排出口における規制基準

ア 物質濃度による規制

(大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市)

特定悪臭物質(*)の種類ごとに次の式により算出した流量 $q=0.108 \times He^2 \times Cm$ q 悪臭物質の流量(0℃、1気圧でのm ³ /時) He 補正された気体排出口の高さ(m) Cm 敷地境界における規制基準(ppm)
* アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレラルデヒド、イソバレラルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

イ 臭気指数による規制

(宇佐市、豊後大野市)

(1)に掲げる規制基準の値を基礎として規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

(3) 排水水における規制基準

ア 物質濃度による規制

(大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市)

特定悪臭物質の種類	排水水の量	規制基準(mg/L)
メチルメルカプタン	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.03
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.007
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.1
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.02
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.3
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.07
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.6
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.1
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.03

イ 臭気指数による規制

(宇佐市)

第1種区域(都市計画区域内)の規制基準	第2種区域(都市計画区域外)の規制基準
28	30

(豊後大野市)

(1)に掲げる規制基準の値を基礎として規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

表 悪臭4 かおり風景100選選定地点(県内)

市町村	名称
別府市	別府八湯の湯けむり
大分市	大分野津原香りの森
臼杵市 竹田市	臼杵・竹田の城下町のカボス
竹田市 九重町	くじゅう四季の草原、野焼きのかおり

図 悪臭 5 畜産環境保全指導体制

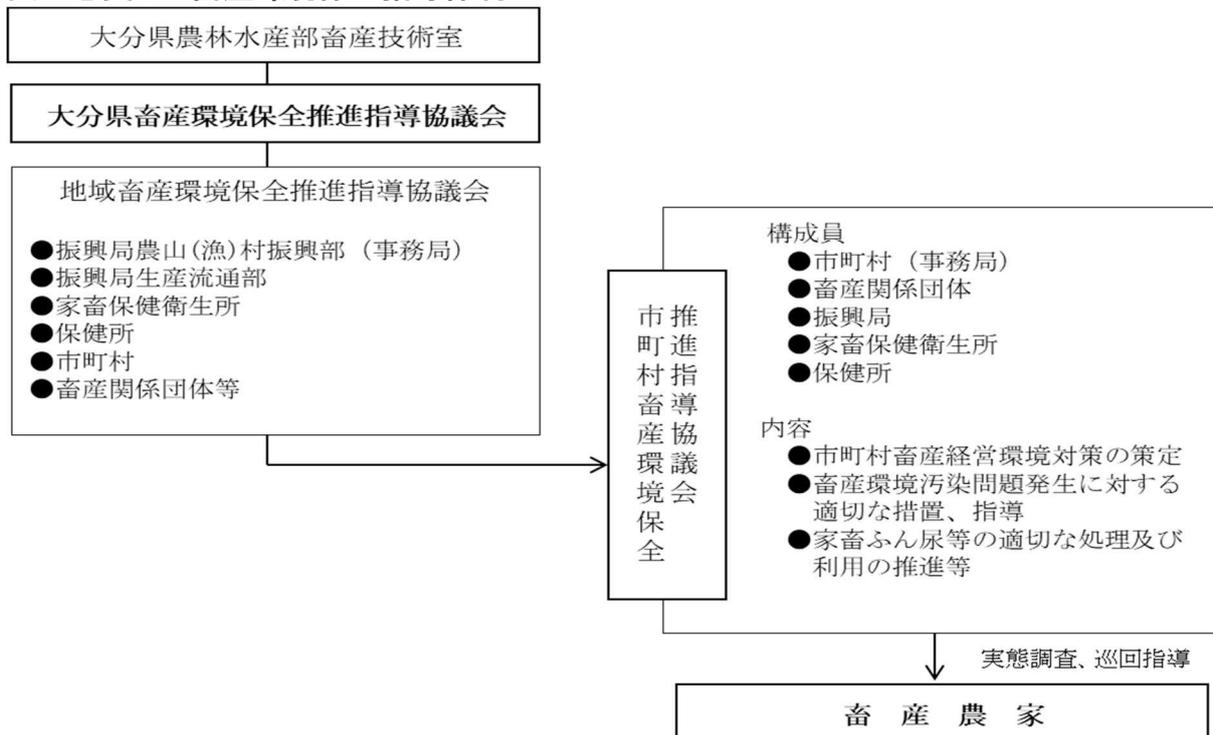
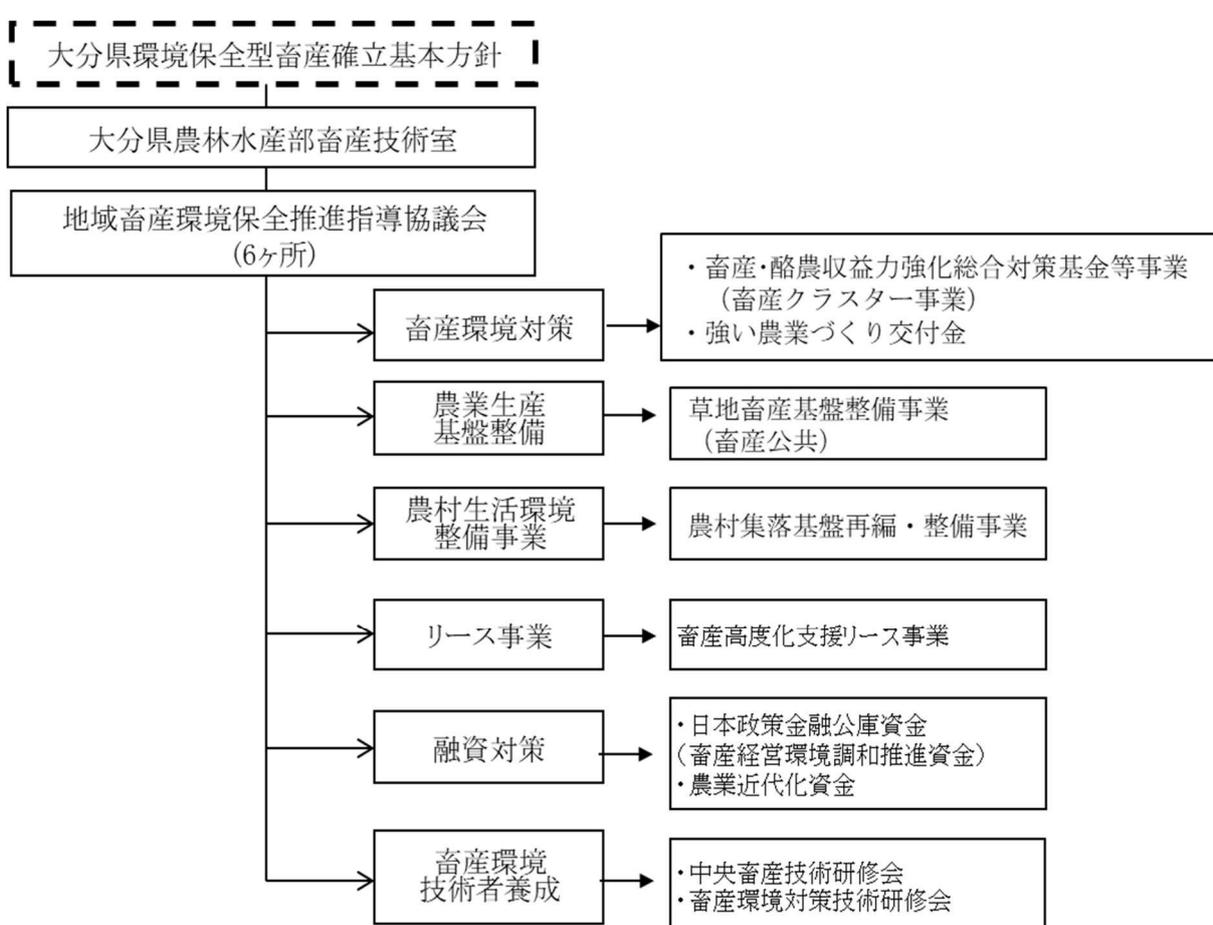


図 悪臭 6 畜産環境対策推進体制



5 土壌関係資料

表 土壌1 土壌の汚染状況に関する基準

	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
(第一種 揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	
	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	
	(第二種 重金属等)	カドミウム及びその化合物	
六価クロム化合物		0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
シアン化合物		検出されないこと	遊離シアンとして 50mg/kg 以下
水銀及びその化合物		0.0005mg/L 以下	15mg/kg 以下
うちアルキル水銀		検出されないこと	
セレン及びその化合物		0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
鉛及びその化合物		0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
砒素及びその化合物		0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物		0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物		1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
(第三種 農薬等)	シマジン	0.003mg/L 以下	
	チウラム	0.006mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
	PCB	検出されないこと	
	有機りん化合物	検出されないこと	

表 土壌2 要措置区域一覧

(令和6年3月31日現在)

市町村	指定年月日	要措置区域の住所	指定区域の面積 (平方メートル)	指定基準に適合しない 特定有害物質	講ずべき指示措置	備考
別府市	平成29年12月1日	別府市上野口町3087番7、3087番137	343	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	地下水の水質の測定	

表 土壌3 形質変更時要届出区域一覧

(令和6年3月31日現在)

市町村	指定年月日	形質変更時要届出区域の住所	指定区域の面積 (平方メートル)	指定基準に適合しない 特定有害物質	備考
別府市	平成23年4月5日	別府市大字平道字藤ヶ谷次の333番地3の一部、305番地の一部	2,962	鉛及びその化合物	
別府市	平成23年5月20日	別府市大字平道字藤ヶ谷次の333番地3の一部、303番地の一部、304番地の一部、305番地の一部	16,035	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	
中津市	平成23年11月11日 平成24年3月2日(解除) 平成27年6月9日(再指定)	中津市大字田尻字余水川新開2499番3の一部、2500番1の一部、2501番2の一部	1,100	ふっ素及びその化合物	
別府市	平成23年11月18日	別府市大字内籠字上別府1226番1の一部、字片上1256番2の一部、字霜月田1367番1の一部、字中無田1430番1の一部、1430番13の一部、1430番15の全部、1430番16の全部、1451番2の全部、字湯ノ森1473番1の一部、1473番11の一部、字川原田1477番3の一部、1483番の一部、1484番1の一部、字亀山1919番2の一部	44,180	ヒ素及びその化合物	自然由来特例区域
佐伯市	平成25年1月25日	佐伯市鶴岡町3丁目1447番4	60	テトラクロロエチレン	
別府市	平成25年11月29日	別府市大字南立石字尾ノ上1150番10の一部他 ※全84筆	8,860	水銀及びその化合物	自然由来特例区域
中津市	平成26年5月20日	中津市大字是則字高見後670番の一部、字城700番の一部、字城ヶ迫701番の一部	7,867	鉛及びその化合物	自然由来特例区域
日出町	平成26年7月15日	速見郡日出町大字川崎高尾4260番1の一部、字奥山3927番3の一部	1,694	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	
宇佐市	平成27年9月15日	宇佐市大字上田字鳴1393番1の一部、字一盃田1770番1の一部、字女鹿1905番1の一部、1920番の一部、1970番の一部、1971番の一部、字小坂ノ上2032番の一部、2033番1の一部、字坂ノ平2042番の一部、2048番の一部、字坂ノ上2111番の一部	2,538	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	
豊後大野市	平成29年2月28日	豊後大野市三重町宮野字大原3964番1の一部	900	鉛及びその化合物	
別府市	平成30年7月10日	別府市大字内籠字上別府1226番3、字片上1256番7、字片上1256番14、字片上1256番15	28,389	ヒ素及びその化合物※ ふっ素及びその化合物	一部自然由来特例区域※
佐伯市	令和2年4月21日	佐伯市常盤西町1835番1の一部、1836番4の一部	43	ヒ素及びその化合物	

6 廃棄物関係資料

表 廃棄物 1 種類別一発生量及び処理・処分量

(令和4年度)

区分	発生量 (B+C)	有償物量 (B)	排出量 (D-G)	自己中間処理量				自己中間処理後の処理内訳				自己未処理量				自己最終処分量			
				(A)	(E)	(E1)	自己最終処分量 (E2)	委託中間処理量 (E3)	委託直接最終処分量 (E4)	その他 (E5)	(6)	再生利用量 (G1)	自己最終処分量 (G2)	委託中間処理量 (G3)	委託直接最終処分量 (G4)	その他 (G5)	(H)	(I)	(J-K)
合計	7,913,758	5,059,942	2,853,316	1,550,980	638,110	777,050	61,000	7,047	5	15,886	3,654	2,147	1,266,949	27,240	2,346	1,359,741	2,147	2,147	
燃え殻	15,886		15,886		7,052			7,047	5				14,513	1,373		22,938			
汚泥	1,143,722	335,404	808,317	694,323	49,083		49,042	41		584	584	235	113,994	31		162,494	235	235	
有機性汚泥	653,236	325	652,911	627,563	35,389		35,389			584	584	235	24,746	19		60,153			
無機性汚泥	490,485	335,079	155,406	66,760	13,653		13,653	41					88,646	12		102,340	235	235	
廃油	31,244	1,393	29,851	189						29,662			29,662			29,662			
一般廃油	12,846	152	12,693	189						12,504			12,504			12,504			
廃溶剤	2,759	1,075	1,683							1,683			1,683			1,683			
その他	15,640	165	15,475							15,475			15,475			15,475			
廃酸	27,231	44	27,188							27,188			27,188			27,188			
廃アルカリ	29,391		29,391							29,391			29,391			29,391			
廃プラスチック類	100,759	5,678	94,881	13,333	27		27			81,548	149	75,334	6,065	3		81,574	149	149	
廃プラスチック	4,170		4,170							4,170			4,168	3		4,170			
廃タイヤ	96,589	5,678	90,711	13,333	27		27			77,377	149	71,166	6,063			77,404	149	149	
紙くず	16,460	781	15,680	6,930	1		1			8,750		8,736	14			8,751			
木くず	161,792	37,941	123,851	11,569	3		3			112,282		109,638	384			112,285			
繊維くず	321	22	299	33						267		267				267			
動物性廃棄物	35,342	13,386	21,956	1,782	1,115		1,115			20,174	3,037	17,051			86	18,251			
動物系固形不燃物																			
ゴムくず	1,214		1,214							1,214			1,140	74		1,214			
金属くず	89,660	21,288	68,372	8	8		8			68,364	3	68,328	34			68,372	3	3	
プラスチック・陶磁器くず	43,382	3,348	40,034	200	200		200			39,834	303	34,247	5,284			40,034	303	303	
鉱さい	4,115,040	4,104,136	10,904							10,904			10,393	511		10,904			
がれき類	675,770	30,330	645,439	9,210	6,300		2,281			636,229	633	626,505	9,091			638,510	633	633	
コンクリート片	335,964	18,008	317,956	6,248	4,170		1,777			311,708		310,135	1,573			313,485			
廃アスファルト	283,337	2,047	281,290	2,963	2,459		503			278,327		274,365	3,963			278,831			
その他	56,469	10,275	46,193							46,193	633	42,006	3,555			46,193	633	633	
はいじん	812,901		812,901	810,625	770,120					2,276	33	2,242				2,242			
動物のふん尿	2,603		2,603	2,566	1,232		1,232			37			37			1,269			
動物の死体	585,175	505,991	79,184							79,184		79,024	386			79,184		773	
その他産業廃棄物	25,363		25,363	212	60		46	14		25,152	52	21,108	3,992			25,212	52	52	
感染性廃棄物	8,429		8,429	188	46		46			8,230		8,230				8,277			
混合物等	16,141		16,141	14	14		14			16,127	52	12,083	3,992			16,141	52	52	
水銀廃棄物	794		794							794		794				794			
廃水銀																			

(その1)

表 廃棄物 1 種類別一発生量及び処理・処分量

(令和4年度)

(K) (O+L)	委託処理量												委託中間処分量				委託中間処理後量				(S) (B+R)
	(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(M)	(委託処理後の処理内訳)		(R) (E+G+H)	(処理主体の内訳)		(J) (E+G)						
	事業者	自治体	県内	県外	事業者	自治体	県内	県外		再生利用量 (M1)	最終処分量 (M2)		事業者	自治体		処理業者					
	(0)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)						
1,355,248	27,299	27,299	25,742	1,558	1,327,949	1,322,901	5,048	1,167,879	160,070	1,259,575	1,219,202	40,373	1,999,906	69,820	2,147	3	67,669	2,346	7,059,848		
22,938	1,378	1,378	108	1,270	21,560	21,560		11,522	44,785	43,129	1,656	3,030	43,129	3,030	3	3,030		43,129	483,422		
162,259	72	72	60	12	162,187	162,127	59	119,598	42,588	130,439	127,434	3,005	128,018	3,312	235		3,077		463,422		
60,153	19	19	19		60,135	60,076	59	39,085	21,050	54,375	53,687	687	54,271	706			706		54,596		
102,105	53	53	41	12	102,052	102,052		80,514	21,538	76,064	73,747	2,317	73,747	2,606	235		2,371		408,826		
29,662					29,662	29,662		14,695	14,967	7,438	7,341	97	7,341	97			97		8,734		
12,504					12,504	12,504		7,268	5,236	4,168	4,071	97	4,071	97			97		4,223		
1,683					1,683	1,683		849	834	1,053	1,053		1,053						2,128		
15,475					15,475	15,475		6,578	8,897	2,217	2,217		2,217						2,383		
27,188					27,188	22,809	4,379	10,568	16,619	22,441	22,362	79	22,362	79			79		22,406		
29,391					29,391	29,391		11,353	18,038	13,005	12,287	718	12,287	718			718		12,287		
81,426	6,065	6,065	6,063	3	75,360	75,360		59,638	15,722	69,508	63,430	6,077	63,430	12,291	149		12,143		69,309		
4,170	3	3	3		4,168	4,168		3,632	536	3,113	3,113		3,113	3			3		3,113		
77,255	6,063	6,063	6,060	3	71,193	71,193		56,006	15,186	66,394	60,317	6,077	60,317	12,289	149		12,140		66,195		
8,751	14	14	14		8,737	8,737		8,734	3	8,696	8,614	82	8,614	96			96		9,395		
110,025	384	384	111	273	109,641	109,604	37	102,102	7,539	108,300	104,641	3,659	104,641	4,043			4,043	2,260	142,581		
267					267	267		267	267	135	111		135	111			111		157		
18,165					18,165	17,592	573	16,883	1,282	17,066	17,024	42	20,061	42			42		33,447		
1,214	74	74	74		1,140	1,140		1,016	124	1,140	1,129	11	1,129	85			85		1,129		
68,369	34	34	34		68,335	68,335		67,273	1,062	68,335	67,705	630	67,705	667	3		664		88,993		
39,731	5,284	5,284	5,284		34,447	34,447		31,497	2,950	9,102	6,434	2,668	6,434	8,254	303		7,952		9,783		
10,904	511	511	511		10,393	10,393		1,958	8,435	10,393	10,393		10,393	511			511		4,114,529		
637,877	9,091	9,091	9,091		628,786	628,786		622,523	6,263	628,782	615,982	12,800	622,912	22,524	633		21,891		653,242		
313,485	1,573	1,573	1,573		311,912	311,912		306,242	5,670	311,912	308,864	3,048	313,335	4,621			4,621		331,343		
278,831	3,963	3,963	3,963		274,868	274,868		274,370	498	274,868	267,006	7,862	269,465	11,825			11,825		271,512		
45,561	3,555	3,555	3,555		42,006	42,006		41,910	95	42,002	40,112	1,889	40,112	6,077	633		5,444		50,387		
2,242					2,242	2,242		2,242		2,242	2,242		2,242						772,395		
1,269					1,269	1,269		1,232	37	1,269	1,269		1,269						1,269		
78,411	386	386	386		78,024	78,024		71,783	6,241	78,024	77,788	236	77,788	1,396	773		623		583,779		
25,160	4,006	4,006	4,006		21,154	21,154		14,476	6,677	38,363	29,862	8,500	29,862	12,559	52		12,506		29,862		
8,277					8,277	8,277		2,861	5,416	157	81	76	81	76			76		81		
16,089	4,006	4,006	4,006		12,083	12,083		11,594	489	37,432	29,759	7,673	29,759	11,731	52		11,679		29,759		
794					794	794		22	772	773	22	751	22	751			751		22		

(その2)

(単位：t/年)

表 廃棄物 3 産業廃棄物処理施設の設置数と能力

(令和6年3月末現在)

処理施設の種類	規模	施設数	
汚泥の脱水施設	10m ³ /日を超えるもの	37	(25)
汚泥の乾燥施設	10m ³ /日を超えるもの(天日乾燥施設にあっては100m ³ /日)	5	(1)
汚泥の焼却施設	5m ³ /日を超えるもの	11	(7)
廃油の油水分離施設	10m ³ /日を超えるもの	2	(2)
廃油の焼却施設	1m ³ /日を超えるもの	14	(10)
廃酸・廃アルカリの中和施設	50m ³ /日を超えるもの	6	(4)
廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超えるもの	37	(19)
廃プラスチック類の焼却施設	0.1t/日を超えるもの	12	(8)
木くずまたはがれき類の破碎施設		225	(87)
汚泥のコンクリート固型化施設		1	(1)
その他の産業廃棄物の焼却施設		16	(8)
最終処分場	しゃ断型	有害物質を含むもの	-
	安定型	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類の埋立処分地	36 (13)
	管理型	その他(上記以外)の埋立処分地	6 (4)
計		318	(126)

注：法第15条第1項の許可対象となる施設で、法(平成3年法律第95号)附則第5条第1項の規定により、許可を受けたとみなされる施設を含む。なお、同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数に計上している。

注：()内は大分市所管分で内数

表 廃棄物 4 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

(令和6年3月末現在)

区分	産業廃棄物					特別管理産業廃棄物					
	収集運搬	中間処理	最終処分	中間最終	小計	収集運搬	中間処理	最終処分	中間最終	小計	合計
大分県知事許可	2,544	113	4	10	2,671	289	4	0	1	294	2,965
大分市長許可	150	93	4	9	256	14	5	3	0	22	278
合計	2,694	206	8	19	2,927	303	9	3	1	316	3,243

7 自然環境関係資料

表 自然1 市町村別自然公園面積調

(令和6年10月1日現在) (単位: ha)

	阿蘇くじゅう国立公園						瀬戸内海国立公園					
	特別 保護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計	特別 保護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計
大分市						0.0	146.0	24.0	267.0			437.0
別府市		84.0	2,252.0			2,336.0						0.0
中津市						0.0						0.0
日田市						0.0						0.0
佐伯市						0.0						0.0
臼杵市						0.0						0.0
津久見市						0.0						0.0
竹田市	1,034.0	1,107.0	978.0	1,806.0	1,886.0	6,825.0						0.0
豊後高田市						0.0			736.0		70.0	806.0
杵築市						0.0						0.0
宇佐市						0.0						0.0
豊後大野市						0.0						0.0
由布市		258.0	1,806.0	198.0	793.0	3,063.0						0.0
国東市						0.0			906.0		278.0	1,184.0
姫島村						0.0			78.0		428.0	506.0
日出町						0.0						0.0
九重町	91.0	808.0	2,958.0	1,684.0	904.0	6,445.0						0.0
玖珠町			2.0			2.0						0.0
計	1,125.0	2,257.0	7,996.0	3,688.0	3,583.0	18,649.0	146.0	24.0	1,987.0	0.0	776.0	2,933.0

※海面普通地域を除く

	耶馬日田英彦山国定公園						祖母傾国定公園				
	特別 保護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計	特別 保護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	計
大分市						0.0					0.0
別府市						0.0					0.0
中津市	49.6		5,271.4	7,175.8	24,863.6	37,360.4					0.0
日田市			1,426.8	1,090.4	6,651.9	9,169.1					0.0
佐伯市						0.0		452.0	23.0	3,703.0	4,178.0
臼杵市						0.0					0.0
津久見市						0.0					0.0
竹田市						0.0		482.0		4,029.0	4,511.0
豊後高田市						0.0					0.0
杵築市						0.0					0.0
宇佐市			752.4		2,143.0	2,895.4					0.0
豊後大野市						0.0	593.0		60.0	898.0	1,551.0
由布市						0.0					0.0
国東市						0.0					0.0
姫島村						0.0					0.0
日出町						0.0					0.0
九重町		260.6	2,390.4		3,842.0	6,493.0					0.0
玖珠町	97.9	186.4	3,267.9	1,297.4	14,005.0	18,854.6					0.0
計	147.5	447.0	13,108.9	9,563.6	51,505.5	74,772.5	593.0	934.0	83.0	8,630.0	10,240.0

	日豊海岸国定公園						国東半島県立自然公園				国東半島以外の県立自然公園			
	特別 保護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	海中公園	計	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計	豊後水道 普通地域	神角寺芹川 普通地域	津江山系 普通地域	祖母傾 普通地域
大分市			266.7			266.7				0.00		2,348.0		
別府市						0.0				0.00				
中津市						0.0				0.00				
日田市						0.0				0.00			16,246.0	
佐伯市	29.5	260.2	2,921.0	231.4		3,442.1				0.00	4,266.9			1,497.14
臼杵市			186.6	40.5		227.1				0.00	918.1			
津久見市		5.6	153.2	199.1		357.9				0.00	3,086.5			
竹田市						0.0				0.00		2,577.0		861.56
豊後高田市						0.0	1,295.00	3,435.50	2,993.40	7,723.90				
杵築市						0.0	506.80	603.60	758.90	1,869.30				
宇佐市						0.0			458.90	458.90				
豊後大野市						0.0				0.00		3,769.5		11,765.25
由布市						0.0				0.00		1,371.0		
国東市						0.0	709.40	3,083.80	1,287.50	5,080.70				
姫島村						0.0				0.00				
日出町						0.0				0.00				
九重町						0.0				0.00				
玖珠町						0.0				0.00				
計	29.5	265.8	3,527.5	471.0	(33.5)	4,293.8	2,511.20	7,122.90	5,498.70	15,132.80	8,271.5	10,065.5	16,246.0	14,123.95

	国立公園計						国定公園計						県立自然公園計				合計
	特別 保護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計	特別 保護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計	
大分市	146.0	24.0	267.0	0.0	0.0	437.0	0.0	0.0	266.7	0.0	0.0	266.7	0.0	0.00	2,348.00	2,348.00	3,051.70
別府市	0.0	84.0	2,252.0	0.0	0.0	2,336.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	2,336.00
中津市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	49.6	0.0	5,271.4	7,175.8	24,863.6	37,360.4	0.0	0.00	0.00	0.00	37,360.40
日田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,426.8	1,090.4	6,651.9	9,169.1	0.0	0.00	16,246.00	16,246.00	25,415.10
佐伯市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.5	712.2	2,944.0	3,934.4	0.0	7,620.1	0.0	0.00	5,764.04	5,764.04	13,384.14
臼杵市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	186.6	40.5	0.0	227.1	0.0	0.00	918.10	918.10	1,145.20
津久見市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	153.2	199.1	0.0	357.9	0.0	0.00	3,086.50	3,086.50	3,444.40
竹田市	1,097.0	1,092.0	1,012.0	1,744.0	1,880.0	6,825.0	0.0	482.0	0.0	4,029.0	0.0	4,511.0	0.0	0.00	3,438.56	3,438.56	14,774.56
豊後高田市	0.0	0.0	736.0	0.0	70.0	806.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,295.0	3,435.50	2,993.40	7,723.90	8,529.90
杵築市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	506.8	603.60	758.90	1,869.30	1,869.30
宇佐市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	752.4	0.0	2,143.0	2,895.4	0.0	0.00	458.90	458.90	3,354.30
豊後大野市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	593.0	0.0	60.0	898.0	0.0	1,551.0	0.0	0.00	15,534.75	15,534.75	17,085.75
由布市	0.0	251.0	1,780.0	195.0	837.0	3,063.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	1,371.00	1,371.00	4,434.00
国東市	0.0	0.0	906.0	0.0	278.0	1,184.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	709.4	3,083.80	1,287.50	5,080.70	6,264.70
姫島村	0.0	0.0	78.0	0.0	428.0	506.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	506.00
日出町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00
九重町	91.0	808.0	2,958.0	1,684.0	904.0	6,445.0	0.0	260.6	2,390.4	0.0	3,842.0	6,493.0	0.0	0.00	0.00	0.00	12,938.00
玖珠町	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	2.0	97.9	186.4	3,267.9	1,297.4	14,005.0	18,854.6	0.0	0.00	0.00	0.00	18,856.60
計	1,334.0	2,259.0	9,991.0	3,623.0	4,397.0	21,604.0	770.0	1,646.8	16,719.4	18,664.6	51,505.5	89,306.3	2,511.2	7,122.90	54,205.65	63,839.75	174,750.05

	国立		国定			県立					計	市町村面積	公園の占める割合
	阿蘇くじゅう	瀬戸内海	耶馬日田英彦山	祖母傾	日豊海岸	国東半島	豊後水道	神角寺芹川	津江山系	祖母傾			
大分市	0.0	437.0	0.0	0.0	266.7	0.0	0.0	2,348.0	0.0	0.0	3,051.7	50,239.0	6.1%
別府市	2,336.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,336.0	12,534.0	18.6%
中津市	0.0	0.0	37,360.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37,360.4	49,153.0	76.0%
日田市	0.0	0.0	9,169.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16,246.0	0.0	25,415.1	66,603.0	38.2%
佐伯市	0.0	0.0	0.0	4,178.0	3,442.1	0.0	4,266.9	0.0	0.0	1,497.1	13,384.1	90,311.0	14.8%
臼杵市	0.0	0.0	0.0	0.0	227.1	0.0	918.1	0.0	0.0	0.0	1,145.2	29,120.0	3.9%
津久見市	0.0	0.0	0.0	0.0	357.9	0.0	3,086.5	0.0	0.0	0.0	3,444.4	7,948.0	43.3%
竹田市	6,825.0	0.0	0.0	4,511.0	0.0	0.0	0.0	2,577.0	0.0	861.6	14,774.6	47,753.0	30.9%
豊後高田市	0.0	806.0	0.0	0.0	0.0	7,723.9	0.0	0.0	0.0	0.0	8,529.9	20,624.0	41.4%
杵築市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,869.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1,869.3	28,008.0	6.7%
宇佐市	0.0	0.0	2,895.4	0.0	0.0	458.9	0.0	0.0	0.0	0.0	3,354.3	43,905.0	7.6%
豊後大野市	0.0	0.0	0.0	1,551.0	0.0	0.0	0.0	3,769.5	0.0	11,765.3	17,085.8	60,314.0	28.3%
由布市	3,063.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,371.0	0.0	0.0	4,434.0	31,932.0	13.9%
国東市	0.0	1,184.0	0.0	0.0	0.0	5,080.7	0.0	0.0	0.0	0.0	6,264.7	31,810.0	19.7%
姫島村	0.0	506.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	506.0	699.0	72.4%
日出町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7,332.0	0.0%
九重町	6,445.0	0.0	6,493.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12,938.0	27,137.0	47.7%
玖珠町	2.0	0.0	18,854.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18,856.6	28,651.0	65.8%
計	18,649.0	2,933.0	74,772.5	10,240.0	4,293.8	15,132.8	8,271.5	10,065.5	16,246.0	14,124.0	174,728.1	634,073.0	27.6%

表 自然2 狩猟鳥獣

マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・エゾライチョウ・ヒヨドリ・ムクドリ・コジュケイ・ヤマドリ・キジ・ヤマシギ・タシギ・キジバト・ニューナイスズメ・スズメ・ミヤマガラス・ハシボソガラス・ハシブトガラス・カワウ	鳥類 26種
ヒゲマ・ツキノワグマ・ノウサギ・ユキウサギ・イノシシ・ノイヌ・ノネコ・タイワンリス・シマリス・タヌキ・キツネ・テン・イタチ ※・シベリアイタチ・アナグマ・ニホンジカ・ミンク・ハクビシン・アライグマ・ヌートリア	獣類 20種

表 自然3 狩猟者による主な鳥獣の捕獲数

(頭・羽) (令和2年度)

鳥獣名	大分県	全国
シカ	4,171	155,380
イノシシ	5,283	122,465
タヌキ	153	6,613
アナグマ	246	2,067
キジ	182	23,887
ヤマドリ	57	10,667
カモ類	1,147	157,740

※1 有害捕獲による捕獲数は含まない。

表 自然4 主な鳥獣による農林作物の被害金額の推移

(単位：千円)

鳥獣名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シカ	49,896	49,270	42,623	44,306	40,744	40,792	37,547
イノシシ	111,375	104,909	97,351	93,252	92,321	87,081	82,043
サル	9,253	9,913	8,543	7,850	9,236	5,108	4,717
カラス	7,012	7,970	5,362	4,818	3,730	2,863	2,277
全体	194,885	191,757	172,476	165,275	162,188	150,062	140,934

表 自然5 令和5年度温泉利用状況報告書（総括表）

管轄保健所名	市町村名	源泉総数 (A+B)	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数			湧出量			宿泊 施設数	収容 定員	年度別 宿泊利 用人員	温泉利用 の公衆浴 場施設数	国民保養温泉 地年度延宿泊 利用人員		
			自噴	動力	自噴	動力	25℃ 未満	25℃以上 42℃未満	42℃ 以上	水蒸気 及びガス	計	自噴						動力	L/分
東部保健所国東保健部	国東市	5	2	2	0	1	1	4	0	656	522	134	3	110	3,006	5			
	姫島村	2	1	0	1	0	1	0	0	388	388	0	0	0	0	1			
計		7	3	2	1	1	2	5	0	1,044	910	134	3	110	3,006	6			
東部保健所	別府市	2,832	372	1,535	260	665	4	229	2,224	375	101,910	28,667	349	22,272	2,385,773	153	461,728		
	杵築市	52	2	42	0	8	1	36	15	0	2,490	67	46	816	14,793	7			
	日出町	13	0	10	0	3	1	7	5	0	908	0	18	2,371	241,988	4			
	計	2,897	374	1,587	260	676	6	272	2,244	375	105,308	28,734	413	25,459	2,642,554	164			
中部保健所由布保健部	由布市	1,071	98	756	59	158	19	95	941	16	51,917	11,400	194	7,910	651,528	41	651,528		
	計	1,071	98	756	59	158	19	95	941	16	51,917	11,400	194	7,910	651,528	41			
中部保健所	臼杵市	13	6	1	6	0	12	1	0	60	10	50	3	64	4,470	1			
計		13	6	1	6	0	12	1	0	60	10	50	3	64	4,470	1			
南部保健所	佐伯市	3	1	0	0	2	3	0	0	68	8	60	0	0	0	1			
	計	3	1	0	0	2	3	0	0	68	8	60	0	0	0	1			
豊肥保健所	竹田市	119	44	42	31	2	15	36	66	2	6,207	4,169	61	2,805	193,995	29	193,995		
	計	119	44	42	31	2	15	36	66	2	6,207	4,169	61	2,805	193,995	29			
	日田市	151	65	86	0	0	2	41	103	5	13,161	5,642	49	3,456	332,593	27			
	九重町	430	226	146	47	11	10	145	254	21	82,905	75,040	103	6,046	176,206	30			
計		61	4	50	2	5	0	23	38	0	5,348	1,793	16	757	16,216	16			
計		642	295	282	49	16	12	209	395	26	101,414	82,475	188	10,259	525,015	73			
北部保健所	中津市	49	10	19	12	8	4	27	18	0	5,609	4,001	10	407	0	11			
	宇佐市	29	1	16	2	10	2	19	8	0	1,821	96	3	255	5,180	11			
計		78	11	35	14	18	6	46	26	0	7,430	4,097	13	662	5,180	22			
北部保健所豊後高田保健部	豊後高田市	15	2	6	6	1	2	12	1	0	1,141	617	2	110	9,465	0			
計		15	2	6	6	1	2	12	1	0	1,141	617	2	110	9,465	0			
大分市保健所	大分市	241	9	214	4	14	7	37	197	0	16,532	918	22	2,522	1,036,274	40			
	計	241	9	214	4	14	7	37	197	0	16,532	918	22	2,522	1,036,274	40			
合計		5,086	843	2,925	430	888	84	713	3,870	419	291,121	133,338	879	49,701	5,071,487	377	1,307,251		

表 自然6 令和5年度温泉利用状況報告書 多目的利用分

上段：利用数、下段：うち浴用、飲用に供されているもの（内数）（令和6年3月31日現在）

市町村名	用途	源泉総数 (A+B)	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量(L/分)			備考
			自噴	動力	自噴	動力	25℃ 未満	25℃以上 42℃未満	42℃ 以上	水蒸気 及びガス	計	自噴	動力	
別府市	農業園芸	51	23	16	5	7	1	2	22	26	2,928	2,189	739.0	
		34	14	14	2	4	1	2	16	15	1,814	1,191	623.0	
	地熱発電	27	25	0	2	0	0	0	0	27	2,343	2,343	0.0	
		23	21	0	2	0	0	0	0	23	1,943	1,943	0.0	
	暖房	6	3	2	1	0	0	0	2	4	498	400	98.0	
		5	3	1	1	0	0	0	1	4	440	400	40.0	
	養殖	2	0	0	0	2	0	2	0	0	95	0	95.0	
		1	0	0	0	1	0	1	0	0	20	0	20.0	
	湯の花採取	70	45	0	25	0	0	0	1	69	112	112	0.0	
		10	4	0	6	0	0	0	0	10	0	0	0.0	
観覧用	17	13	0	2	2	0	0	3	14	1,947	1,907	40.0		
	7	5	0	1	1	0	0	1	6	675	660	15.0		
その他	18	4	5	6	3	0	1	11	6	1,222	795	427.0		
	3	0	1	1	1	0	0	2	1	66	0	66.0		
計		191	113	23	41	14	1	5	39	146	9,145	7,746	1399.0	
		83	47	16	13	7	1	3	20	59	4,958	4,194	764.0	
杵築市	養殖	5	0	3	0	2	0	5	0	0	30	0	30.0	
		2	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0.0	
	計	5	0	3	0	2	0	5	0	0	30	0	30.0	
	2	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0.0		
日出町	農業園芸	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0.0	
		1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0.0	
計	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0.0		
	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0.0		
由布市	農業園芸	11	1	10	0	0	0	1	10	0	675	200	475.0	
		5	0	5	0	0	0	1	4	0	166	0	166.0	
	地熱発電	5	3	0	2	0	0	0	0	5	1,100	1,100	0.0	
		2	2	0	0	0	0	0	0	2	400	400	0.0	
	養殖	4	1	3	0	0	0	1	3	0	195	60	135.0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
計	20	5	13	2	0	0	2	13	5	1,970	1,360	610.0		
	7	2	5	0	0	0	1	4	2	566	400	166.0		
竹田市	農業園芸	2	2	0	0	0	0	1	1	0	96	96	0.0	
		2	2	0	0	0	0	1	1	0	96	96	0.0	
	地熱発電	2	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	養殖	1	1	0	0	0	0	1	0	0	41	41	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
その他	7	4	1	2	0	4	0	3	0	249	169	80.0		
	3	2	1	0	0	2	0	1	0	246	166	80.0		
計	12	7	1	4	0	4	2	4	2	386	306	80.0		
	5	4	1	0	0	2	1	2	0	342	262	80.0		
日田市	農業園芸	2	0	2	0	0	0	0	0	2	430	0	430.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	暖房	6	5	1	0	0	0	3	3	0	90	0	90.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	養殖	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1,000	0	1000.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
その他	3	1	2	0	0	0	3	0	0	1,000	0	1000.0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
計	12	6	6	0	0	0	7	3	2	2,520	0	2520.0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
九重町	農業園芸	8	4	4	0	0	0	1	7	0	1,141	953	188.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	地熱発電	86	83	3	0	0	0	41	37	8	60,326	60,326	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
その他	3	2	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0.0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
計	97	89	7	1	0	0	43	45	9	61,468	61,280	188.0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
中津市	養殖	2	2	0	0	0	0	2	0	0	700	700	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
計	2	2	0	0	0	0	2	0	0	700	700	0.0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
宇佐市	農業園芸	1	0	1	0	0	0	1	0	0	200	0	200.0	
		1	0	1	0	0	0	1	0	0	200	0	200.0	
	養殖	3	1	2	0	0	0	2	1	0	170	90	80.0	
	1	0	1	0	0	0	0	1	0	60	0	60.0		
計	4	1	3	0	0	0	3	1	0	370	90	280.0		
	2	0	2	0	0	0	1	1	0	260	0	260.0		
大分市	農業園芸	5	0	5	0	0	0	2	3	0	463	0	463.0	
		2	0	2	0	0	0	1	1	0	304	0	304.0	
	養殖	3	0	3	0	0	0	2	1	0	209	0	209.0	
		1	0	1	0	0	0	0	1	0	50	0	50.0	
	その他	1	0	1	0	0	0	1	0	0	50	0	50.0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
計	9	0	9	0	0	0	5	4	0	722	0	722.0		
	3	0	3	0	0	0	1	2	0	354	0	354.0		
合計		354	223	65	48	18	5	76	109	164	77,311	71,482	5829.0	
		103	53	28	13	9	3	10	29	61	6,480	4,856	1624.0	

8 エコエネルギー関係資料

表 県内のエコエネルギー導入状況

1 太陽光発電（1000kW以上）

（令和6年3月現在）

	設置個所	設備概要・規模等		設置者等	備考
1	大分市大字青崎	26,540.8	kW（大分市）	D a i g a s 大分みらいソーラー(株)	H25年度
2	中津市犬丸	2,661.2	kW（中津市）	(株)九電工	H25年度
3	日田市大字友田	2,369.5	kW（日田市）	日田天領水の里(株)	H25年度
4	杵築市山香町久木野尾	2,261.1	kW（杵築市）	二階堂酒(有)	H25年度
5	宇佐市大字松崎	2,108.4	kW（宇佐市）	大分石油(株)	H25年度
6	宇佐市尾永井大山	1,999.6	kW（宇佐市）	京セラT L Cソーラー合同会社	H25年度
7	佐伯市大字長良	1,990.0	kW（佐伯市）	大和冷機工業(株)九州佐伯工場	H25年度
8	日田市大字日高	1,800.0	kW（日田市）	三菱U F J信託銀行(株)	H25年度
9	豊後高田市呉崎上飯田	1,505.3	kW（豊後高田市）	(株)菅組	H25年度
10	由布市挾間町赤野	1,502.6	kW（由布市）	(有)伊予建物	H25年度
11	宇佐市岩保新田	1,497.6	kW（宇佐市）	(株)クリエーションエネルギー	H25年度
12	杵築市大字中	1,466.3	kW（杵築市）	(株)日出電機	H25年度
13	杵築市溝井	1,439.0	kW（杵築市）	(株)日出電機	H25年度
14	日出町大字藤原	1,400.7	kW（日出町）	(株)ケプリ	H25年度
15	大分市松岡	1,361.7	kW（大分市）	大分県企業局	H25年度
16	佐伯市米水津大字色利浦	1,348.9	kW（佐伯市）	小田開発工業(株)	H25年度
17	宇佐市猿渡	1,295.0	kW（宇佐市）	(株)西尾商店	H25年度
18	日出町大神	1,241.2	kW（日出町）	(株)林興産不動産情報センター	H25年度
19	大分市大字月形	1,179.9	kW（大分市）	(株)日商富士	H25年度
20	杵築市大字糠溝	1,102.5	kW（杵築市）	(株)日出電機エナジー	H25年度
21	由布市挾間町高崎	1,100.0	kW（由布市）	(株)デンケン	H25年度
22	竹田市大字小塚	1,097.6	kW（竹田市）	サンウィズグリーン(株)	H25年度
23	大分市政所	1,094.4	kW（大分市）	(株)東部開発	H25年度
24	豊後大野市大野町中原	1,065.3	kW（豊後大野市）	(株)メイソンE C	H25年度
25	日出町真那井	1,020.2	kW（日出町）	(株)日出電機エナジー	H25年度
26	玖珠町戸畑	1,007.7	kW（玖珠町）	玖珠太陽光発電合同会社	H25年度
27	大分市上戸次	1,001.0	kW（大分市）	(株)友岡組	H25年度
28	宇佐市大字樋田	1,000.0	kW（宇佐市）	アールジー開発(株)	H25年度
29	大分市日吉原	20,652.4	kW（大分市）	三井不動産(株)	H25年度
30	杵築市山香町南畑	2,289.0	kW（杵築市）	杵築ソーラーウェイ合同会社	H25年度
31	国東市国東町北江	1,660.2	kW（国東市）	(株)セラヴィ	H25年度
38	臼杵市野津町大字前河内	1,300.5	kW（臼杵市）	(株)板井林業	H25年度
39	国東市武蔵町糸原	1,130.6	kW（国東市）	(株)日出電機	H25年度
40	大分市上戸次	1,980.8	kW（大分市）	大九州自然エネルギー(株)	H25年度
41	国東市武蔵町内田	1,952.7	kW（国東市）	ベスト・ソーラー合同会社	H25年度
42	豊後大野市大野町田代	1,354.6	kW（豊後大野市）	(株)甲斐建設	H25年度
43	宇佐市高森	1,220.1	kW（宇佐市）	(株)三栄商会	H25年度
44	大分市大字青崎	82,017.5	kW（大分市）	大分メガソーラー合同会社	H25年度
45	宇佐市大字山本	2,202.0	kW（宇佐市）	Kクリーンエナジー(株)	H25年度

46	佐伯市鼻面向	1,891.6	kW (佐伯市)	㈱DK TRADING	H25 年度
47	豊後高田市来繩	1,821.1	kW (豊後高田市)	日本合建㈱	H25 年度
48	臼杵市大字藤河内	2,699.8	kW (臼杵市)	N T Tアノードエナジ ー㈱	H26 年度
49	大分市高江中央	2,257.9	kW (大分市)	近鉄不動産㈱	H26 年度
50	豊後高田市水崎	2,199.8	kW (豊後高田市)	大分石油㈱	H26 年度
51	宇佐市大字蝸木	2,195.4	kW (宇佐市)	京セラTCLソーラー 合同会社	H26 年度
52	臼杵市野津町大字西畑	1,530.0	kW (臼杵市)	日本電気保安㈱	H26 年度
53	宇佐市安心院町新原	1,170.0	kW (宇佐市)	安心院新原発電所合 同会社	H26 年度
54	宇佐市安心院町久井田	1,085.6	kW (宇佐市)	ニューガイアエナジー㈱	H26 年度
55	中津市耶馬溪町大字深耶馬 溪	1,029.6	kW (中津市)	新生信託銀行㈱	H26 年度
56	国東市国東町北江	2,247.3	kW (国東市)	プライムソーラー合同 会社	H26 年度
57	臼杵市大字左津留	1,088.6	kW (臼杵市)	㈱九電工	H26 年度
58	宇佐市松崎	1,250.0	kW (宇佐市)	㈱未来電力	H26 年度
59	豊後高田市草地	3,176.5	kW (豊後高田市)	㈱ヘリオス	H26 年度
60	杵築市大字熊野	3,153.9	kW (杵築市)	㈱日出電機エナジー	H26 年度
61	杵築市大字熊野	2,525.1	kW (杵築市)	㈱日出電機エナジー	H26 年度
62	臼杵市吉小野	2,040.0	kW (臼杵市)	㈱日出電機	H26 年度
63	佐伯市弥生大字床木	1,944.0	kW (佐伯市)	大和冷機工業㈱九州佐 伯工場	H26 年度
64	国東市武蔵町糸原	1,125.0	kW (国東市)	㈱日出電機	H26 年度
65	大分市大字下郡	1,000.0	kW (大分市)	G Rテクノロジーリレ ーション㈱	H26 年度
66	中津市三光森山	2,937.6	kW (中津市)	合同会社WWBソーラ ー02	H26 年度
67	国東市武蔵町内田	1,200.4	kW (国東市)	N R E国東合同会社	H26 年度
68	宇佐市大字松崎	1,125.0	kW (宇佐市)	(有)もももと	H26 年度
32	日田市大字上野	2,364.6	kW (日田市)	サンウィズグリーン㈱	H26 年度
33	別府市大字別府	1,223.0	kW (別府市)	㈱ケイ・エル・アイ	H26 年度
34	国東市武蔵町内田	1,200.3	kW (国東市)	N R E国東合同会社	H26 年度
35	豊後高田市草地	1,880.3	kW (豊後高田市)	N T Tアノードエナジ ー㈱	H26 年度
36	宇佐市大字四日市	1,210.0	kW (宇佐市)	㈱デンケン	H26 年度
37	宇佐市院内町香下	1,099.1	kW (宇佐市)	㈱九州エターナルエナ ジー	H26 年度
69	杵築市山香町大字広瀬	24,472.0	kW (杵築市)	ハンファソーラーパワ ー杵築合同会社	H26 年度
70	国東市国東町浜崎	2,538.9	kW (国東市)	㈱セラヴィ	H26 年度
71	国東市武蔵町池ノ内	2,495.9	kW (国東市)	㈱サンジブリ	H26 年度
72	中津市大字犬丸	1,638.3	kW (中津市)	㈱九州エターナルエナ ジー	H26 年度
73	国東市武蔵町三井寺	1,456.0	kW (国東市)	日本絨氈㈱	H26 年度
74	大分市大字津守	1,207.6	kW (大分市)	(有)山一ホーム	H26 年度
75	大分市大字津守	1,138.3	kW (大分市)	合同会社大和環境産業	H26 年度
76	竹田市久住町大字栢木	1,800.0	kW (竹田市)	関西ガス㈱	H26 年度
77	大分市大字旦野原	1,062.0	kW (大分市)	㈱豊湯観光	H26 年度
78	竹田市久住町久住	2,755.3	kW (竹田市)	新東実業㈱	H26 年度
79	豊後大野市清川町宇田枝	1,982.0	kW (豊後大野市)	合同会社エコ・エナジー	H26 年度
80	宇佐市下拝田	1,740.3	kW (宇佐市)	㈱未来電力	H26 年度
81	竹田市字穴井迫	1,724.5	kW (竹田市)	㈱ダイワ	H26 年度
82	豊後大野市清川町雨堤	1,624.3	kW (豊後大野市)	㈱九州エターナルエナ	H26 年度

				ジー	
83	佐伯市蒲江丸市尾浦	1,206.1	kW (佐伯市)	(株)TTSソーラーファーム	H26年度
84	豊後高田市水崎	1,022.4	kW (豊後高田市)	大分石油(株)	H26年度
92	中津市植野	1,983.0	kW (中津市)	九州産廃(株)	H27年度
93	杵築市山香町大字久木野尾	1,673.0	kW (杵築市)	京セラTCLソーラー合同会社	H27年度
94	中津市三光田口	1,428.0	kW (中津市)	(株)インプラス	H27年度
95	大分市大字丹川	1,393.9	kW (大分市)	(株)デンケン	H27年度
96	宇佐市安心院町尾立	1,248.0	kW (宇佐市)	(株)クロサキ	H27年度
97	宇佐市安心院町大字古川	1,000.0	kW (宇佐市)	(有)立建設	H27年度
98	九重町大字野上	25,362.0	kW (九重町)	合同会社九重ソーラー	H27年度
99	大分市大字杉原	2,675.4	kW (大分市)	(株)九電工	H27年度
100	宇佐市大字松崎	1,796.0	kW (宇佐市)	リニューアブル・ジャパン(株)	H27年度
101	宇佐市大字松崎	1,464.3	kW (宇佐市)	リニューアブル・ジャパン(株)	H27年度
102	国東市中田	1,225.8	kW (国東市)	(株)パローズ	H27年度
103	大分市大字細	11,701.2	kW (大分市)	合同会社今井メガソーラー大分細発電所	H27年度
104	宇佐市和気	2,098.2	kW (宇佐市)	(株)未来電力	H27年度
105	竹田市直入町大字長湯	1,550.8	kW (竹田市)	希望ヶ丘ミドリエコパーク合同会社	H27年度
106	豊後大野市三重町川辺	1,238.4	kW (豊後大野市)	(株)ひの	H27年度
107	国東市国東町浜崎	1,513.6	kW (国東市)	(株)エフワイアグリ	H27年度
108	宇佐市大字上高	1,120.0	kW (宇佐市)	ワタナベプリント(株)	H27年度
85	大分市角子原	1,999.2	kW (大分市)	(株)中央環境	H27年度
86	豊後大野市三重町川辺	1,206.0	kW (豊後大野市)	(株)明伸産業	H27年度
87	大分市大字今市	1,196.8	kW (大分市)	(株)エフワイ	H27年度
88	大分市大字今市	1,196.8	kW (大分市)	(株)エフワイ	H27年度
89	日出町藤原	2,574.9	kW (日出町)	ティーダ・パワー01合同会社	H27年度
90	中津市耶馬溪町大字福土	2,361.6	kW (中津市)	塩谷建設(株)	H27年度
91	臼杵市大字稲田	1,481.1	kW (臼杵市)	NTTアノードエナジー(株)	H27年度
116	国東市武蔵町内田	2,399.4	kW (国東市)	桃郷ソーラー合同会社	H27年度
117	大分市大字日吉原	44,884.2	kW (大分市)	大分日吉原ソーラー(株)	H27年度
118	中津市大字永添	2,272.3	kW (中津市)	(有)アースプランニング	H27年度
119	豊後大野市大野町田代	1,101.6	kW (豊後大野市)	ワコーテクノス合同会社	H27年度
120	宇佐市松崎	1,097.6	kW (宇佐市)	久米蔵本舗(有)	H27年度
121	竹田市直入町大字長湯	2,524.9	kW (竹田市)	近江八幡太陽光発電合同会社	H28年度
122	日田市大字上野	2,405.1	kW (日田市)	(株)日田天領水	H28年度
123	豊後高田市臼野	2,350.0	kW (豊後高田市)	子供の城(株)	H28年度
124	竹田市直入町大字長湯	1,410.7	kW (竹田市)	常聖天空の杜エコパーク合同会社	H28年度
125	佐伯市大字長谷	1,200.0	kW (佐伯市)	(有)高橋板金	H28年度
126	中津市三光下秣	1,328.0	kW (中津市)	(株)九電工	H28年度
127	日出町藤原	14,421.2	kW (日出町)	(有)日出電機ソーラーパーク	H28年度
128	中津市大字合馬	1,111.3	kW (中津市)	エヌエスリース(株)	H28年度
109	豊後高田市森	2,293.2	kW (豊後高田市)	佐々木エネクト(株)	H28年度
110	豊後高田市森	1,512.0	kW (豊後高田市)	佐々木商事(株)	H28年度
111	大分市大字高瀬	1,020.0	kW (大分市)	大分石油(株)	H28年度
112	日出町真那井	2,995.2	kW (日出町)	(株)MKソーラー	H28年度

113	由布市挾間町高崎	2,151.8	kW (由布市)	(有)ティー・エヌ・サービス	H28年度
114	由布市挾間町高崎	2,151.7	kW (由布市)	(有)杵築自動車工業	H28年度
115	竹田市久住町大字栢木	1,372.8	kW (竹田市)	(株)アドニス	H28年度
133	竹田市荻町北原	1,872.9	kW (竹田市)	(株)デンケン	H28年度
134	大分市大字志生木	1,382.2	kW (大分市)	合同会社運用9号	H29年度
135	竹田市荻町木下	2,127.2	kW (竹田市)	竹田荻ソーラー発電所 管理合同会社	H29年度
136	日出町大字大神	1,198.0	kW (日出町)	(株)マグノリア	H29年度
137	杵築市大字日野	1,747.6	kW (杵築市)	(株)ソーラードリーム	H29年度
129	日田市大字西有田	1,786.5	kW (日田市)	(株)かがし屋	H29年度
130	杵築市熊野	1,020.0	kW (杵築市)	大分石油(株)	H29年度
131	日出町真那井	2,298.2	kW (日出町)	日出町空ノ上発電所合 同会社	H29年度
132	宇佐市大字松崎	1,300.1	kW (宇佐市)	大分石油(株)	H29年度
144	中津市大字大貞	2,318.1	kW (中津市)	(株)ワールド九州	H29年度
145	玖珠町山浦	2,378.6	kW (玖珠町)	JR九州電気システム(株)	H30年度
146	中津市耶馬溪町大字柿坂	2,353.2	kW (中津市)	(株)センコーコーポレー ション	H30年度
147	豊後高田市界	2,387.7	kW (豊後高田市)	(有)フェニックス	H30年度
148	中津市耶馬溪町大字大島	1,212.6	kW (中津市)	ファミリー再生エネル ギー(株)	H30年度
149	豊後高田市界	1,203.6	kW (豊後高田市)	(株)アン・ドゥーエンター プライズ	H30年度
138	日出町大字藤原	1,961.9	kW (日出町)	藤原相原ソーラー発電 所管理合同会社	H30年度
139	臼杵市大字大野	1,023.0	kW (臼杵市)	アイジング(株)	H30年度
140	別府市大字東山	26,673.0	kW (別府市)	B e p p u S o l a r 合資会社	H30年度
141	宇佐市安心院町萱籠	3,055.3	kW (宇佐市)	(株)キナン	H30年度
142	中津市耶馬溪町大字深耶馬	2,310.6	kW (中津市)	E n e r g y G a t e 合同会社	H30年度
143	国東市安岐町油留木	1,360.8	kW (国東市)	(株)ホテル・アルファーワ ン新居浜	H30年度
152	宇佐市大字上矢部	50,016.0	kW (宇佐市)	S G E T みやこメガソ ーラー合同会社	H30年度
153	宇佐市安心院町新原	2,959.4	kW (宇佐市)	(株)アクセス物流	H30年度
154	別府市大字鶴見	1,202.9	kW (別府市)	合同会社ソーラーパー ク7号	R1年度
155	臼杵市大字久木小野	3,007.2	kW (臼杵市)	S M F L みらいパート ナーズ(株)	R1年度
150	大分市大字志生木	26,000.9	kW (大分市)	合同会社BH志生木	R1年度
151	日出町大字南畑	1,404.1	kW (日出町)	ウエストウエスト(株)	R1年度
159	豊後大野市三重町菅生	1,049.5	kW (豊後大野市)	(株)ベルライフ	R1年度
160	大分市大字今市	38,648.8	kW (大分市)	O i t a S o l a r 合同会社	R1年度
161	由布市庄内町東長宝	1,473.1	kW (由布市)	(株)大分県セキュリティ センター	R1年度
162	日出町大字南畑	1,015.0	kW (日出町)	(株)ミモザホールディングス	R1年度
163	佐伯市宇目大字南田原	2,409.0	kW (佐伯市)	(株)ウエーブコーポレー ション	R2年度
164	佐伯市宇目大字南田原	2,409.0	kW (佐伯市)	サニーヘルスホールデ ィングス(株)	R2年度
165	宇佐市安心院町檜本	2,402.5	kW (宇佐市)	八重洲インフラファン ド合同会社	R2年度

166	臼杵市大字武山	1,995.8	kW (臼杵市)	ミドルソーラーウェイ 3 合同会社	R2 年度
167	別府市大字内成	1,427.5	kW (別府市)	TBM(株)	R2 年度
168	日出町大字南畑	53,403.6	kW (日出町)	ティーダ・パワー01合 同会社	R2 年度
169	大分市大字竹中	1,980.0	kW (大分市)	穴井 繁敏	R2 年度
170	九重町大字湯坪	2,321.0	kW (九重町)	カイセイ地所トラスト(株)	R2 年度
171	宇佐市大字上高	1,780.3	kW (宇佐市)	佐用カントリーホテル アンドリゾート(株)	R2 年度
172	日出町大字南畑	18,030.2	kW (日出町)	京セラTCLソーラー 合同会社	R2 年度
173	日出町大字南畑	14,309.2	kW (日出町)	京セラTCLソーラー 合同会社	R2 年度
156	玖珠町大字戸畑	2,633.4	kW (玖珠町)	(株)中良石材	R2 年度
157	臼杵市大字深田	1,056.0	kW (臼杵市)	(株)ホテル臼杵	R2 年度
158	国東市国東町浜崎	2,100.0	kW (国東市)	(株)セラヴィ	R2 年度
177	大分市大字下判田	2,247.6	kW (大分市)	(株)東部開発	R2 年度
178	宇佐市大字橋津	10,515.2	kW (宇佐市)	合同会社開発40号	R3 年度
179	竹田市大字神原	1,198.8	kW (竹田市)	(株) Forchile	R3 年度
180	豊後大野市千歳町柴山	1,008.3	kW (豊後大野市)	高橋工業(株)	R3 年度
181	豊後高田市草地	2,151.6	kW (豊後高田市)	協栄ハウス(株)	R3 年度
182	豊後高田市草地	2,151.6	kW (豊後高田市)	(株)エクシング	R3 年度
183	豊後高田市中真玉	2,040.0	kW (豊後高田市)	大分石油(株)	R3 年度
184	豊後高田市草地	1,062.6	kW (豊後高田市)	(株)ウイング	R3 年度
185	豊後高田市美和	1,267.5	kW (豊後高田市)	大分総合建設(株)	R3 年度
186	杵築市山香町大字広瀬	11,006.4	kW (杵築市)	合同会社Blue P ower Oita Kitsuki2	R3 年度
187	杵築市山香町大字広瀬	2,018.2	kW (杵築市)	(株)山陽自然エネルギー	R3 年度
174	別府市大字内成	33,228.8	kW (別府市)	別府内成ソーラー発電 所管理(株)	R3 年度
175	日田市大字日高	10,019.8	kW (日田市)	ジャパンインフラ15 号合同会社	R3 年度
176	竹田市直入町大字神堤	1,036.0	kW (竹田市)	(株)カデンのエトウ	R3 年度
190	豊後高田市臼野	1,652.5	kW (豊後高田市)	(株)シモセ	R3 年度
191	大分市入蔵	1,496.2	kW (大分市)	入蔵ソーラー発電所合 同会社	R3 年度
192	大分市横尾	1,215.8	kW (大分市)	プレモダン合同会社	R3 年度
193	玖珠町大字岩室	11,274.0	kW (玖珠町)	(株)ブイハウス	R3 年度
194	日田市大山町東大山	2,448.3	kW (日田市)	合同会社陽田	R3 年度
195	玖珠町大字日出生	20,416.7	kW (玖珠町)	合同会社玖珠発電所	R3 年度
196	国東市武蔵町池ノ内	9,095.8	kW (国東市)	SIPP4 合同会社	R4 年度
197	臼杵市野津町大字西畑	1,997.6	kW (臼杵市)	(株)センコーコーポレー ション	R4 年度
198	豊後大野市三重町小坂	1,320.2	kW (豊後大野市)	(株)万良	R4 年度
199	豊後大野市三重町小坂	1,251.2	kW (豊後大野市)	(株)万良	R4 年度
200	日田市大字堂尾	1,195.5	kW (日田市)	(株)グリーンラッキーク ローバーズ	R4 年度
201	由布市湯布院町川西	22,711.9	kW (由布市)	ES NPV5 合同会社	R4 年度
202	竹田市直入町大字長湯	2,550.0	kW (竹田市)	SSJメガソーラー8 6 合同会社	R4 年度
203	由布市挾間町七蔵司	1,550.8	kW (由布市)	フェニックスエナジー(株)	R4 年度
188	日出町大字豊岡	2,692.8	kW (日出町)	フェニックスエナジー(株)	R4 年度
189	由布市湯布院町川北	1,500.0	kW (由布市)	合同会社ゆふいん	R4 年度
204	豊後高田市臼野	1,013.8	kW (豊後高田市)	熊本鉄構(株)	R4 年度

205	日出町大字藤原	12,980.2	kW (日出町)	(株)ソーラーパワー赤松	R4年度
206	杵築市大内	8,153.6	kW (杵築市)	Mega Solar 1411-L合同会社	R4年度
207	豊後大野市朝地町栗林	1,401.8	kW (豊後大野市)	SEJ X合同会社	R4年度
208	由布市湯布院町塚原	8,018.5	kW (由布市)	湯布院塚原ソーラー・エ ナジー合同会社	R4年度
209	日田市大字友田	23,290.0	kW (日田市)	FS Japan Pro ject4合同会社	R5年度
210	由布市挾間町七蔵司	11,273.3	kW (由布市)	七蔵司ソーラー発電合 同会社	R5年度
211	九重町湯坪	10,031.0	kW (九重町)	伸和工業(株)	R5年度
212	大分市大字杉原	29,086.2	kW (大分市)	大分杉原太陽光発電所 合同会社	R5年度
213	豊後大野市三重町小坂	1,120.2	kW (豊後大野市)	新東実業(株)	R5年度
214	由布市湯布院町大字中川	13,277.5	kW (由布市)	合同会社ADソーラー 2号	R5年度
215	日出町大字川崎	1,766.2	kW (日出町)	エム・ティー・ディー(株)	R5年度
(R5年度まで)		1,572,882kW			

【参考】住宅用太陽光発電

①住宅用太陽光発電設置状況(年度累計)

	大分県		
	単年度設置数		累計
～H10年度	—		172件
H11年度	251件		423件
H12年度	369件		792件
H13年度	437件		1,229件
H14年度	743件		1,972件
H15年度	812件		2,784件
H16年度	1,031件		3,815件
H17年度	848件		4,663件
H18年度	1,681件	—	6,344件
H19年度	865件	3,242kW	7,209件
H20年度	701件	2,796kW	7,910件
H21年度	2,195件	8,596kW	10,105件
H22年度	3,318件	13,666kW	13,423件
H23年度	3,720件	17,094kW	17,143件
H24年度	4,511件	22,631kW	21,654件
H25年度	4,425件	26,156kW	26,079件
H26年度	3,521件	23,725kW	29,600件
H27年度	1,230件	8,961kW	30,830件
H28年度	3,110件	17,570kW	33,940件
H29年度	1,622件	9,762kW	35,562件
H30年度	1,792件	10,924kW	37,354件
R1年度	1,279件	7,786kW	38,633件
R2年度	1,203件	7,803kW	39,836件
R3年度	838件	5,247kW	40,674件
R4年度	1,295件	7,638kW	41,969件
R5年度	3,738件	20,501kW	45,707件

H17年度までは、新エネルギー財団(NEF)の助成件数(H17年度末に制度終了)。

注) H18年度以降は、大分県～九電大分支社の系統連系契約数

R元年度実績は、九州電力の送配電部門分社化に伴うシステム不具合のため4月～12月までの数値(九電提供)

②集合住宅太陽光発電施設設置状況(年度累計)

	大分県	
	累計	
H18年度	31件	184kW
H19年度	31件	178kW
H20年度	35件	199kW
H21年度	40件	217kW
H22年度	110件	730kW
H23年度	354件	2,292kW
H24年度	721件	6,391kW
H25年度	1,312件	15,307kW
H26年度	1,771件	22,849kW
H27年度	1,950件	25,475kW
H28年度	2,095件	27,438kW
H29年度	2,175件	28,805kW
H30年度	2,260件	30,167kW
R1年度	2,279件	30,331kW
R2年度	2,310件	30,796kW
R3年度	2,274件	30,579kW
R4年度	2,451件	31,513kW
R5年度	2,778件	33,489kW

2 太陽熱利用（住宅用太陽熱利用除く）

	設置個所	設備概要・規模等	設置者等	備考
1	日田はぎの園（日田市）	真空管 1.75 m ² ×17本	社会福祉法人大分県社会福祉事業団	S58年度
2	大分県身体障害者福祉センター（大分市）	真空ガラス管式 1.75 m ² ×84枚	大分県	S61年度
3	糸口学園（宇佐市）	平板型 1.91 m ² ×75枚	社会福祉法人大分県社会福祉事業団	H4年度
4	日田市宮畑中住宅	OMソーラー（パッシブソーラーシステム） 集熱面積3 m ² 程度	日田市	H8年度
5	医療法人財団天心堂へつぎ病院（大分市）	集熱面積127.4 m ² 蓄熱容量18 m ³	医療法人財団天心堂	H9年度
6	日田市すぎっ子保育園	OMソーラー（パッシブソーラーシステム） 集熱面積137 m ²	日田市	H11年度
7	大分駅南高齢者福祉複合施設	真空ガラス式 集熱面積21.84 m ² 蓄熱容量2.0 m ³	大分市	H11年度
8	西部清掃事業所	集熱面積60 m ² 蓄熱容量3 m ³	大分市	H11年度
9	日田市上津江振興局	OMソーラー（パッシブソーラーシステム） 集熱面積33 m ²	日田市	H12年度
10	飯田高原診療所	空調設備	九重町	H12年度
11	日出町保健福祉センター	パッシブソーラーシステム	日出町	H13年度
12	豊後高田市健康交流センター	集熱面積201 m ²	豊後高田市	H13年度
13	白丹交流センター（竹田市久住町）	パッシブソーラーシステム	竹田市	H13年度
14	大分市消防局 中央消防署 明野出張所	集熱面積6.0 m ² 蓄熱容量330 m ³	大分市	H13年度
15	社会福祉法人平成会（日田市）	60枚	社会福祉法人平成会	H15年度
16	特別養護老人ホーム長良苑	集熱面積52 m ²	社会福祉法人長陽会	H18年度
17	中津し尿・浄化槽汚泥高度処理施設	集熱面積115 m ²	中津市	H18年度
18	大分市南消防署	真空式ソーラーシステム 集熱面積18.54 m ² 蓄熱容積270	大分市	H18年度
19	日田市立大明小学校・中学校	OMソーラー （集熱面積321 m ² ）	日田市	H24年度
20	中津市立中津市民病院	集熱面積200 m ²	中津市（市民病院総務課）	H24年度
21	深耶馬温泉館「もみじの湯」	集熱面積86.43 m ²	中津市（耶馬溪支所地域振興課）	H27年度
22	豊寿園	集熱面積167.76 m ²	中津市（介護長寿課）	H28年度
23	日出町学校給食センター	集熱面積177 m ²	日出町	R4年度

3 風力発電

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	大分キャノンマテリアル(株)	1kW×1基	大分キャノンマテリアル(株)	H15年度
2	鏡山（玖珠町戸畑）	1,000kW×11基	(株)JEN玖珠ウィンドファーム	H16年度
3	大分瓦斯(株)生産部大分工場	1kW×1基	大分瓦斯(株)	H22年度

4	大分石油(株) (国東市)	3.2kW×2基	大分石油(株)	H27年度
5	F I T認定設備 (7件)	106.4kW		H28年度
6	F I T認定設備 (12件)	212.8kW		H29年度
7	F I T認定設備 (2件)	35.5kW		H30年度
8	F I T認定設備 (2件)	35.8kW		R元年度
9	F I T認定設備 (1件)	19.5kW		R4年度
10	臼杵市大字田尻 (大分ウィンドファーム)	14,000kW (3,200kW×5基)	コスモエコパワー(株)	R5年度
合計		(R5年度まで) 25,423kW		

4 廃棄物発電

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	大分市福宗清掃工場 (大分市)	6,000kW (工場内消費、余剰分は売電)	大分市	H9年度
2	エコセンター番匠 (佐伯市)	1,600kW (工場内消費、余剰分は売電)	佐伯市	H14年度
3	佐野清掃センター清掃工場 (大分市)	9,500kW (工場内消費、余剰分は売電)	大分市	H15年度
4	王子板紙(株)大分工場 (大分市)	25,000kW (362GJ/h) (工場内消費)	王子板紙(株)	H16年度
5	Be-Hitzとよたまき 藤ヶ谷清掃センター (別府市)	4,000kW	別杵速見地域広域市町村圏事務組合	H26年度
6	中津終末処理場 (中津市)	49kW	月島機械(株)福岡支店	R3年度
合計		(R5年度まで) 46,149kW		

5 バイオマスエネルギー (バイオマス発電 (廃棄物利用を除く)・熱利用・燃料製造)

【バイオマス発電】

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	日田市バイオマス資源化センター (日田市)	340kW	日田市	H18年度
2	(株)エフオン日田 (日田市)	12,000kW	(株)エフオン日田	H18年度
3	浄化センター内マイクロガスタービン発電 (日田市)	95kW	日田市	H23年度
4	二豊味噌協業組合 (臼杵市)	50kW	二豊味噌協業組合	H25年度
5	日本フォレスト(株)天瀬発電所 (日田市)	5,700kW	(株)グリーン発電大分	H25年度
6	新日鐵住金(株)大分製鐵所 (大分市)	1,716kW ※出力 330MW	新日鐵住金(株)	H26年度
7	イーレックスニューエナジー(株) (佐伯市)	50,000kW	イーレックスニューエナジー(株)	H28年度
8	(株)エフオン豊後大野 (豊後大野市)	18,000kW	(株)エフオン豊後大野	H28年度
9	(株)未来電力 (宇佐市)	600kW	(株)未来電力	H30年度
10	旧豊洋中学校 (臼杵市)	45kW	ワタミエナジー(株)	R3年度
11	大分バイオマス発電所 (大分市)	22,000kW	大分バイオマスエナジー合同会社	R3年度
合計		(R5年度まで) 110,546kW		

【バイオマス熱利用・燃料製造等】

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	日田市清掃センター（日田市）	熱利用 838,000kJ/h	日田市	H2年度
2	ドリームフェューエルセンター（津久見市）	廃棄物固形燃料（RDF）製造	津久見市	H8年度
3	東部開発固形燃料製造工場（大分市）	廃プラスチック、建設廃材、古紙を固形化燃料し、工場ボイラーに使用 4,000t/月 （王子板紙大分工場に販売）	㈱東部開発	H16年度
4	三和酒類㈱（宇佐市）	メタンガス利用 834 k m ³ /年	三和酒類㈱	H20年度
5	㈱日本フォレスト（日田市）	5,000 m ³ /年	㈱日本フォレスト	H23年度
6	中山リサイクル産業㈱（佐伯市）	15,000 m ³ /年	中山リサイクル産業㈱	H23年度
7	中山リサイクル産業㈱（杵築市）	22,100 m ³ /年	中山リサイクル産業㈱	H26年度
8	佐伯広域森林組合	8,000 kg/h	佐伯広域森林組合	R2年度
9	㈱タカフジ（佐伯市）	22,500 m ³ /年	㈱タカフジ	R3年度
合計		(R5年度まで) 4,318kW		

【木屑焚ボイラー】

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	中津市	水量 1,200 湯温水循環式	中津市	H18年度
2	㈱佐藤製材所（日田市）	3,000kg/h	㈱佐藤製材所	H18年度
3	㈱ヤマサ（九重町）	1,000kg/h	㈱ヤマサ	H18年度
4	佐伯広域森林組合	5,000kg/h	佐伯広域森林組合	H20年度
5	㈱武内製材所（日田市）	3,000kg/h	㈱武内製材所	H23年度
6	㈱こがね（中津市）	チップボイラー (550kW)	㈱こがね	H23年度
7	㈱安心院製材所（日田市）	3,500kg/h	㈱安心院製材所	H23年度
8	小田製材所（日田市）	4,000kg/h	㈱小田製材所	H24年度
9	日田資源開発事業協同組合（日田市）	6,000 k g/h	日田資源開発事業協同組合	H26年度
10	大分県立美術館（大分市）	チップボイラー (180kW)	大分県	H26年度
11	㈱池永セメント工業所（大分市）	750 k g/h	㈱池永セメント工業所	H26年度
12	医療法人聖陵会聖陵ストーム（日田市）	500 k g/h	医療法人聖陵会	H26年度
13	㈱日田中央木材市場（日田市）	2,400 k g/h	㈱日田中央木材市場	H27年度
14	㈱深津製材所	300 k g/h	㈱深津製材所	H28年度
合計		(R5年度まで) 95,128kW 相当		

【RPF加温機】

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	おおいた中央柑橘園芸農協連合会（杵築市）	5,360kW 相当 (80kW 相当×67 台)	おおいた中央柑橘園芸農協連合会（杵築市）	H20年度
2	おおいた中央柑橘園芸農協連合会（国東市）	80kW 相当 (80kW 相当×1 台)	おおいた中央柑橘園芸農協連合会（国東市）	H20年度

3	日出町柑橘研究会（日出町）	560kW 相当 (80kW 相当×7 台)	日出町柑橘研究会 (日出町)	H20 年度
4	竹田市かぼす生産出荷組合（竹田市）	240kW 相当 (80kW 相当×3 台)	竹田市かぼす生産 出荷組合（竹田市）	H20 年度
合計		(R5 年度まで) 6,240kW 相当		

【ペレットストーブ】

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	(株)トライ・ウッド（日田市）	出力 11,000kcal×5 基	(株)トライ・ウッド	H18 年度
2	社会福祉法人永生会 明治清流苑（大分市）	出力 11,000kcal 程度× 3 基	社会福祉法人永生会	H18 年度
3	サッポロビール(株) 新九州工場（日田市）	出力 5,000kcal×1 基	サッポロビール(株)	H19 年度
4	(株)日田中央木材市場（日田市）	出力 11,000kcal×1 基	(株)日田中央木材市場	H19 年度
5	社会福祉法人永生会 清流苑（大分市）	出力 11,000kcal×1 基	社会福祉法人永生会	H20 年度
6	社会福祉法人慈眼福社会 みのり保育園（日田市）	出力 11,000kcal×1 基	社会福祉法人慈眼福 社会	H20 年度
7	日田市立五馬中学校（日田市）	出力 8,250kcal×3 基	日田市	H20 年度
8	医療法人仁友会 森内科医院（大分市）	出力 11,000kcal×1 基	医療法人仁友会	H20 年度
9	社会福祉法人洗心会 ナーシングホームはるかぜ（別府 市）	出力 11,000kcal×1 基	社会福祉法人洗心会	H21 年度
10	日田市立津江中学校（日田市）	出力 10,080kcal×1 基	九州薪・木質ペレ ット活用協議会	H25 年度
11	長者原ビジターセンター（九重 町）	出力 7 kW×2 基	九州地方環境事務所	H26 年度
合計		(R5 年度まで) 226.08kW		

【BDF 製造装置】

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	くにさきエコシステム(株)（国東 町）	ごみ収集車 4 台 1,000 ㍓/月	くにさきエコシ ステム(株)	H13 年度
2	おおの育成会はいだて作業所	90 L BDF 製造/1 バッチ	おおの育成会	H18 年度
3	社会福祉法人 ぴいたあパンの家（日田市）	90 L BDF 製造/1 バッチ	社会福祉法人ぴ いたあパンの家	H18 年度
4	社会福祉法人清流会 宇佐リハビリセンター（宇佐市）	90 L BDF 製造/1 バッチ	社会福祉法人清 流会	H19 年度
5	(株)大総（大分市）	400 L BDF 製造/日	(株)大総	H20 年度
6	社会福祉法人 ぴいたあパンの家（日田市）	200 L BDF 製造/1 バッチ	社会福祉法人ぴ いたあパンの家	H20 年度
7	社会福祉法人樹の実園（杵築市）	90 L BDF 製造/1 バッチ	社会福祉法人樹 の実園	H21 年度
8	社会福祉法人みのり村（杵築市）	90 L BDF 製造/1 バッチ	社会福祉法人み のり村	H21 年度

6 地熱発電

	会社名	発電所名	所在地	出力	運転開始年度	備考
1	九電みらいエナジー(株)	大岳	九重町	14,500kW	S42年度	更新 (2020.10完了)により出力増
2	九電みらいエナジー(株)	八丁原1号	九重町	55,000kW	S52年度	
3	九電みらいエナジー(株)	八丁原2号	九重町	55,000kW	H2年度	
4	九電みらいエナジー(株) 出光大分地熱(株)	滝上	九重町	27,500kW	H8年度 H22年度増強	
5	(株)杉乃井ホテル (自家用)	杉乃井	別府市	1,900kW	H18年度	
6	(資)九重観光ホテル	九重	九重町	990kW	H12年度	
7	九州電力(株)	八丁原バイナリー発電	九重町	2,000kW	H18年度	
8	九電みらいエナジー(株)	菅原バイナリー発電所	九重町	5,000kW	H27年度	
9	出光大分地熱	滝上バイナリー発電所	九重町	5,050kW	H28年度	
合計				(R5年度まで) 166,940kW		

6-2 温泉熱発電

	設置個所	規模等	会社名	備考
1	安倍内科医院発電所(別府市)	19kW	安倍内科医院	H27年度
2	FIT認定設備(別府市)	31.9kW		H28年度
3	FIT認定設備(別府市)	32.8kW		H28年度
4	九重野矢地区バイナリー発電所(九重町)	49kW	(株)タカフジ	H29年度
5	湯布院フォレストエナジーバイナリー2号発電所(由布市)	49.8kW	湯布院フォレストエナジー(株)	H29年度
6	レナ発電所1号発電所(別府市)	220kW	(株)神和苑	H29年度
7	アイベック発電所(別府市)	760kW	(株)アイベック	R元年度
8	ライフテック別府温泉発電所(別府市)	720kW	合同会社ライフテック	R元年度
9	FIT認定設備(別府市)	46.3kW		H30年度
10	生長の家 大分・別府地熱発電所(別府市)	49.9kW	宗教法人「生長の家」	R2年度
11	別府温泉ガーデン発電所(別府市)	49.6kW	別府温泉ガーデン	R2年度
12	FIT認定設備(九重町)	20kW		R2年度
13	BLD地熱発電所 別府南立石 Power Station	280kW	別府温泉ガーデン	R5年度
14	JREF別府南立石地熱発電所	280kW	別府温泉ガーデン	R5年度
合計		(R5年度まで) 2,608.3kW		

7 中小水力発電（出力1,000kW未満・除く九州電力分）

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	富士緒井路第一発電所（豊後大野市緒方町）	380kW	富士緒井路土地改良区	S51年度
2	松原ダム発電所（日田市大山町）	220kW	国土交通省松原ダム管理事務所	S57年度
3	大野原発電所（豊後大野市大野町）	260kW	大野町土地改良区	S62年度
4	花合野川発電所（由布市湯布院町）	680kW	大分県企業局	H元年度
5	やまめの郷（日田市前津江町）	18.2kW	やまめの郷	H9年度
6	サッポロビール新九州工場（日田市）	9.9kW	サッポロビール(株)	H12年度
7	鯛生発電所（日田市中津江村）	66kW	日田市	H15年度
8	城原井路発電所（竹田市）	25kW	城原井路土地改良区	H22年度
9	浄化センター内小水力発電（日田市）	3.7kW	日田市	H22年度
10	鏡坂公園内小水力発電（日田市）	0.33kW	日田市	H22年度
11	女子畑小水力発電（日田市）	1kW	日田市	H23年度
12	日田市小ヶ瀬井路（日田市）	1kW	日田市	H24年度
13	三隈川小水力発電所（日田市）	10kW	国土交通省	H24年度
14	宮ヶ瀬発電所（竹田市）	17kW	竹田市土地改良区宮ヶ瀬工区	H27年度
15	緒方井路発電所（豊後大野市）	19kW	緒方井路土地改良区	H27年度
16	松木ダム発電所（九重町）	49.9kW	九重町	H29年度
17	大分市上下水道局 三芳配水場（大分市）	49.9kW	(株)フソウ九州支店	R元年度
18	日出生発電所（玖珠町）	49kW	玖珠町土地改良区	R元年度
19	長谷緒井路発電所（豊後大野市）	998kW	長谷緒土地改良区	R2年度 更新
20	稲葉ダム発電所（竹田市）	420kW	西技工業(株)	R2年度
21	明正土地改良区（豊後大野市）	49kW	明正土地改良区	R3年度
22	白水小水力発電所	266kW	白水井路土地改良区	R5年度
合計	(R5年度まで) 3,592.93kW			

8 天然ガスコージェネレーション

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	住友化学(株)大分工場 (大分市)	6,500kW	住友化学(株)	H14年度
2	医療法人同仁会大分下郡病院 (大分市)	66kW (22kW×3 マイクロエ ンジン)	医療法人同仁会	H16年度
3	ダイハツ九州(株) (中津市)	5,820kW	ダイハツ九州(株)	H17年度
4	医療法人山本記念会山本病院ダイケア棟 (別府市)	9.9kW	医療法人山本記念会	H18年度
5	大分赤十字病院新館 (大分市)	350kW	日本赤十字社	H18年度
6	マリーゴールド迎賓館 (大分市)	5kW	マリーゴールド迎賓館	H18年度
7	マチカラフィットネス大分(大分市)	5kW	(株)マチカラフィットネス	H20年度
8	ホテルフォルツァ大分 (大分市)	5kW	(株)エフ・ジェイ・ホテルズ	H20年度
9	大分市学校給食西部共同調理場 (大分市)	25kW	大分市	H22年度
10	大分醤油協業組合 (臼杵市)	800kW	大分醤油協業組合	H25年度
11	スポーツクラブN A Sパークプレイス大分 (大分市)	25kW	スポーツクラブN A S(株)	H26年度
12	花べっぷ (別府市)	5kW	JR九州ホテルズ(株)	H27年度
13	コナミスポーツクラブ大分明野 (大分市)	9.9kW	(株)コナミスポーツクラブ	H28年度
14	スポーツクラブルネサンスおおいた (大分市)	9.9kW	(株)ルネサンス	H30年度
15	R E Xホテル別府 (別府市)	9.9kW	富士レックス(株)	R元年度
合計	(R5年度まで) 13,645.6kW			

9 燃料電池

	設置個所	規模等 (kW)	備考
1	民生用燃料電池導入支援補助金	35.7kW(0.7kW×51ヶ所)	H21年度
2	民生用燃料電池導入支援補助金	14.7kW(0.7kW×21ヶ所)	H22年度
3	民生用燃料電池導入支援補助金	30.8kW(0.7kW×44ヶ所)	H23年度
4	民生用燃料電池導入支援補助金	30.1kW(0.7kW×43ヶ所)	H24年度
5	民生用燃料電池導入緊急対策費補助金	81.9kW(0.7kW×117ヶ所)	H24・H25年度
6	民生用燃料電池導入支援補助金	70.0kW(0.7kW×100ヶ所)	H25年度
7	民生用燃料電池導入支援補助金	76.3kW(0.7kW×109ヶ所)	H26年度
8	民生用燃料電池導入支援補助金	63.7kW(0.7kW×91ヶ所)	H28年度
9	民生用燃料電池導入支援補助金	77.7kW(0.7kW×111ヶ所)	H29年度
10	民生用燃料電池導入支援補助金	81.9kW(0.7kW×117ヶ所)	H30年度
11	民生用燃料電池導入支援補助金	38.5kW (0.7kW×55ヶ所)	R元年度
12	大分市役所	3.0kW	R元年度
13	碩田学園	3.0kW	R元年度
14	民生用燃料電池導入支援補助金	29.4kW (0.7kW×42ヶ所)	R2年度
15		74.2kW (0.7kW×106ヶ所)	R3年度
16		50.4kW (0.7kW×72ヶ所)	R4年度
17		22.4kW (0.7kW×32ヶ所)	R5年度
合計	(R5年度まで) 783.7kW		

9 衛生環境研究センター関係資料

表 衛生1 環境保全に関する試験研究

試験研究	概要	担当名
微小粒子状物質(PM2.5)成分分析調査	微小粒子状物質の発生源を明らかにするため、大気汚染防止法に基づき、平成27年度から成分分析調査を行っている。	大気・特定化学物質担当
有害大気汚染物質調査	大気汚染防止法に基づき、平成9年度から一般環境等で揮発性有機化合物(VOC)等の有害大気汚染物質についてモニタリング調査を行っている。令和5年度は、5市の一般環境等で調査を行った。	大気・特定化学物質担当
浮遊粉じん調査	浮遊粉じんによる大気の汚染状況を把握するための調査を行っている。令和5年度は、重金属成分等の調査を1市の固定発生源周辺で行った。	大気・特定化学物質担当
大気汚染の常時監視	大気汚染防止法に基づき、昭和46年度からテレメーターシステム(常時監視測定局)により二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)等の測定を行っている。	大気・特定化学物質担当
環境放射能調査	放射能のバックグラウンドを測定し、環境放射能の水準を把握するため、原子力規制庁の委託を受け、昭和62年度から調査を行っている。令和5年度も引き続き、降水中のβ線及びモニタリングポストにより空間線量率の測定を行うとともに、大気浮遊じん、降下物、土壌、野菜、牛乳等のγ線を測定し、環境中に存在する放射性核種の調査を行った。	大気・特定化学物質担当
大気環境の調査研究	県内における酸性雨の実態と推移を把握するための調査を昭和60年度から継続的に行っている。令和5年度は、大分市における雨水のpH等測定とイオン成分の分析を実施した。	大気・特定化学物質担当
公共用水域等の調査	昭和46年度から測定計画に基づいて実施しており、令和5年度は、39河川58地点、2湖沼6地点において、生活環境項目(9項目)、健康項目(26項目)、要監視項目(25項目)、水生生物保全項目(3項目)、特定項目(1項目)、特殊項目(2項目)及びその他項目(9項目)について年1~12回の測定を行った。また、地下水については、50地点(井戸)において、環境基準項目(27項目)、要監視項目(23項目)及びその他項目(7項目)について、年1~2回の測定を行った。	水質担当
瀬戸内海広域総合水質調査	瀬戸内海関係府県が環境省の委託を受け、昭和47年度から実施しており、令和5年度は、春季、夏季、秋季、冬季の年4回にわたり、生活環境項目、クロロフィル-a、全有機炭素、栄養塩類等について、大分県地先海域の15地点(2層)の測定を行った。	水質担当
海水浴場水質調査	県下の主要海水浴場の水質の状況を把握するとともに、一般に公表し県民の利用に資するために昭和47年から実施しており、令和5年度は、6海水浴場について、遊泳期間前2回、遊泳期間中1回の調査を行った。	水質担当 微生物担当
工場・事業場の排水監視に伴う水質調査	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく規制対象事業場等の排水監視のため、令和5年度は、171事業場の205の排水について水質測定を行った。	水質担当
産業廃棄物調査	産業廃棄物最終処分場の維持管理状況を監視・指導するため、放流水、浸出水及び監視用井戸水について調査を実施している。令和5年度は、生活環境項目や健康項目等について、20処分場の104の放流水等の水質測定を行った。	水質担当
温泉調査	温泉法に基づき、現地(湧出地)及び試験室において、令和5年度は、依頼検査3件と行政検査34件の温泉分析を行った。	水質担当 微生物担当

表 衛生 2 大気汚染等に関する調査分析件数

(令和 5 年度)

区 分	行政検査		依頼検査		委託業務検査		調査研究		計	
	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数
総 計	589	32,548			181	267	307	2,540	1,077	35,355
微小粒子状物質(PM2.5)成分分析調査	224	5,264							224	5,264
有害大気汚染物質調査	216	876							216	876
浮遊粉じん調査	12	60							12	60
大気汚染常時監視	120	25,368							120	25,368
交通環境・一般環境調査	5	932							5	932
その他	12	48							12	48
環境放射能調査					181	267			181	267
酸性雨調査							307	2,540	307	2,540
大気環境に関する調査研究										

表 衛生 3 水質汚濁等に関する調査分析件数

(令和 5 年度)

区 分	行政検査		依頼検査		委託業務検査		調査研究		計	
	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数
総 数	994	13,954	3	161	70	1,448			1,067	15,563
公共用水域等の調査	529	8,040							529	8,040
海水浴場調査	66	132							66	132
工場・事業場排水監視水質調査	205	1,117							205	1,117
産業廃棄物調査	104	1,981							104	1,981
温泉分析	34	1,813	3	161					37	1,974
その他	56	871							56	871
瀬戸内海広域総合水質調査					64	1,376			64	1,376
化学物質環境実態調査					6	72			6	72

10 第3次環境基本計画の進捗状況

表 環境指標一覧

基本目標Ⅰ 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	R5	R5		達成・概ね達成・未達	
1	自然公園指導員の委嘱数	人	78	79	65	82.3%	未達	自然保護推進室
2	景観行政団体	団体	12	18	18	100.0%	達成	都市・まちづくり推進課
3	NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数	件	80	98	111	113.3%	達成	自然保護推進室
4	鳥獣保護区特別保護地区の面積	ha	548	658	658	100.0%	達成	森との共生推進室
5	災害に強い森林づくり実施面積(累計)	ha	-	25	44	176.0%	達成	森林整備室
6	低コスト再造林面積	ha	466	980	1,088	111.0%	達成	森林整備室
7	ジオガイドの活動回数	回	14	168	150	89.3%	未達	自然保護推進室
8	一人あたりの都市公園面積	m ² /人	13.1	13.5 (R4)	13.9 (R4)	103.0%	達成	公園・生活排水課
9	森林ボランティア活動への参加者数	人	12,902	13,600	12,309	90.5%	概ね達成	森との共生推進室
10	人工海浜の箇所数	箇所	5	6	7	116.7%	達成	港湾課
11	多面的機能支払交付金制度事業計画認定面積	ha	20,514	27,600	24,887	90.2%	概ね達成	農地・農村整備課
12	中山間地域等直接支払制度協定締結面積	ha	16,065	16,100	15,835	98.4%	概ね達成	地域農業振興課
13	漁場再生面積	ha	20,975	38,682	64,900	167.8%	達成	水産振興課
14	国、県指定文化財数	件	894	940	944	100.4%	達成	文化課
15	県立歴史博物館、県立先哲史料館、埋蔵文化財センターの利用者数	千人	101	142	159	111.7%	達成	文化課
16	モニタリングを行う源泉数	個	16	35	34	97.1%	概ね達成	自然保護推進室

基本目標Ⅱ 循環を基調とする地域社会の構築

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	R5	R5		達成・概ね達成・未達	
17	PM2.5の環境基準達成日率	%	96.6	99.4	100.0	100.6%	達成	環境保全課
18	光化学オキシダント環境基準達成時間率	%	94.2	97.6	95.2	97.5%	概ね達成	環境保全課
19	対策を講じる主要渋滞箇所数(累計)	箇所	—	25	29	116.0%	達成	道路建設課
20	道路交通騒音の環境基準達成率	%	94.3	95.8	97.8	102.1%	達成	環境保全課
21	海域の環境基準達成率	%	66.7 (H25)	94.7	94.7	100.0%	達成	環境保全課
22	河川の環境基準達成率	%	83.7 (H25)	97.7	90.7	92.8%	概ね達成	環境保全課
23	生活排水処理率	%	72.3	86.5	82.8	95.7%	概ね達成	公園・生活排水課
24	地下水水質調査地点数(累計)	地点	3,303	4,200	4,291	102.2%	達成	環境保全課
25	水環境保全活動団体数	団体	50	89	98	110.1%	達成	環境政策課
26	海岸清掃参加者数	人	14,128	25,206	17,489	69.4%	未達	循環社会推進課
27	ごみ総排出量	t	415,962 (H25)	372,813 (R4)	384,545 (R4)	96.9%	概ね達成	循環社会推進課
28	一般廃棄物リサイクル率	%	20.3 (H25)	24.2 (R4)	18.3 (R4)	75.6%	未達	循環社会推進課
29	産業廃棄物リサイクル率	%	64.0 (H25)	64.3 (R4)	70.1 (R4)	109.0%	達成	循環社会推進課
30	産業廃棄物最終処分率	%	2.3 (H25)	2.0 (R4)	2.4 (R4)	80.0%	未達	循環社会推進課
31	レジ袋削減枚数(累計)	百万枚	522	1,252	1,131	90.3%	概ね達成	環境政策課
32	廃棄物系バイオマス利用率	%	95.8 (H25)	98.7 (R4)	97.6 (R4)	98.9%	概ね達成	農林水産企画課
33	未利用バイオマス利用率	%	65.0 (H25)	80.1 (R4)	79.5 (R4)	99.3%	概ね達成	農林水産企画課

基本目標Ⅲ 地球温暖化対策の推進

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	R5	R5		達成・概ね達成・未達	
34	二酸化炭素排出量(家庭、業務、運輸部門合計)	千t-CO ₂	7,475 (H25)	6,228 (R3)	4,597 (R3)	126.2%	達成	環境政策課
35	省エネ診断受診件数(単年)	件	-	700	1,297	185.3%	達成	環境政策課
36	エコアクション21登録件数(累計)	件	39	144	130	90.3%	概ね達成	環境政策課
37	大分県ノーマイカーウィーク年間モニター事業所登録数	件	379	428	433	101.2%	達成	環境政策課
38	エコエネルギー導入量	TJ	41,398	56,889	58,664	103.1%	達成	新産業振興室
39	クリーンエネルギー自動車の導入台数	台	45,430	142,393	137,018	96.2%	概ね達成	新産業振興室
再掲	低コスト再造林面積	ha	466	980	1,088	111.0%	達成	森林整備室
40	温暖化適応品種の導入割合(ぶどう品種:シャインマスカット)	%	-	18.0 (R3)	23.0 (R3)	127.8%	概ね達成	園芸振興室
41	熱中症一時休憩所設置箇所数	箇所	-	600	572	95.3%	概ね達成	健康政策・感染症対策課
42	大分県地球温暖化防止活動推進員等による情報発信件数(年間)	件	-	250	505	202.0%	概ね達成	環境政策課

基本目標Ⅳ 環境を守り育てる産業の振興

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	R5	R5		達成・概ね達成・未達	
43	県支援による新エネ研究開発・事業化件数(累計)	件	24	78	80	102.6%	達成	新産業振興室
44	県支援による廃棄物再生利用等施設導入件数(累計)	件	25	79	86	108.9%	達成	工業振興課
45	大分県リサイクル認定製品数(累計)	件	243	394	383	97.2%	概ね達成	循環社会推進課
46	化学肥料の使用量	t以下	4,666 (H25)	4,456 (R4)	1,774 (R4)	111.6%	達成	地域農業振興課
47	農薬の使用量	t以下	1,248 (H25)	1,222 (R4)	1,100 (R4)	110.0%	達成	地域農業振興課
48	グリーンツーリズム宿泊延べ人数	人泊	23,416	23,930	6,296	26.3%	未達	観光誘致促進室

基本目標Ⅴ すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	R5	R5		達成・概ね達成・未達	
49	県民一斉おおいとうつくし大行動への参加者数	人	354,556	389,000	362,764	93.3%	概ね達成	環境政策課
50	キャンドルナイトへの参加施設数	団体	2,765	3,333	3,300	99.0%	概ね達成	環境政策課
51	環境基本計画策定市町村数	市町村	9	12	13	108.3%	達成	環境政策課
52	環境教育参加者数(累計)	人	63,082	126,000	157,242	124.8%	達成	環境政策課
53	大分環境学習サイト「きらりんネット」年間アクセス件数	件	7,154	21,520	39,244	182.4%	達成	環境政策課

11 「第3次大分県環境教育等行動計画」令和5年度実績調査票

表 指標一覧

I 人材の育成と活用

	指標項目	単位	基準年度	目標値	目標値	実績値	達成率	担当課
			H30	R1	R5	R5		
1	環境教育参加者数(累計)	人	106,347	98,000	126,000	157,242	124.8%	環境政策課
2	幼児向け環境ワークショップ参加者数(単年度)	人	170	-	210	340	161.9%	環境政策課

II 参加の場や機会づくり

	指標項目	単位	基準年度	目標値	目標値	実績値	達成率	担当課
			H30	R1	R5	R5		
1	環境教育参加者数(累計)[再掲]	人	106,347	98,000	126,000	157,242	124.8%	環境政策課
2	NPO等と協働した児童生徒に対する体験型環境教育の実施(単年度)	団体	15	-	10	9	90.0%	環境政策課
3	ユネスコエコパークや日本ジオパーク、世界農業遺産等を活用した環境教育実施校数(単年度)	校	117	130	132	118	89.4%	義務教育課
4	高等学校での地域と協働した環境教育の実施件数(単年度)	件	66	80	88	90	102.3%	高校教育課
5	ユネスコスクール登録数(累計)	校	5	12	9	4	44.4%	高校教育課
6	市町村教育委員会及び公民館が実施した環境教育関係学級・講座数(単年度)	回	31	36	41	37	90.2%	社会教育課
7	幼児・児童向け環境劇の公演(単年度)	回	30	25	30	38	126.7%	環境政策課
8	幼児向け環境ワークショップ参加者数(単年度)[再掲]	人	170	-	210	340	161.9%	環境政策課
9	こどもエコクラブ参加メンバー数(単年度)	人	1,606	1,450	1,745	1,425	81.7%	環境政策課
10	エコアクション21登録件数(累計)	件	95	104	144	130	90.3%	環境政策課
11	森林学習体験児童数(単年度)	人	4,939	-	4,500	8,898	197.7%	森との共生推進室
12	水生生物調査団体数(単年度)	団体	13	-	14	22	157.1%	環境保全課
13	体験の機会の場合認定件数(累計)	件	-	-	4	1	25.0%	環境政策課
14	地域ESD活動推進拠点の登録件数(累計)	件	1	-	3	2	66.7%	環境政策課

Ⅲ 協働取組の推進

	指標項目	単位	基準年度	目標値	目標値	実績値	達成率	担当課
			H30	R1	R5	R5		
1	環境教育参加者数(累計)[再掲]	人	106,347	98,000	126,000	157,242	124.8%	環境政策課
2	NPO等と協働した児童生徒に対する体験型環境教育の実施(単年度)[再掲]	団体	15	-	10	9	90.0%	環境政策課
3	幼児・児童向け環境劇の公演(単年度)[再掲]	回	30	25	30	38	126.7%	環境政策課
4	幼児向け環境ワークショップ参加者数(単年度)[再掲]	人	170	-	210	340	161.9%	環境政策課
5	森林学習体験児童数(単年度)[再掲]	人	4,939	-	4,500	8,898	197.7%	森との共生推進室

Ⅳ 教材・学習プログラムの整備と活用

	指標項目	単位	基準年度	目標値	目標値	実績値	達成率	担当課
			H30	R1	R5	R5		
1	おおいた環境学習サイト「きらりんネット」年間アクセス件数(単年度)	件	19,169	9,000	19,400	39,244	202.3%	環境政策課

Ⅴ 効果的な情報提供

	指標項目	単位	基準年度	目標値	目標値	実績値	達成率	担当課
			H30	R1	R5	R5		
1	おおいた環境学習サイト「きらりんネット」年間アクセス件数(単年度)[再掲]	件	19,169	9,000	19,400	39,244	202.3%	環境政策課

語句説明・索引

※ページ数は主なページを記載しています。

[あ]

愛知目標 (p5)

2010年(平成22年)に愛知県で開催された第10回生物多様性条約締約国会議(COP10)において採択された、2020年までを目標とする20項目からなる生物多様性保全を図るための個別目標のこと。

アイドリングストップ (p12)

自動車の駐・停車時における不必要なアイドリングを停止することで、大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を大幅に抑制できる。

赤潮 (p24)

海中のプランクトンが異常増殖し、海水の色が変わる現象。発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内で、雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害の原因として、①赤潮プランクトンが魚介類のエラに詰まって窒息する、②赤潮プランクトンの細胞分裂のため、海水中のDOが欠乏する、③有害物が赤潮プランクトンにより生産排出される、④細菌が増殖するなどの諸説がある。

悪臭防止法 (p65)

工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの(昭和46年法律第91号)。

アドベンチャーツーリズム (p133)

「アクティビティ」、「自然」、「異文化体験」の3つの要素のうち2つ以上で構成される旅行形態のこと。

[い]

硫黄酸化物(SOX) (p52)

二酸化硫黄(亜硫酸ガス:SO₂)や三酸化硫黄(無水硫酸:SO₃)など硫黄酸化物の総称である。重油、石炭など硫黄を含む燃料の燃焼によって発生し、一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄である。人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりするた

め大気汚染の原因物質の一つとして重視されている。環境基準は、二酸化硫黄について定められている。

一酸化炭素(CO) (p52)

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害するため、高濃度になると貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。主な発生源は自動車である。

一般廃棄物 (p44)

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

[う]

上乘せ排水基準 (p81)

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、全国一律の排出基準又は排水基準に代えて適応するものとして、都道府県知事が条例で定める、より厳しい排出基準又は排水基準をいう。

[え]

エコアクション21 (p29)

事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めたもの。認証取得により企業価値が向上し、取引先の拡大等につながる。

エコエネルギー (p6)

温室効果ガスの排出の少ない、環境に優しいエネルギーのことで、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネルギー法)」で定める太陽光発電や風力発電のほか、大分県の自然的特色を考慮して、地熱、水力、海洋エネルギーを含めたエネルギーの総称。

エコドライブ (p29)

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用。優しい発進を心がけたり無駄なアイドリングを止めることで燃費の節約に努め、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。

エコふぁみ (p29)

九州エコファミリー応援アプリの通称。九

州7県で共同運営している環境アプリ。毎日エコチェックやエコ記録等の取組を行うことでポイントがたまり、景品があたる。個人が環境活動に取り組むきっかけづくりを目的としている。

エコマネー (p42)

「お金」ではなく、ボランティア清掃やマイバッグ運動などの「環境に配慮した行動」に取り組んだ方々に「感謝の心」を表現する手段として交付するもの。

【お】

おおいたうつくし作戦 (p7)

大分県の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、身近な環境保全活動から地域活性化につながる活動まで、幅広く展開する県民運動。うつくしの「う」は海（海、河川などの豊かな水、貴重な干潟など）、「つ」は土（肥沃な土壌、大地、温泉、ジオサイトなど）、「く」は空気（澄んだ大気、さわやかな風）、「し」は森林（豊かな自然の象徴）を表す。

大分県エコエネルギー導入促進条例 (p6)

エネルギー問題は二十一世紀の大きな課題であることを考え、地球環境を守り、限りある資源を次の世代へと引き継ぐため、各地域でのエコエネルギーの導入促進が重要であるという認識から、平成15年3月に制定（平成15年4月1日施行）。

国の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条に規定する定義を基本として、「地熱発電」「水力発電」「海洋エネルギー」を加えて、「エコエネルギー」と定義（第2条）している。新エネルギー関係条例では北海道、宮城県、岩手県に続き4番目の制定。

大分県環境基本条例 (p6)

環境保全に関する基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、基本理念実現のために県が講ずる基本的施策などを規定し、県の環境保全に対する姿勢を県民に宣言する意味合いをもつ条例で、平成11年9月に制定。

大分県グリーン購入推進方針 (p148)

県の事務、事業における環境負荷の少ない製品やサービスの優先的な調達を総合的かつ計画的に推進する県の調達方針。県内における環境物品等の市場形成、開発促進を図るとともに、県民、事業者等の環境物品等の購入への転換を促すことを目的とする。

大分県産業廃棄物税条例 (p6)

循環型社会を構築するために、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の取組を誘導するとともに、産業廃棄物の適正な処理を推進する財源を確保するため、平成17年4月1日から施行された。徴収した産業廃棄物税の使途事業は①排出抑制・再生利用の推進②適正処理の推進③基盤整備の推進④啓発広報等の推進の4事業である。

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 (p6)

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的に、平成17年7月に制定し、平成17年10月から（一部は平成18年4月から）施行している。①産業廃棄物処理施設等の設置等②県外産業廃棄物の搬入③産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本を柱としている。

おおいたの重要な自然共生地域 (p116)

身近な自然で生物多様性が保たれている又は希少野生動植物が生息・生育している地域のうち、自然公園法等による法的規制がない又は弱い地域を中心に大分県が選定する地域。

大分県森林環境税 (p126)

林業生産の低迷や農山村の過疎高齢化等により森林の荒廃が進んでいることから、水源のかん養や地球温暖化防止など大切な機能を持つ森林を住民みんなで支えるシステムの構築を目的に、平成18年に導入した県民に広く負担を求める県民税。税収は、森林資源の循環利用や安心安全の森づくり、県民の森づくり意識の醸成等に充てられる。

大分県長期総合計画 (p10)

県行財政運営の長期的、総合的な指針を示したものであり、県民と行政が目指すべき目標を共有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにしたもの。大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」が令和6年度末で終期を迎えるため、新たな大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」が策定された。

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 (p6)

大分県環境基本条例第3条の基本理念にのっとり、土砂等の埋立等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに崩落等による災害の発生の未然防止を目的とし、埋立等の面積が3,000㎡以上の特定事業について許可制を採用している（平成18年大分県条例第41号）。

大分県農薬指導士 (p105)

農薬の安全使用・適正販売の確保を図るため、農林水産省通知（昭和62年農蚕第6166号）に基づいて、大分県が定めた「大分県農薬指導士認定推進要領」の規定による認定制度である。この認定制度は、農薬取締法等関係法令及び適正な農作物防除や農薬販売等に必要とされる基礎的・専門的知識の普及・定着を推進し、これらの知識を有する者を養成することを目的とする。

大分県廃棄物処理計画 (p16)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に規定された都道府県廃棄物処理計画であり、廃棄物を減量・リサイクルし、適切な処理を確保していくための総合的かつ計画的な施策の推進を目的に策定された。第5次計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年となっている。

おおいたプラごみゼロ宣言 (p42)

県民・事業者・行政が連携、協力し、本県のかげがえのない自然環境を次の世代に確実に継承するため、新たに発生するプラスチックごみゼロを掲げ、排出抑制、資源循環、適正処理と清掃活動に県民総参加で取り組んでいくことを宣言（令和5年8月）。

オゾン層 (p12)

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。近年フロンガスなどによるオゾン層の破壊が大きな問題となっている。

汚濁負荷量 (p75)

環境中に一定時間内に排出される汚濁物質の総量を表すもので、mg/L等で表される汚濁物質の濃度概念と対比される。汚濁負荷量は、濃度×排出水量（排出量）で算出される。例えば、BOD1,000mg/L(=1kg/m³)の排水を1,000m³/日排出する場合、BOD汚濁負荷量は1,000mg/L×1,000m³/日=1,000kg/日と算出される。

汚泥 (p45)

工場排水等の処理後に残った泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生じた泥状のものであって、有機性及び無機性のものすべてを含むものである。

温室効果ガス (p4)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことをいう。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒

素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7物質が温室効果ガスとして定義されている。

温泉法 (p131)

温泉を保護しその利用の促進を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として昭和23年に制定された法律。温泉の定義（摂氏25度以上の温度又は法に定める成分を有する地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気、ガス）、温泉の保護（温泉を掘削・増掘する場合、動力で汲み上げる場合には都道府県知事の許可が必要）、温泉の利用（温泉を公共の入浴又は飲用に供しようとする場合は、都道府県知事の許可が必要）、国民保養温泉地の指定などについて規定されている。

[か]**カーボンニュートラル (p21)**

「パリ協定」の目標達成に向け、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成し、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすること。

カーボンリサイクル (p29)

二酸化炭素を資源として捉え、分離・回収して様々な製品や燃料に再利用すること。

かおり風景100選 (p65)

近年増加している、都市・生活型公害化した悪臭問題を解決するため、身のまわりの不快なおいを低減し、快適なおい環境を創造しようとする地域の取組の促進を目的として、平成13年度に、良好なかおりとその源となる自然や文化-かおり環境-を保全・創出しようとする地域の取組を支援する一環として、かおり環境として特に優れたもの100地点を環境省が選定した。

核種分析 (p106)

自然界には種々の元素があるが、同じ元素でも原子核の重さの違いによって同位元素（アイソトープ）が存在する。そこで、一つ一つの原子核を区別して考えるとき、核種という言葉が使われる。例えば、Co（コバルト）という元素を例にとると、自然界には⁵⁹Co（コバルト-59）という核種のみが存在し、原子炉の中では⁶⁰Co（コバルト-60）という核種が作られている。そして、⁵⁹Coは放射能を持たないので安定核種、放射能を持つ⁶⁰Coは放射性核種と呼ばれる。そこで種々の環境試料を調べ、その中の放射能がどのような核種に由来するかを調べることを核種分析という。

環境影響評価[環境アセスメント] (p145)

環境汚染や自然環境の破壊を未然に防止するため、開発行為が環境に及ぼす影響についてあらかじめ回避・低減するための情報公開に基づく手続き、このための調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、これに対する意見を求める。これらの意見を反映して事業の実施に際し、環境影響の回避・低減にどう努めるかを事業者は説明し、環境保全対策を実行する。こうして公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続等をいう。環境基本法第20条において「土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるもの」と規定されている。

環境 NPO 法人 (p135)

特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づいて県知事からの設立の認証を受けた法人（NPO 法人）のうち、環境の保全を図る活動を行う法人。

環境技術 (p15)

我々を取り巻く様々な環境問題を解決・改善するための技術を総称して「環境技術」と呼ぶ。具体的には排ガス処理などの公害対策技術、有害化学物質処理技術、廃棄物・リサイクル対策技術、地球温暖化対策技術など広範に渡っている。

環境基準 (p52)

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（行政上の目標基準）として、環境基本法第16条に定義されている。

環境基本法 (p5)

地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、平成5年に制定された。環境省所管。基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

環境教育アドバイザー (p135)

大分県が、地域や学校等で開催される環境に

関する講演会や研修会等に講師を無償で派遣する制度で、平成16年度から運用している。第4次大分県環境基本計画から新しく「グリーンアップおおいアドバイザー」として運用する。

環境指標 (p9)

環境施策の適切かつ効果的な進行管理を図るため、主要な施策について計画の中間年度及び目標年度において達成することをめざした数値目標。

環境美化の日 (p13)

環境美化についての関心と理解を深めることに繋がるような行事の実施を通じて、県民や事業者環境保全活動に対する取組の意欲の向上を図り、美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進していくことを目的として美しく快適な大分県づくり条例第9条に規定されたもの。

環境負荷 (p9)

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。工場・事業場からの排水、排出ガスや生活排水、ごみ、自動車排ガスなどはもとより、自然が損なわれることの原因となるもの、二酸化炭素のように蓄積した結果として支障を生ずる可能性のあるものも含む。

環境マネジメントシステム (p138)

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。認証制度として「ISO14001」と「エコアクション21」がある。

[き]**気候変動適応計画 (p26)**

気候変動適応法の規定に基づき、気候変動による様々な影響に対し、全体で整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年11月に策定された。農林水産業、自然災害、健康等の各分野で気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すものである。

気候変動適応法 (p27)

気候変動への適応を推進することを目的として、平成30年に制定された。環境省所管。本法では、政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、

国立環境開発法人国利環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を実施することが定められている。地域においては、都道府県及び市町村地域適応計画の策定、地域気候変動適応センターの確保を努力義務としている。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) (p25)

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画及び世界気象機関の共催により 1988 年 11 月に設けられた国連機関のひとつ。

揮発性有機化合物 (VOC) (p52)

揮発性有機化合物で Volatile Organic Compounds の略。代表的な物質として、トルエン、キシレン、酸化エチルなど。主なもので約 200 種類。塗料溶剤 (シンナー)、接着剤、インキ、一部大分県の洗浄剤等に含まれる。

SPM や光化学オキシダントの原因物質の一つ。規制の対象となる VOC については、大気汚染防止法において、「大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物 (浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)」と定義している (第 2 第 4 項)。

気体の状態で大気中に排出され、又は飛散する有機化合物は、一部の物質を除き、大気中における光化学反応の結果、オキシダント (オゾン等) を生成する。また、光化学反応の結果、VOC が低揮発性の有機化合物を生成し、それが凝縮等により、浮遊粒子状物質を生成する。

吸収源 (p26)

二酸化炭素等の温室効果ガスを吸収する森林や海洋等のこと。

休猟区 (p117)

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止されている区域で、3 年を限度として狩猟者のために設定される区域である。

京都議定書目標達成計画 (p26)

日本の温室効果ガス総排出量を 1990 年に比べ 6%削減することを定めた京都議定書の順守に向け、政府が平成 17 年 4 月にまとめた行動計画。全体の約 9 割を占める二酸化炭素 (CO₂) について、省エネ機器の普及などで同年比 0.6%増に抑制。他のガスの削減や CO₂ の森林吸収効果、京都メカニズムの活用などを合わせて全体として目標を達成するとの内容。

[く]

空間線量 (p106)

空間における放射線の量 (強さ) であり、一般に大気、大地からの γ 線、宇宙線等が含まれる。なお、単位時間当たりの線量を線量率といい、nGy/h (ナノグレイ/時) の単位で表す。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (p148)

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、(1) 国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、(2) 情報提供の充実により、環境物品等への需要の転換を促進することを目的としている。平成 12 年 5 月制定、平成 13 年 4 月 1 日完全施行。

グリーンアップおおいた (p6)

本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進める「環境先進県おおいた」を目指す県民運動。

グリーンアップおおいたアドバイザー (p135)

グリーンアップおおいたの一環として、県が地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に派遣する講師。

グリーンアップおおいた実践隊 (p137)

県内各地で環境保全活動を通してグリーンアップおおいたを実践する団体。

[け]

K 値 (p52)

大気汚染防止法で定められた定数で、施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する。K 値は、地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

[こ]

光化学オキシダント (p53)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成する二次汚染物質で、オゾン (O₃)、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) 等の酸化性物質の総称である。

公共用水域 (p23)

水質汚濁防止法で用いられている公共用水域とは、社会通念上広く一般の利用に開放された水域のみならず、かんがい用水路、道路側溝等を含むものとして次のように定義されている。河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続

する地域公共管渠、かんがい用水路その他の公共のように供される水路（終末処理場を有する公共下水道及び流域下水道を除く。）をいう。

国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関（p85）

水道法に定める定期及び臨時の水質検査を依頼する場合は、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に依頼しなければならない。

県内を検査区域に定めている機関は複数あり、その内検査施設を県内に有している機関は、(公社)大分県薬剤師会、(株)住化分析センターの2社である。

固定発生源（p52）

大気汚染物質の発生源は固定発生源と移動発生源に大別される。固定発生源としては、工場のボイラー、加熱炉、焼成炉等の生産設備と事業場の冷暖房用ボイラー、焼却炉等がある。移動発生源としては自動車、船舶等がある。

[さ]

30by30 目標（p116）

2030年までに陸と海の30%以上を保護地域とOECM（2010年の愛知目標で概念化されたもので、2018年のCOP14で「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」と定義された。）により保全しようとする目標。

再生可能エネルギー（p36）

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負担が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・温泉熱・太陽光・風力・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

再造林（p32）

人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。県内ではスギ・ヒノキ人工林の伐採後、林業適地には再びスギ・ヒノキの苗木を植栽することが多い。

里山（p107）

薪や落葉、きのこや山菜の採取など、住民の生活と密接に関わってきた集落の近くに広がる身近な山林などをいう。

産業廃棄物（p6）

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など20種類の廃棄物のこと。

産業廃棄物監視員（p46）

産業廃棄物の適正処理を推進し、不法投棄や野外焼却の防止を図るため、県及び各保健所に配置している。①産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物排出業者、産業廃棄物の資源化再生利用者の事業場等の監視指導②産業廃棄物の不法投棄、野外焼却等の不適正処理の調査及び行為者に対する指導等を主な業務としている。

酸性雨（p35）

石炭や石油などの化石燃料の燃焼などにより硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中へ放出され、これらのガスが雲に取り込まれた後、化学反応により硫酸イオンや硝酸イオンなどに変化して、雨の核となったり、降下する雨滴に取り込まれたりして酸性の雨として降下する現象をいう。一般的には、pHが5.6以下の雨水が酸性雨とされており、森林や農作物に被害を与えたり、河川や湖沼を酸性化し、魚類等の生息できない環境にするなど、生態系に大きな影響が及ぼすことが懸念される。

[し]

GX（ジーエックス）（p36）

グリーントランスフォーメーション（Green Transformation）の略。温室効果ガスの排出削減と経済成長をともに実現すべく、化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やそれに向けた活動のこと。

J-クレジット制度（p31）

省エネ設備の導入や再エネ利用による二酸化炭素等の排出削減量、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。企業が二酸化炭素削減目標を達成するために、自社の努力だけでは削減量が不足する場合等にクレジットを購入する。森林事業者は、クレジットによる資金を活用して森林管理を強化するなど、持続可能な林業経営が可能となる。

ジオパーク（p133）

地球科学的、歴史・文化的に貴重な地質遺産等を保全し、調査研究を行うとともに、教育学習活動やツーリズム等に有効活用する取り組みを行う地域のこと。大地（Geo）と公園（Park）を組み合わせた造語。2025年1月現在48地域が日本ジオパークに認定されている。

自然海浜保全地区 (p7)

水際線付近において砂浜等に類する自然の状態が維持されているものや、海水浴、潮干狩りなど公衆に利用され、将来にわたりその利用が行われることが適当であると認められるもの。

持続可能な開発のための教育 (p134)

Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教) の略。持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが、世界の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育む教育のこと。

循環型社会 (p5)

廃棄物の 3R (発生抑制・再使用・再利用) を推進し、また適正に処理することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

循環型社会形成推進基本計画 (p5)

平成 12 年 6 月公布の循環型社会形成基本推進法第 15 条に基づき、平成 15 年 3 月策定。循環型社会のイメージとして、良いものを大事に使う「スロー」なライフスタイル (くらし)、環境保全志向のものづくり・サービスの提供 (ものづくり)、廃棄物等の適正な循環的利用・処分システムなど (廃棄物) を提示している。平成 30 年 6 月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、国内外を問わず低炭素社会や自然共生社会、循環型社会の形成に向けた取組を統合することや、地域や 3R の国民運動を提示している。

循環型社会形成推進基本法 (p5)

廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本指針、関係主体の責務等を定めた法律 (平成 12 年法律第 110 号)。

浄化槽 (p88)

し尿等を微生物の作用による腐敗や酸化分解等によって処理し、公共用水域等に放流するための設備又は施設をいう。し尿のみを処理する設備又は施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活排水 (厨房排水、洗濯排水等) を併せて処理する設備又は施設を合併処理浄化槽という。

振動規制法 (p64)

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること

等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの (昭和 51 年法律第 64 号)。

[す]**水生生物による水質調査 (p79)**

川には、サワガニ、トビケラ、ヘビトンボ、カワゲラなどいろいろな水生生物が生息しており、これらの生息の状況が水の汚れと密接に関連していることを利用した、生物を指標とする川の水質調査法である。

スマートコミュニティ (p37)

環境に優しい再生可能エネルギーを最大限活用し、蓄電や IT 制御技術により、電力や熱など最適なエネルギーの需給バランスを図る仕組みを兼ね備えた街や地域の総称。

3R (p40)

リデュース (発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル (再生利用) のこと。

[せ]**生活排水 (p12)**

便所、台所、風呂、洗濯及び炊事等の家庭生活を営む上で排出される汚水のことで、公共用水域に排出されるもののうち産業排水を除いたもの。生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水という。

生態系 (p35)

ある地域に生息・生育する生産者 (植物)、消費者 (動物)、分解者 (微生物) からなる生物群集とそれを取り巻く大気、水、土、光などの無機的環境を合わせた一つの機能系。地域全体を一つの生態系と見なすこともある。

生物多様性 (p4)

地球上の生物の多様さとともに、その生息・生育環境の多様さを表す概念であり、生態系の多様性、種間 (種) の多様性、種内 (遺伝子) の多様性という 3 つのレベルの多様性を指す。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

生物多様性基本法 (p5)

平成 20 年法律第 58 号。国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。生物多様性に関する施策を統合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

[そ]

騒音規制法 (p62)

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの（昭和 43 年法律第 98 号）。

騒音に係る環境基準 (p62)

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準で、地域の類型及び時間の区分ごとに指定される。航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音を除く一般騒音に適用される。

総量規制 (p81)

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限界にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方法は、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染（濁）物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難であるため、その解決手段として総量規制制度が導入されている。

[た]

ダイオキシン類 (p100)

ダイオキシン類対策特別措置法によって定義された一群の有機塩素化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFS）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCBs）の総称である。ベトナム戦争で使われた枯葉剤にダイオキシンが不純物として含まれており、奇形児が生まれると言われている。近年、我が国でもゴミ焼却場から排出されるダイオキシン類が社会問題となっていたが、ダイオキシン類対策特別措置法の施行後は、環境中への排出量が少なくなっている。

大気汚染防止法 (p5)

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としたもの（昭和 43 年法律第 97 号）。

多自然川づくり (p119)

洪水など治水上の安全性を確保しつつ、瀬や淵、河畔林等の現存する良好な環境資源をできるだけ残すなど、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するとともに、河川景観や地域の暮らし、歴史・文化との調和に配慮した川づくりのこと。

脱炭素社会 (p4)

今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成する社会のこと。

炭化水素 (HC) (p55)

炭素と水素からなる化合物の総称で、光化学オキシダントの原因物質の一つである。主な発生源としては、塗装・印刷工場、重油等の貯蔵タンク、自動車等がある。環境基準は設定されていないが、中央公害対策審議会（当時）により光化学オキシダントの生成を防止する観点から、非メタン炭化水素についての指針値が示されている。

[ち]

地球温暖化対策計画 (p26)

地球温暖化対策の総合的活計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法に基づいて策定する地球温暖化に関する総合計画である。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民が講ずべき措置に関する基本的事項、中期目標（2030 年度 2013 年度比で 46%減）等の目標達成のために国、地方公共団体が高ずべき施策等について記載されている。

地球温暖化防止活動推進員 (p30)

地球温暖化対策の推進に関する法律第 37 条に基づき都道府県知事が委嘱する、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化防止に関する知識の普及や温暖化防止の取組を推進する運動員。

地球温暖化防止活動推進センター (p29)

地球温暖化対策の推進に関する法律第 24 条の規定に基づき、設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。都道府県知事等が、当該都道府県等の区域に 1 つだけ指定することができる。

窒素酸化物 (NOX) (p35)

化石燃料の燃焼によって発生する窒素と酸素の化合物の総称であり、大気中の窒素酸化物の主なものは一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）である。石油、ガス等が燃焼する際に発生し、燃焼過程では最初に一酸化窒

素として排出され、これが空気中の酸素と結合して徐々に二酸化窒素に変わる。発生源は、工場・事業場、自動車から家庭の厨房施設など多種多様である。人の呼吸器に影響を与えるほか、光化学オキシダントの原因物質の一つである。環境基準は、二酸化窒素について定められている。

長期的評価と短期的評価 (p56)

長期的評価とは、地域の大气汚染に対する施策の効果等を的確に判断する目的で、1年を単位とした測定結果について、環境基準の達成状況を評価する方法である。短期的評価とは、監視を行った時間又は日々の測定結果について、環境基準の達成状況を評価するものである。

鳥獣保護区 (p117)

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、狩猟行為が禁止されている区域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では、野生動植物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

[て]

テレメータシステム (p56)

環境中の汚染物質の濃度などを自動測定器で測定し、得られたデータをネットワークを経由して監視室に送信し、監視室のコンピュータで集中管理するシステムをいう。このシステムは現在、環境監視用と発生源監視用の2種類がある。

[と]

投光器の使用 (p13)

美しく快適な大分県づくり条例では、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用することを禁止している(第32条)。なお、光害とは照明機器から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下、動植物への影響、天体観測への障害等人の活動及び動植物に悪影響が生ずることをいう(第31条)。

[な]

75%水質値 (p67)

年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値をもって75%水質値とする($0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

[ね]

ネイチャーポジティブ(自然再興)(P5)

自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させること。生物多様性国家戦略2023-2030では、2030年ミッション

として「2030年までに『ネイチャーポジティブ:自然再興』を実現する。」ことを掲げている。

[は]

ばい煙 (p52)

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、合成、その他の処理に伴い、工場等の煙突から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質をいう。ばいじんはボイラー、電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質は、カドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康や生活環境に有害な物質をいう。

[ひ]

干潟 (p116)

内湾に流入する河川の河口やその沿岸において干潮時に露出する砂泥域で、河川流や沿岸流によって砂や泥が堆積して形成される。

微小粒子状物質 (PM2.5) (p52)

大気中に浮遊している $2.5 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m}$ は 1mm の千分の1)以下の小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

[ふ]

富栄養化 (p86)

海洋や湖沼で窒素、リン等の栄養塩類の少ないところは、プランクトンが少なく、透明度も大きい。このような状態を貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、富栄養へと変化する現象を富栄養化という。

不法投棄 (p44)

ごみを定められた以外の場所、例えば山林や河川敷等に不法に投棄する行為のことで、環境破壊を招いている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている。

浮遊粉じん (p58)

大気中に気体のように長時間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子をいう。粒径がだいたい $0.5 \sim 10 \mu\text{m}$ の範囲で、都市の浮遊粉じんは、主として炭素分とタール分からできている。浮遊粉じんは非常に小さく、自分の

重さでは落下しないで浮遊するため、風の少ないときは濃度が増し、風が強いと拡散して濃度が低くなる。環境基準は粒径が 10 μm 以下のもの（浮遊粒子状物質（SPM））及び粒径が 2.5 μm 以下のもの（微小粒子状物質）について定められている。

粉じん (p52)

大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質を粉じんという。

[へ]

閉鎖性水域 (p78)

湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域をいう。水利特性上汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。

[ほ]

保安林 (p118)

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。指定されると、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

放射線 (p105)

主な放射線には、 α 線・ β 線・ γ 線の3種類がある。 α 線は高速のヘリウム原子核であり+（プラス）の電荷を持っている。 β 線は高速の電子で-（マイナス）の電荷を持っている。また γ 線は電磁波の1種で最も強い透過力を持っている。その他の放射線には、X線・中性子線・陽子線等がある。放射能とはこの放射線を出す能力（性質）のことである。

[ゆ]

ユネスコエコパーク (p133)

ユネスコ（国連教育科学文化機関）が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserve（生物圏保存地域）」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもってもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。2024年7月現在、136か国759地域、うち国内では10地域が登録されている。

[よ]

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）(p42)

家庭から一般廃棄物として排出される缶、ペ

ットボトル、ガラスびん等の容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出し」、「市町村が分別収集し」、「事業者が再商品化（リサイクル）」するという各々の役割分担を規定し、ごみの減量化と再生資源の利用を図り、生活環境の保全に寄与することを目的に、平成7年6月に制定され平成12年4月に完全施行された。

[り]

リスクコミュニケーション (p100)

リスクに関する正確な情報を行政、専門家、企業、市民などの関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること。関係者間で信頼関係を構築することで、リスクの回避や除去あるいは低減につながる。

[B]

BOD（生物化学的酸素要求量）(p67)

水中の汚濁物質（有機物）が20℃、5日間で微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化されるときに消費される酸素の量。BODが大きいと、その水は有機物による汚濁が進んでいることを示す。BODは、河川の汚濁状況を表す指標として採用されている。

[C]

COD（化学的酸素要求量）(p67)

水中の有機物などは、溶存酸素を消費し、水中生物の生育を阻害する。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在BOD及びCODが採用されており、このほかTOC（全有機炭素）等について検討が行われている。これらの有機汚濁指標は、いずれもmg/Lで表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。CODは、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

[D]

DO（溶存酸素）(p68)

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、その結果、溶存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。更に、酸素の欠乏状態が長く続くと嫌気性の分解が起こり、硫化水素などのガスを発生して水質は著しく悪化する。

[N]

N m³/h（ノルマル立方メートル毎時）(p11)

気体の標準状態における1時間当たりの排出量を表す単位。気体は、温度・圧力によって体積が変化するため、温度が0℃、圧力が1

気圧の状態に換算した量である。

[P]

pH (ピーエイチ) (p35)

水素イオン濃度指数で、mol/L 単位で測られた水素イオン濃度の逆数の常用対数として定義された量のことである。pH=-log [H⁺]
pH=7 は中性、pH<7 は酸性、pH>7 はアルカリ性を表す。

ppm (ピーピーエム) (p59)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1 m³中に1 cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1 kg (約1L) 中に1 mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合にはppb (10億分の1)、ppt (1兆分の1) も用いられる。

[S]

SS (Suspended solid) (p68)

粒径2 mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいい、水質汚濁の指標の一つである。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

[T]

TEQ (p100)

ダイオキシン類全体の毒性の強さを表した毒性等量のことである。ダイオキシン類には、毒性が異なる様々な異性体が存在しているため、単純に各異性体の量を合計してもダイオキシン類全体の毒性の強さを表すことができない。そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を基準(1)として、他の異性体の毒性の強さを表す係数をあらかじめ定めておき、個々の異性体の濃度に定められた係数をかけた数値を合計して、ダイオキシン類全体の毒性の強さを表している。